

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2022.12.24

三菱UFJ バランス・イノベーション
(株式抑制型) / (株式重視型) / (新興国投資型)
〈愛称:ファーストラップ(ささえ)〉

追加型投信 / 内外 / 資産複合

この目論見書により行う「三菱UFJ バランス・イノベーション(株式抑制型)」、「三菱UFJ バランス・イノベーション(株式重視型)」、「三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年6月24日に関東財務局長に提出しており、2022年6月25日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	1
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	46
第3【ファンドの経理状況】	53
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	183
第三部【委託会社等の情報】	184
第1【委託会社等の概況】	184
約款	213

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）
三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）
（以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）
愛称として「ファーストラップ（ささえ）」を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2022年6月25日から2023年6月26日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型	内外	不動産投信	E T F	特殊型 ()
		その他資産 ()		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回 年4回 年6回	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
債券	(隔月)	アジア オセアニア				
一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性	年12回 (毎月) 日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング			その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
不動産投信						
その他資産 (投資信託証 券(資産複合 (株式、債 券)))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
		不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の

		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

各ファンドは、世界の株式や債券を主な投資対象とし、投資環境等の変化に合わせて組入比率を変更する投資信託です。

ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および利子・配当等収益の確保をめざします。

ファンドの特色

三菱UFJ バランス・イノベーション
(株式抑制型)

三菱UFJ バランス・イノベーション
(株式重視型)

三菱UFJ バランス・イノベーション
(新興国投資型)

投資対象

「三菱UFJ バランス・イノベーション(株式抑制型)」、「三菱UFJ バランス・イノベーション(株式重視型)」は、マザーファンドへの投資を通じて、国内および先進国の株式、債券および短期金融資産に実質的な投資を行います。
「三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)」は、上記に加え、マザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式、債券にも実質的な投資を行います。

◆以下、各ファンドを「株式抑制型」、「株式重視型」、「新興国投資型」という場合があります。

<各ファンドの特徴>

各ファンド	特徴
「株式抑制型」	<ul style="list-style-type: none"> 国内、先進国の株式・債券および短期公社債等に投資するファンドです。 国内株式、先進国株式の組入比率を抑えて、比較的安定的な基準価額の上昇をめざすファンドです。
「株式重視型」	<ul style="list-style-type: none"> 国内、先進国の株式・債券および短期公社債等に投資するファンドで、「株式抑制型」と比較して国内株式、先進国株式の組入比率を高めることが可能です。 「株式抑制型」と比較して、株式相場上昇局面における株式の値上がり益の獲得をめざすファンドで、値動きはより大きくなる傾向があります。
「新興国投資型」	<ul style="list-style-type: none"> 国内、先進国の株式・債券および短期公社債等に加え、新興国の株式・債券にも投資するファンドです。 より一層の値上がり益の獲得をめざすファンドで、3つのファンドの中では最も値動きが大きくなる傾向があります。

1 運用期間、市況動向によっては、上記の傾向とならない場合があります。

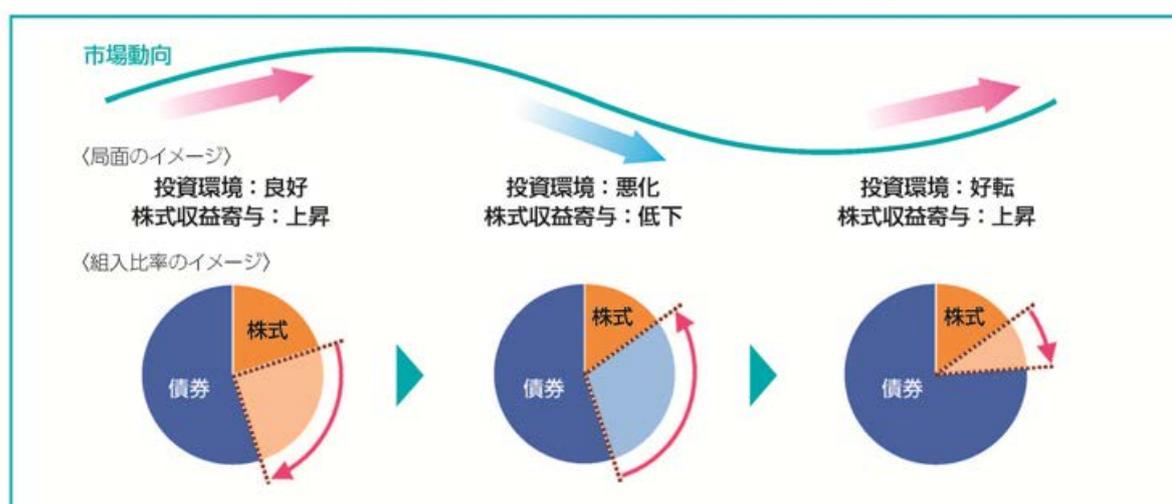
＜各ファンドが投資対象とするマザーファンドと運用目標＞

各ファンド	各マザーファンド	主要投資対象	運用目標
「株式抑制型」 および 「株式重視型」	TOPIXマザーファンド	国内株式	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
	外国株式インデックスマザーファンド	先進国株式 (国内株式を除く)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
	国内債券インデックスマザーファンド	国内債券	NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。
	ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド	先進国債券 (国内債券を除く)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
	マネー・マーケット・マザーファンド	国内の 短期公社債等	安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
「新興国投資型」	新興国株式インデックスマザーファンド	新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動した投資成果をめざして運用を行います。
	ヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンド	新興国債券	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円ヘッジ・円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

・「新興国投資型」のみ新興国株式および新興国債券への実質的な投資を行います。

■運用方法・運用プロセス

＜(ご参考)「株式抑制型」の組入比率変更のイメージ＞



❗ 上図はファンドの組入比率の変更をご理解いただくために、「株式抑制型」における組入比率の変更をイメージとして示したものであり、上記と同じ条件での「株式重視型」、「新興国投資型」の組入比率とは異なります。また、各投資環境における組入比率については実際の比率と異なり、投資環境等によっては、株式の組入れを行わない場合があります。

- 各資産の組入比率は以下の範囲で決定します。

<各資産の組入比率>

	「株式抑制型」	「株式重視型」	「新興国投資型」
国内株式	0.0%～22.0%	0.0%～42.5%	0.0%～33.0%
先進国株式	0.0%～22.0%	0.0%～42.5%	0.0%～33.0%
新興国株式	投資を行いません	投資を行いません	0.0%～32.0%
国内債券	0.0%～51.0%	0.0%～51.0%	0.0%～32.7%
先進国債券	0.0%～25.0% (原則、25.0%固定とします。)	0.0%～25.0% (原則、13.0%～25.0%とします。)	0.0%～32.7%
新興国債券	投資を行いません	投資を行いません	0.0%～32.7%

❗ 上記以外に短期金融資産を組み入れます。

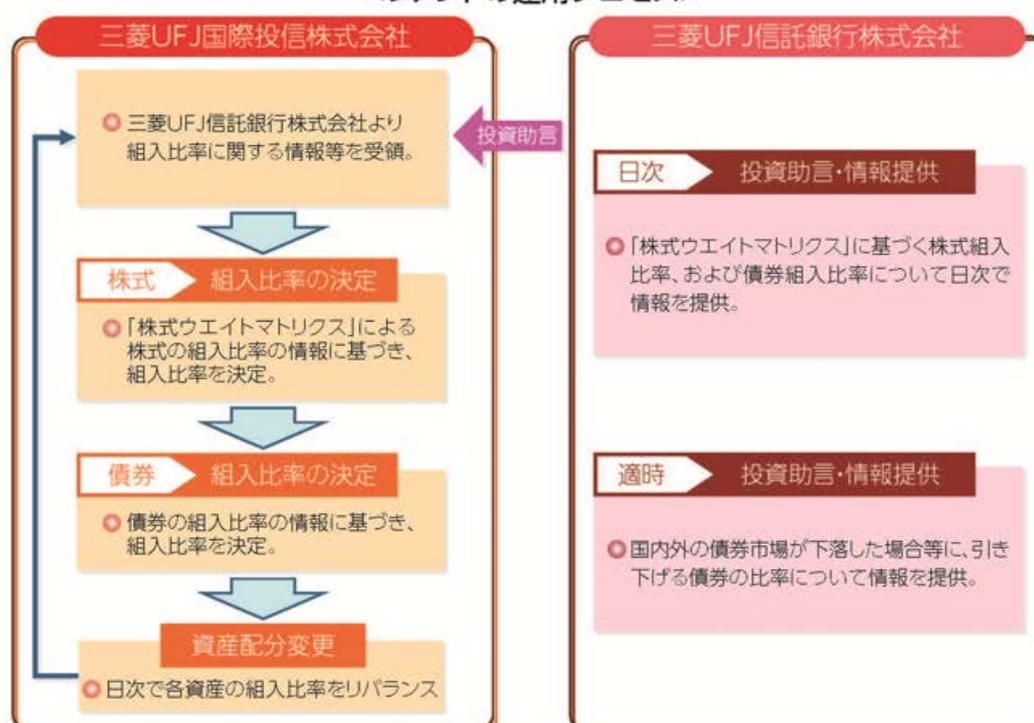
❗ 上記組入比率は、今後、変更となる場合があります。

- 三菱UFJ信託銀行株式会社の投資助言・情報提供に基づき、三菱UFJ国際投信株式会社が各ファンドの運用を行います。

❗ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

- ファンドの運用プロセスは以下のとおりです。

<ファンドの運用プロセス>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用を行わない場合があります。

・ファンドは、年金運用に実績のある三菱UFJ信託銀行株式会社による助言をもとに運営します。なお、ファンドのベースとなっている「下方リスク抑制/バランス」は、内外株式下落による損失回避と中期的な収益確保をめざし、機動的に投資比率をコントロールする運用商品であり、三菱UFJ信託銀行株式会社が三菱UFJトラスト投資工学研究所(MTEC)のサポートを受け、独自に開発したモデルに基づく運用手法で年金顧客向けに提供されております。

- 株式の組入比率については、投資環境や株式部分の収益寄与に基づいて決定する「株式ウェイトマトリクス」を活用します。
- ◆ 「投資環境」は、株式市場や景気の方向性、信用リスクに対する市場の反応の大きさ、株式市場の値動きの大きさ等を測る複数の指標を用いて計算される相場局面判断インデックスをもとに判断します。なお、「新興国投資型」は上記各指標に加え、新興国通貨の下落率を活用した指標も用います。
- ◆ 「株式部分の収益寄与」は、過去の株式の収益率に組入比率を勘案して算出します。
- ❗ 「株式ウェイトマトリクス」は、各ファンドごとおよび各資産(国内株式、先進国株式、新興国株式)ごとに異なります。また、「投資環境」を判断する各指標については、今後変更になる場合があります。

<株式ウェイトマトリクスのイメージ>



❗ 上記の株式ウェイトマトリクスはイメージであり、実際の運用に用いるものとは異なる場合があります。

- 「株式抑制型」は、株式部分以外への投資については、先進国債券に一定の比率で投資を行い、残りは国内債券等に投資します。
- 「株式重視型」は、株式の実質組入比率に応じて先進国債券の組入比率を決定し、残りは国内債券等に投資します。
- 「新興国投資型」は、株式部分以外への投資については、国内債券、先進国債券、新興国債券の組入比率が均等になるよう投資を行います。
- なお、国内外の債券市場が下落した場合等に債券の組入比率を引き下げ、マネー・マーケット・マザーファンド等への投資を行う場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

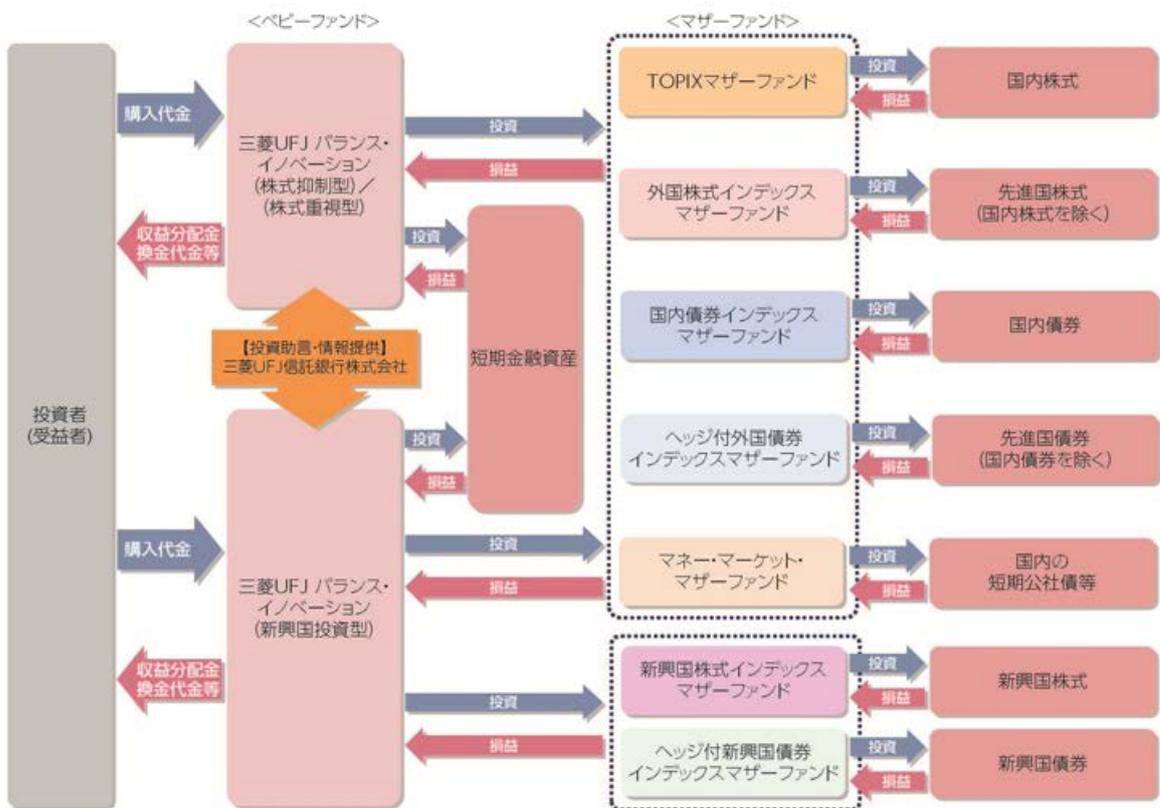


実質組入外貨建資産のうち債券部分については、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。その他の実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 実質組入外貨建資産のうち債券部分については、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
 - その他の実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、各ファンドは為替相場の変動による影響を受けます。
- ❗ 為替ヘッジを行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当以上のヘッジコストとなる場合があります。

■ ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンド等への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および国内の短期金融資産へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



- ❗ スイッチングの取扱いについては、スイッチングの取扱いを行わない販売会社もあるため、詳しくは、販売会社にご確認下さい。
- ❗ スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。

年1回の決算時(3月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。



指数について

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(米ドルベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している流動性の高い米ドル建ての新興国国債のパフォーマンスを表す代表的な指数です。JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円ヘッジ・円換算ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスの著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

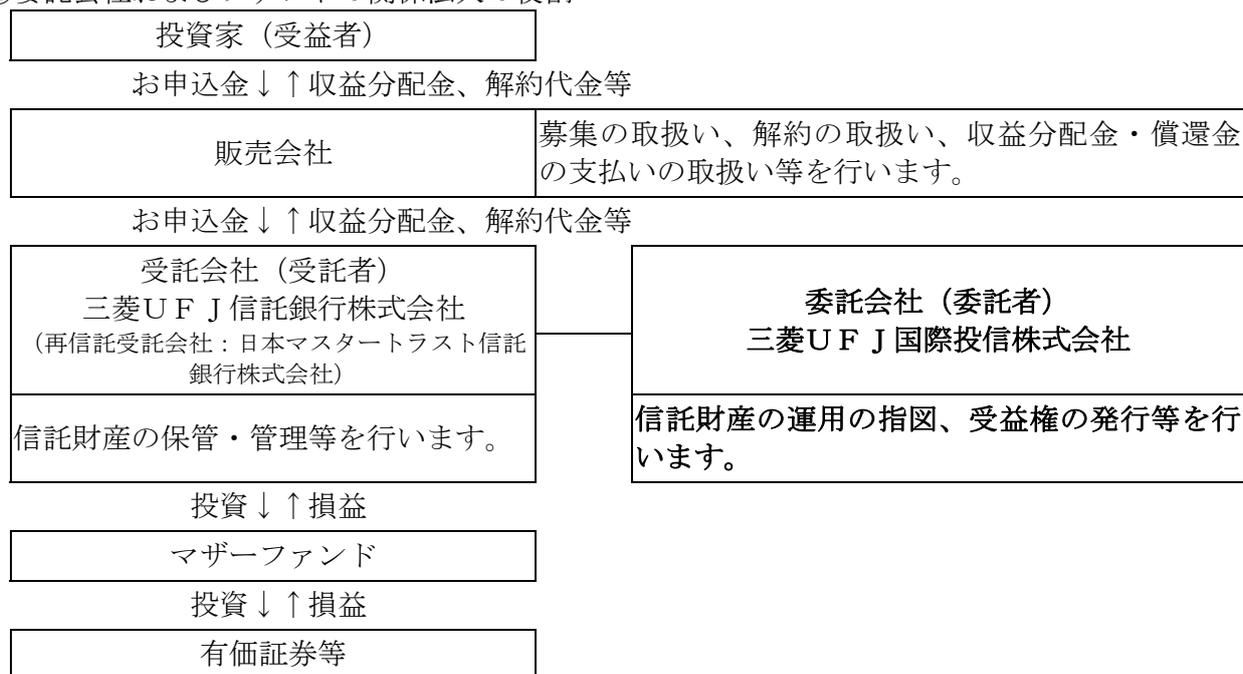
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年10月25日	設定日、信託契約締結、運用開始
2020年6月25日	ファンドの投資対象に「国内債券インデックスマザーファンド」を追加
2020年12月25日	ファンドの投資対象から「日本債券インデックスマザーファンド」を削除
2021年12月25日	信託期間を2023年3月24日までから2028年3月24日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022年9月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社

- 2005年10月 　　が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、
 商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
- 2015年7月 　　三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三
 菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）」

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券およびヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、値上がり益の獲得および利子・配当等収益の確保をめざします。

株式の実質組入比率は、株式組入れを比較的抑えつつ、相場の局面判断や株式の収益率等に基づいて決定します。

債券の実質組入比率は、原則として、先進国債券を一定の比率とし、残りの部分は国内債券等を組入れます。

国内外の債券市場が下落した場合等に債券の実質組入比率を引き下げ、マネー・マーケット・マザーファンド等の組入れを行う場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産のうち債券部分については、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。その他の実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）」

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券およびヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、値上がり益の獲得および利子・配当等収益の確保をめざします。

株式の実質組入比率は、相場の局面判断や株式の収益率等に基づいて決定します。

債券の実質組入比率は、株式の実質組入比率に応じて先進国債券の組入比率を決定し、残りの部分は国内債券等を組入れます。

国内外の債券市場が下落した場合等に債券の実質組入比率を引き下げ、マネー・マーケット・マザーファンド等の組入れを行う場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産のうち債券部分については、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。その他の実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）」

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、新興国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券、ヘッジ付外国

債券インデックスマザーファンド受益証券、ヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、新興国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、値上がり益の獲得および利子・配当等収益の確保をめざします。

株式の実質組入比率は、相場の局面判断や株式の収益率等に基づいて決定します。

債券の実質組入比率は、原則として、国内債券、先進国債券および新興国債券を均等とします。

国内外の債券市場が下落した場合等に債券への実質組入比率を引き下げ、マネー・マーケット・マザーファンド等の組入れを行う場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産のうち債券部分については、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。その他の実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

「三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）／（株式重視型）」

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、国内債券インデックスマザーファンド、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

「三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）」

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、国内債券インデックスマザーファンド、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド、ヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

<ファンド共通>

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1. から 23. に該当するものを除きます。）
 25. 外国の者に対する権利で23. および24. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から5. に該当するものを除きます。）
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）

8. 外国の者に対する権利で5. から7. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

TOPIXマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

対象インデックスからカイ離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。

株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への投資は行いません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国株式インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがありま

す。

・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑨デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

国内債券インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

主としてわが国の公社債に投資を行います。

公社債の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が 100%を超える場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とし、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として対象インデックスとの連動を維持するため為替ヘッジを行います。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑩金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑪外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

マネー・マーケット・マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

②投資態度

わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資は行いません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③有価証券先物取引等を行うことができます。
- ④スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑤金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

新興国株式インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、MSC Iエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動した投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

新興国の株式等（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている新興国の株式等に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

株式等の組入比率は原則として高位を保ちます。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の投資比率が100%を超え

る場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑤有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑥スワップ取引を行うことができます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑨デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

ヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジ・円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

新興国の米ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

新興国の米ドル建ての公社債を主要投資対象とし、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジ・円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の投資比率が 100%を超える場合があります。

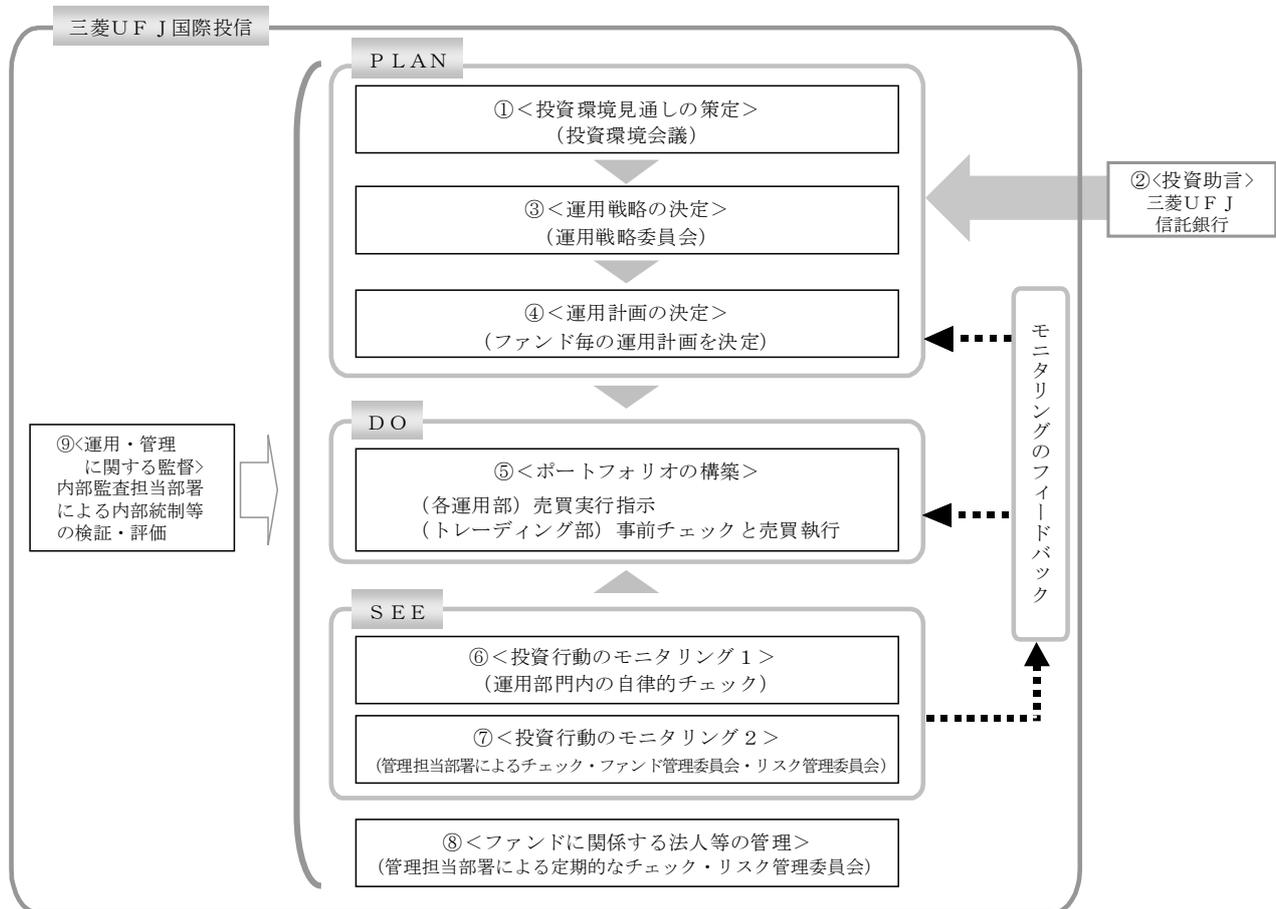
組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するために行うことができます。
- ⑩金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑪外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②投資助言

当ファンドは、三菱UFJ信託銀行（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

③運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通し、および②の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

④運用計画の決定

③で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

⑤ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑥投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑦投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑧ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑨運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取

引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（③に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦有価証券の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

⑧資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑨投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または⑦の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

組入外貨建資産のうち債券部分については、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

その他の組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

⑤カントリーリスク

「三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）」

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まる場合があります。

※留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

① トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

② コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③ リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④ 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

株式抑制型

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

株式重視型

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



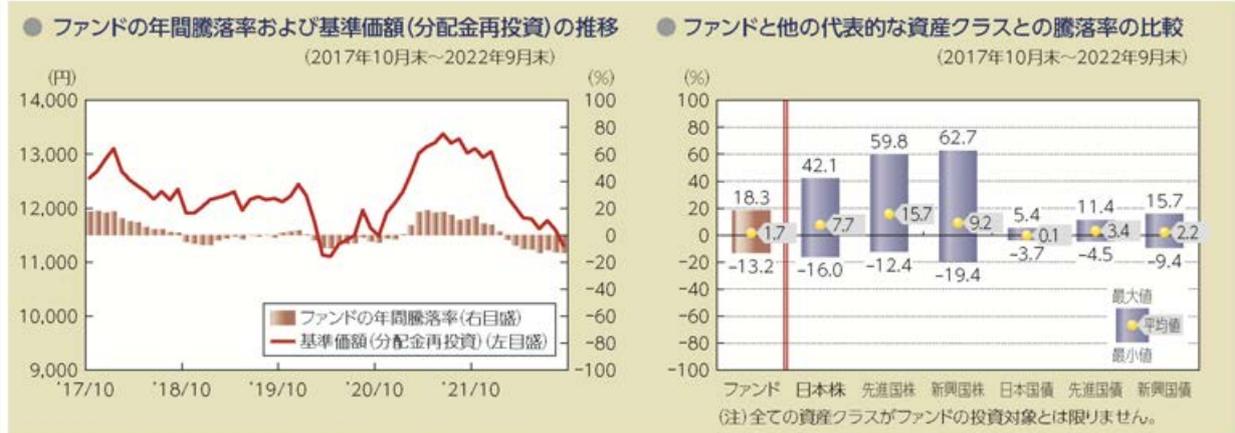
● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

新興国投資型



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格)×2.2%(税抜2%)を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込には分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配

金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.43%（税抜 1.3%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.75%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、ヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 9 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	10,402,495,893	51.39
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	9,838,377,265	48.61
純資産総額		20,240,873,158	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックスマザーファンド	11,003,274,692	0.9611	10,575,247,307	0.9454	10,402,495,893	51.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	51.39
合計	51.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年3月25日)	941,919,658	941,919,658	10,168	10,168
第2計算期間末日 (平成27年3月25日)	21,743,970,931	21,743,970,931	11,001	11,001
第3計算期間末日 (平成28年3月25日)	52,322,002,817	52,322,002,817	10,915	10,915
第4計算期間末日 (平成29年3月27日)	46,411,260,274	46,411,260,274	10,781	10,781
第5計算期間末日 (平成30年3月26日)	27,872,022,932	27,872,022,932	11,124	11,124
第6計算期間末日 (平成31年3月25日)	30,377,735,462	30,377,735,462	11,215	11,215
第7計算期間末日 (令和2年3月25日)	28,457,787,754	28,457,787,754	11,015	11,015
第8計算期間末日 (令和3年3月25日)	25,856,771,935	25,856,771,935	11,347	11,347
第9計算期間末日 (令和4年3月25日)	21,812,432,808	21,812,432,808	11,322	11,322
令和3年9月末日	24,071,843,230	—	11,661	—
10月末日	23,807,687,855	—	11,763	—
11月末日	23,346,143,998	—	11,701	—
12月末日	23,274,816,356	—	11,794	—
令和4年1月末日	22,521,732,882	—	11,485	—
2月末日	22,163,160,581	—	11,350	—
3月末日	21,858,924,824	—	11,354	—
4月末日	21,456,021,501	—	11,253	—
5月末日	21,219,522,955	—	11,229	—
6月末日	20,904,950,016	—	11,142	—
7月末日	20,962,906,338	—	11,227	—
8月末日	20,626,654,256	—	11,111	—
9月末日	20,240,873,158	—	10,996	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円

第9計算期間	0円
--------	----

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	1.68
第2計算期間	8.19
第3計算期間	△0.78
第4計算期間	△1.22
第5計算期間	3.18
第6計算期間	0.81
第7計算期間	△1.78
第8計算期間	3.01
第9計算期間	△0.22
第10中間計算期間	△2.60

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	941,256,105	14,895,373	926,360,732
第2計算期間	21,162,714,048	2,322,836,403	19,766,238,377
第3計算期間	35,213,444,969	7,042,824,390	47,936,858,956
第4計算期間	14,107,298,059	18,996,501,741	43,047,655,274
第5計算期間	4,023,376,097	22,015,232,045	25,055,799,326
第6計算期間	5,274,825,327	3,244,462,370	27,086,162,283
第7計算期間	1,987,264,985	3,238,817,169	25,834,610,099
第8計算期間	525,345,517	3,573,208,348	22,786,747,268
第9計算期間	519,013,721	4,040,116,658	19,265,644,331
第10中間計算期間	45,924,068	878,969,706	18,432,598,693

【三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）】

(1)【投資状況】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	10,888,834,959	51.09
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	10,422,919,289	48.91
純資産総額		21,311,754,248	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックスマザーファンド	11,517,701,459	0.9604	11,062,630,004	0.9454	10,888,834,959	51.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	51.09
合計	51.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年3月25日)	1,343,219,066	1,343,219,066	10,292	10,292
第2計算期間末日 (平成27年3月25日)	24,655,190,688	24,655,190,688	11,765	11,765
第3計算期間末日 (平成28年3月25日)	61,738,348,442	61,738,348,442	11,488	11,488
第4計算期間末日 (平成29年3月27日)	43,553,330,759	43,553,330,759	11,535	11,535
第5計算期間末日 (平成30年3月26日)	27,531,362,672	27,531,362,672	12,321	12,321
第6計算期間末日 (平成31年3月25日)	31,437,259,282	31,437,259,282	12,534	12,534
第7計算期間末日 (令和2年3月25日)	28,750,760,854	28,750,760,854	12,010	12,010
第8計算期間末日 (令和3年3月25日)	26,855,099,280	26,855,099,280	12,862	12,862
第9計算期間末日 (令和4年3月25日)	22,691,860,863	22,691,860,863	13,219	13,219
令和3年9月末日	24,849,119,339	—	13,594	—

10 月末日	24,964,001,031	—	13,845	—
11 月末日	24,194,219,308	—	13,677	—
12 月末日	24,458,181,380	—	13,942	—
令和 4 年 1 月末日	23,248,785,324	—	13,348	—
2 月末日	22,818,644,592	—	13,214	—
3 月末日	22,779,023,735	—	13,283	—
4 月末日	22,405,345,937	—	13,211	—
5 月末日	22,164,859,412	—	13,183	—
6 月末日	21,794,454,965	—	13,043	—
7 月末日	21,908,249,890	—	13,168	—
8 月末日	21,638,747,636	—	13,043	—
9 月末日	21,311,754,248	—	12,907	—

② 【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円
第 4 計算期間	0 円
第 5 計算期間	0 円
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	0 円
第 9 計算期間	0 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	2.92
第 2 計算期間	14.31
第 3 計算期間	△2.35
第 4 計算期間	0.40
第 5 計算期間	6.81
第 6 計算期間	1.72
第 7 計算期間	△4.18
第 8 計算期間	7.09
第 9 計算期間	2.77
第 10 中間計算期間	△2.15

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,311,088,736	5,967,768	1,305,120,968
第2計算期間	25,095,132,460	5,444,511,240	20,955,742,188
第3計算期間	43,638,216,569	10,852,980,012	53,740,978,745
第4計算期間	5,975,078,368	21,959,271,960	37,756,785,153
第5計算期間	5,921,593,950	21,334,148,864	22,344,230,239
第6計算期間	5,496,470,932	2,758,727,653	25,081,973,518
第7計算期間	2,340,829,162	3,484,699,835	23,938,102,845
第8計算期間	424,139,994	3,482,947,344	20,879,295,495
第9計算期間	528,655,909	4,242,306,956	17,165,644,448
第10中間計算期間	172,214,871	787,743,676	16,550,115,643

【三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）】

(1) 【投資状況】

令和4年9月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,272,122,853	70.70
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,355,968,262	29.30
純資産総額		4,628,091,115	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックスマザーファンド	1,615,887,571	0.9591	1,549,935,097	0.9454	1,527,660,109	33.01
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	982,125,320	1.0181	1,000,000,000	1.0182	1,000,000,000	21.61
日本	親投資信託受益証券	ヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンド	903,364,573	0.8773	792,555,853	0.8241	744,462,744	16.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
----	----------

親投資信託受益証券	70.70
合計	70.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成26年3月25日)	125,120,227	125,120,227	10,035	10,035
第2計算期間末日 (平成27年3月25日)	1,066,640,671	1,066,640,671	10,816	10,816
第3計算期間末日 (平成28年3月25日)	1,296,388,956	1,296,388,956	10,811	10,811
第4計算期間末日 (平成29年3月27日)	1,185,983,561	1,185,983,561	11,276	11,276
第5計算期間末日 (平成30年3月26日)	8,838,464,673	8,838,464,673	12,488	12,488
第6計算期間末日 (平成31年3月25日)	9,471,549,757	9,471,549,757	12,185	12,185
第7計算期間末日 (令和2年3月25日)	8,417,184,461	8,417,184,461	11,099	11,099
第8計算期間末日 (令和3年3月25日)	7,842,260,783	7,842,260,783	12,768	12,768
第9計算期間末日 (令和4年3月25日)	5,200,930,166	5,200,930,166	12,033	12,033
令和3年9月末日	6,377,777,715	—	13,023	—
10月末日	6,205,537,900	—	13,106	—
11月末日	5,882,830,147	—	12,944	—
12月末日	5,871,260,600	—	13,050	—
令和4年1月末日	5,595,505,246	—	12,634	—
2月末日	5,366,148,871	—	12,215	—
3月末日	5,176,281,316	—	12,016	—
4月末日	4,987,973,724	—	11,822	—
5月末日	4,931,942,728	—	11,803	—
6月末日	4,816,589,168	—	11,619	—
7月末日	4,861,619,895	—	11,769	—
8月末日	4,779,204,440	—	11,597	—

9 月末日	4,628,091,115	—	11,307	—
-------	---------------	---	--------	---

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円
第 4 計算期間	0 円
第 5 計算期間	0 円
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	0 円
第 9 計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	0.35
第 2 計算期間	7.78
第 3 計算期間	△0.04
第 4 計算期間	4.30
第 5 計算期間	10.74
第 6 計算期間	△2.42
第 7 計算期間	△8.91
第 8 計算期間	15.03
第 9 計算期間	△5.75
第 10 中間計算期間	△4.84

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	128,985,856	4,305,586	124,680,270
第 2 計算期間	1,152,904,287	291,375,437	986,209,120
第 3 計算期間	551,196,595	338,236,484	1,199,169,231
第 4 計算期間	468,990,819	616,395,704	1,051,764,346
第 5 計算期間	7,312,217,505	1,286,533,821	7,077,448,030
第 6 計算期間	1,589,895,766	894,060,789	7,773,283,007
第 7 計算期間	619,203,622	808,866,213	7,583,620,416
第 8 計算期間	97,832,324	1,539,250,882	6,142,201,858
第 9 計算期間	79,829,486	1,899,825,819	4,322,205,525

第 10 中間計算期間	17,543,878	245,059,713	4,094,689,690
-------------	------------	-------------	---------------

(参考)

国内債券インデックスマザーファンド

投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	日本	189,324,009,670	83.17
地方債証券	日本	13,051,609,960	5.73
特殊債券	日本	10,190,369,190	4.48
社債券	日本	14,279,803,100	6.27
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	793,402,917	0.35
純資産総額		227,639,194,837	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
債券先物取引	買建	日本	296,600,000	0.13

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第 3 6 3 回利付国債 (10 年)	4,840,000,000	98.85	4,784,666,900	98.46	4,765,899,600	0.100000	2031/6/20	2.09
日本	国債証券	第 1 3 8 回利付国債 (5 年)	3,170,000,000	100.27	3,178,654,100	100.24	3,177,703,100	0.100000	2023/12/20	1.40
日本	国債証券	第 1 4 0 回利付国債 (5 年)	2,940,000,000	100.31	2,949,261,000	100.26	2,947,791,000	0.100000	2024/6/20	1.29
日本	国債証券	第 1 4 6 回利付国債 (5 年)	2,920,000,000	100.45	2,933,387,000	100.43	2,932,672,800	0.100000	2025/12/20	1.29
日本	国債証券	第 1 4 5 回利付国債 (5 年)	2,920,000,000	100.45	2,933,227,600	100.41	2,932,118,000	0.100000	2025/9/20	1.29
日本	国債証券	第 3 6 2 回利付国債 (10 年)	2,960,000,000	98.51	2,915,956,400	98.55	2,917,168,800	0.100000	2031/3/20	1.28
日本	国債証券	第 3 6 1 回利付国債	2,770,000,000	98.99	2,742,240,000	98.63	2,732,134,100	0.100000	2030/12/20	1.20

		債(10年)								
日本	国債証券	第143回利付国債(5年)	2,520,000,000	100.41	2,530,349,200	100.36	2,529,298,800	0.100000	2025/3/20	1.11
日本	国債証券	第150回利付国債(5年)	2,520,000,000	100.02	2,520,579,600	99.93	2,518,387,200	0.005000	2026/12/20	1.11
日本	国債証券	第367回利付国債(10年)	2,390,000,000	99.85	2,386,519,400	99.57	2,379,794,700	0.200000	2032/6/20	1.05
日本	国債証券	第360回利付国債(10年)	2,320,000,000	99.16	2,300,598,000	98.75	2,291,023,200	0.100000	2030/9/20	1.01
日本	国債証券	第144回利付国債(5年)	2,270,000,000	100.43	2,279,761,000	100.39	2,278,921,100	0.100000	2025/6/20	1.00
日本	国債証券	第345回利付国債(10年)	2,200,000,000	100.46	2,210,120,000	100.33	2,207,392,000	0.100000	2026/12/20	0.97
日本	国債証券	第357回利付国債(10年)	2,170,000,000	99.21	2,152,885,300	99.18	2,152,271,100	0.100000	2029/12/20	0.95
日本	国債証券	第350回利付国債(10年)	2,150,000,000	100.20	2,154,300,000	99.97	2,149,398,000	0.100000	2028/3/20	0.94
日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	2,150,000,000	99.83	2,146,345,000	99.61	2,141,744,000	0.100000	2029/3/20	0.94
日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	2,110,000,000	100.45	2,119,642,700	100.37	2,117,933,600	0.100000	2026/9/20	0.93
日本	国債証券	第348回利付国債(10年)	2,020,000,000	100.34	2,026,868,000	100.12	2,022,484,600	0.100000	2027/9/20	0.89
日本	国債証券	第359回利付国債(10年)	2,030,000,000	99.20	2,013,760,000	98.82	2,006,188,100	0.100000	2030/6/20	0.88
日本	国債証券	第347回利付国債(10年)	1,950,000,000	100.40	1,957,936,500	100.18	1,953,646,500	0.100000	2027/6/20	0.86
日本	国債証券	第438回利付国債(2年)	1,950,000,000	100.17	1,953,483,500	100.10	1,952,028,000	0.005000	2024/7/1	0.86
日本	国債証券	第351回利付国債(10年)	1,950,000,000	100.12	1,952,340,000	99.88	1,947,777,000	0.100000	2028/6/20	0.86
日本	国債証券	第353回利付国債(10年)	1,913,000,000	99.92	1,911,636,920	99.72	1,907,681,860	0.100000	2028/12/20	0.84
日本	国債証券	第343回利付国債(10年)	1,840,000,000	100.47	1,848,684,800	100.40	1,847,507,200	0.100000	2026/6/20	0.81
日本	国債証券	第352回利付国債(10年)	1,840,000,000	100.03	1,840,726,000	99.79	1,836,172,800	0.100000	2028/9/20	0.81
日本	国債証券	第142回利付国債(5年)	1,823,000,000	100.37	1,829,796,300	100.33	1,829,052,360	0.100000	2024/12/20	0.80
日本	国債証券	第137回利付国債(20年)	1,600,000,000	114.28	1,828,624,000	113.48	1,815,680,000	1.700000	2032/6/20	0.80
日本	国債証券	第349回利付国債(10年)	1,780,000,000	100.27	1,784,966,200	100.05	1,780,907,800	0.100000	2027/12/20	0.78
日本	国債証券	第356回利付国債(10年)	1,780,000,000	99.56	1,772,221,400	99.38	1,768,981,800	0.100000	2029/9/20	0.78
日本	国債証券	第149回利付国債(5年)	1,760,000,000	100.04	1,760,704,000	100.00	1,760,000,000	0.005000	2026/9/20	0.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年9月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	83.17
地方債証券	5.73
特殊債券	4.48
社債券	6.27

合計	99.65
----	-------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 4 年 9 月 30 日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	大阪取引所	長期国債先物 2 2 年 1 2 月限	買建	2	円	297,642,200	296,600,000	0.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

ヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンド

投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位: 円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	7,514,012,898	101.12
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	△83,253,264	△1.12
純資産総額		7,430,759,634	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 9 月 30 日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	5.103 QATAR 480423	1,000,000	15,749.01	157,490,143	14,043.19	140,431,960	5.103000	2048/4/23	1.89
アメリカ	国債証券	4.817 QATAR 490314	800,000	15,527.25	124,218,018	13,433.87	107,471,031	4.817000	2049/3/14	1.45
アメリカ	国債証券	6.375 TURKEY 251014	800,000	13,158.88	105,271,077	13,071.27	104,570,197	6.375000	2025/10/14	1.41
アメリカ	国債証券	0.55 CHINA GOVT I 251021	800,000	13,510.77	108,086,184	12,987.72	103,901,784	0.550000	2025/10/21	1.40
アメリカ	国債証券	4.25 TURKEY 250313	800,000	12,718.66	101,749,298	12,729.82	101,838,617	4.250000	2025/3/13	1.37
アメリカ	国債証券	4.75 TURKEY 260126	800,000	12,732.92	101,863,409	12,218.34	97,746,750	4.750000	2026/1/26	1.32
アメリカ	国債証券	3.875 BRAZIL 300612	800,000	12,645.53	101,164,266	11,916.71	95,333,701	3.875000	2030/6/12	1.28
アメリカ	国債証券	FRN ECUADOR 350731	1,800,000	8,061.09	145,099,620	4,965.81	89,384,613	2.500000	2035/7/31	1.20
アメリカ	国債証券	2.783 PERU 310123	750,000	13,087.34	98,155,115	11,560.45	86,703,391	2.783000	2031/1/23	1.17
アメリカ	国債証券	4.375 SAUDI INTER 290416	600,000	15,007.14	90,042,857	14,166.90	85,001,442	4.375000	2029/4/16	1.14

アメリカ	国債証券	3. 4 QATAR 250416	600,000	14,397.87	86,387,274	14,000.85	84,005,121	3.400000	2025/4/16	1.13
アメリカ	国債証券	0.75 ABU DHABI GO 230902	600,000	14,068.58	84,411,486	13,990.12	83,940,738	0.750000	2023/9/2	1.13
アメリカ	国債証券	4 QATAR 290314	600,000	14,813.48	88,880,902	13,875.92	83,255,555	4.000000	2029/3/14	1.12
アメリカ	国債証券	3.625 SAUDI INTER 280304	600,000	14,916.39	89,498,372	13,695.04	82,170,262	3.625000	2028/3/4	1.11
アメリカ	国債証券	4.875 DOMINICAN 320923	750,000	12,015.75	90,118,159	10,937.92	82,034,467	4.875000	2032/9/23	1.10
アメリカ	国債証券	3.75 PHILIPPINE 290114	600,000	14,245.68	85,474,103	13,579.71	81,478,299	3.750000	2029/1/14	1.10
アメリカ	国債証券	3.75 QATAR 300416	600,000	14,468.25	86,809,540	13,567.91	81,407,490	3.750000	2030/4/16	1.10
アメリカ	国債証券	2.875 BRAZIL 250606	600,000	13,906.10	83,436,625	13,518.76	81,112,613	2.875000	2025/6/6	1.09
アメリカ	国債証券	6 OMAN GOV INTERN 290801	600,000	14,448.56	86,691,376	13,514.24	81,085,491	6.000000	2029/8/1	1.09
アメリカ	国債証券	4.625 BRAZIL 280113	600,000	14,161.45	84,968,716	13,389.76	80,338,581	4.625000	2028/1/13	1.08
アメリカ	国債証券	4.5 PANAMA 560401	800,000	14,184.13	113,473,117	9,902.85	79,222,823	4.500000	2056/4/1	1.07
アメリカ	国債証券	3.125 ABU DHABI G 300416	600,000	14,426.93	86,561,625	13,103.27	78,619,665	3.125000	2030/4/16	1.06
アメリカ	国債証券	4.75 BRAZIL 500114	800,000	11,050.81	88,406,505	9,819.28	78,554,289	4.750000	2050/1/14	1.06
アメリカ	国債証券	3.25 SAUDI INTERN 301022	600,000	14,609.88	87,659,285	13,035.65	78,213,908	3.250000	2030/10/22	1.05
アメリカ	国債証券	FRN ARGENTINA 350709	2,800,000	4,015.40	112,431,208	2,746.17	76,892,809	1.500000	2035/7/9	1.03
アメリカ	国債証券	4.4 QATAR 500416	600,000	14,806.48	88,838,907	12,720.67	76,324,050	4.400000	2050/4/16	1.03
アメリカ	国債証券	4.625 SAUDI INTER 471004	600,000	13,608.85	81,653,147	12,320.39	73,922,349	4.625000	2047/10/4	0.99
アメリカ	国債証券	5.75 SOUTH AFRICA 490930	800,000	12,046.99	96,375,979	9,173.85	73,390,867	5.750000	2049/9/30	0.99
アメリカ	国債証券	3.25 MEXICO 300416	600,000	12,938.77	77,632,641	12,110.57	72,663,431	3.250000	2030/4/16	0.98
アメリカ	国債証券	5.875 DOMINICAN 600130	750,000	10,853.79	81,403,493	9,627.30	72,204,756	5.875000	2060/1/30	0.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 9 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	101.12
合計	101.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	3,584,032,631	100.00
純資産総額		3,584,032,631	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

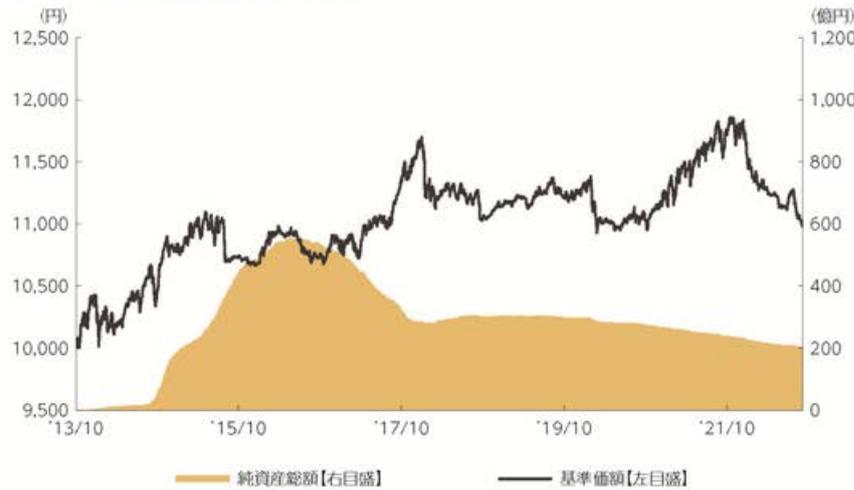


運用実績

2022年9月30日現在

株式抑制型

■基準価額・純資産の推移 2013年10月25日(設定日)～2022年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,996円
純資産総額	202.4億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年3月	0円
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年3月	0円
2018年3月	0円
2017年3月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内債券	51.2%
コールローン他 (負債控除後)	48.8%
合計	100.0%

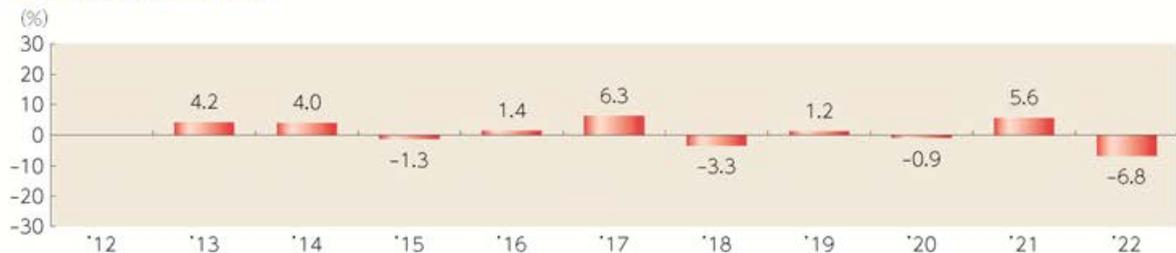
組入通貨	比率
1 円	100.0%

組入上位銘柄	種類	種別	比率
1 第363回利付国債(10年)	債券	国債	1.1%
2 第138回利付国債(5年)	債券	国債	0.7%
3 第140回利付国債(5年)	債券	国債	0.7%
4 第146回利付国債(5年)	債券	国債	0.7%
5 第145回利付国債(5年)	債券	国債	0.7%
6 第362回利付国債(10年)	債券	国債	0.7%
7 第361回利付国債(10年)	債券	国債	0.6%
8 第143回利付国債(5年)	債券	国債	0.6%
9 第150回利付国債(5年)	債券	国債	0.6%
10 第367回利付国債(10年)	債券	国債	0.5%

その他資産の状況	比率
債券先物取引(買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移

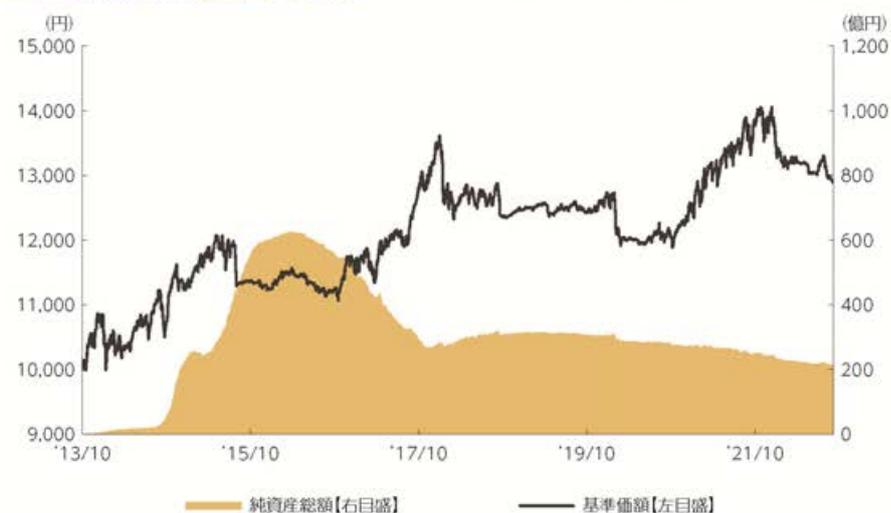


- 収益率は基準価額で計算
- 2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

株式重視型

■基準価額・純資産の推移 2013年10月25日(設定日)～2022年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	12,907円
純資産総額	213.1億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年 3月	0円
2021年 3月	0円
2020年 3月	0円
2019年 3月	0円
2018年 3月	0円
2017年 3月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内債券	50.9%
コールローン他 (負債控除後)	49.1%
合計	100.0%

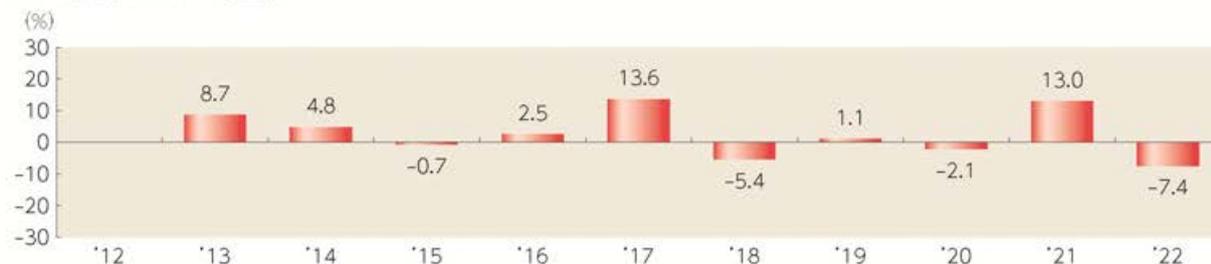
組入通貨	比率
1 円	100.0%

組入上位銘柄	種類	種別	比率
1 第363回利付国債(10年)	債券	国債	1.1%
2 第138回利付国債(5年)	債券	国債	0.7%
3 第140回利付国債(5年)	債券	国債	0.7%
4 第146回利付国債(5年)	債券	国債	0.7%
5 第145回利付国債(5年)	債券	国債	0.7%
6 第362回利付国債(10年)	債券	国債	0.7%
7 第361回利付国債(10年)	債券	国債	0.6%
8 第143回利付国債(5年)	債券	国債	0.6%
9 第150回利付国債(5年)	債券	国債	0.6%
10 第367回利付国債(10年)	債券	国債	0.5%

その他資産の状況	比率
債券先物取引(買建)	0.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移

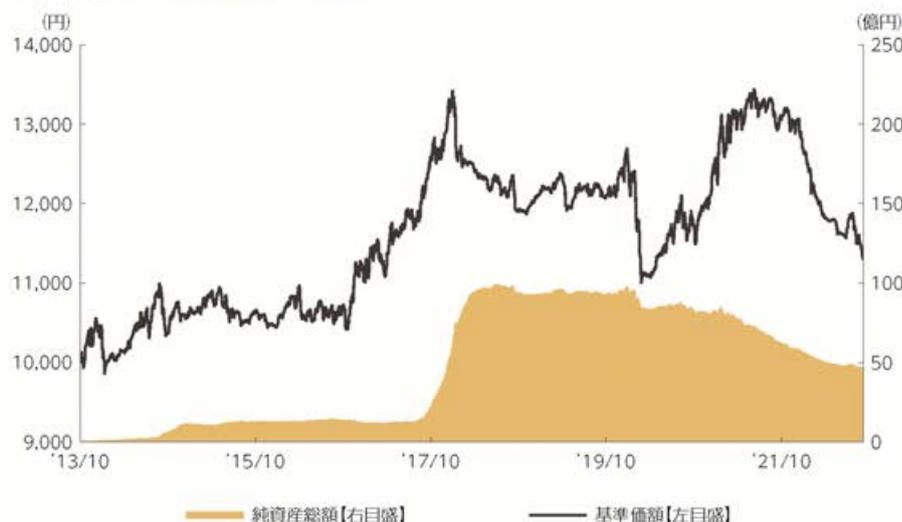


- 収益率は基準価額で計算
- 2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

新興国投資型

■基準価額・純資産の推移 2013年10月25日(設定日)～2022年9月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	11,307円
純資産総額	46.2億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年3月	0円
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年3月	0円
2018年3月	0円
2017年3月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内債券	32.9%
外国債券	16.3%
コールローン他 (負債控除後)	50.8%
合計	100.0%

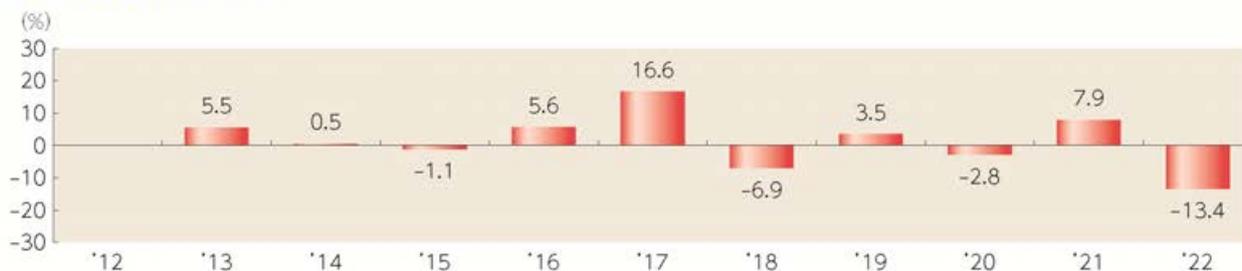
組入上位通貨	比率
1 円	99.8%
2 アメリカドル	0.2%
3 ユーロ	0.0%

組入上位銘柄	種類	種別	比率
1 第363回利付国債(10年)	債券	国債	0.7%
2 第138回利付国債(5年)	債券	国債	0.5%
3 第140回利付国債(5年)	債券	国債	0.4%
4 第146回利付国債(5年)	債券	国債	0.4%
5 第145回利付国債(5年)	債券	国債	0.4%
6 第362回利付国債(10年)	債券	国債	0.4%
7 第361回利付国債(10年)	債券	国債	0.4%
8 第143回利付国債(5年)	債券	国債	0.4%
9 第150回利付国債(5年)	債券	国債	0.4%
10 第367回利付国債(10年)	債券	国債	0.3%

その他資産の状況	比率
債券先物取引(買建)	0.0%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から9月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1 【申込（販売）手続等】

① 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

② 申込単位

販売会社が定める単位

③ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④ 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤ 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥ 申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦ 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧ 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨ 取得申込みの受付の中止および取消し

「三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）／（株式重視型）」

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことが

あります。

「三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）」

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ 国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

「三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）／（株式重視型）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

「三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2028年3月24日まで(2013年10月25日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年3月26日から翌年3月25日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 3 年 3 月 26 日から令和 4 年 3 月 25 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年4月27日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）の令和3年3月26日から令和4年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）の令和4年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

1 【財務諸表】

【三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	748,219,860	2,887,901,492
親投資信託受益証券	25,132,876,726	19,162,055,402
未収入金	242,000,000	-
流動資産合計	26,123,096,586	22,049,956,894
資産合計	26,123,096,586	22,049,956,894
負債の部		
流動負債		
未払解約金	75,424,509	73,280,141
未払受託者報酬	7,322,039	6,299,635
未払委託者報酬	183,050,848	157,490,621
未払利息	129	179
その他未払費用	527,126	453,510
流動負債合計	266,324,651	237,524,086
負債合計	266,324,651	237,524,086
純資産の部		
元本等		
元本	22,786,747,268	19,265,644,331
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,070,024,667	2,546,788,477
（分配準備積立金）	854,402,039	704,506,102
元本等合計	25,856,771,935	21,812,432,808
純資産合計	25,856,771,935	21,812,432,808
負債純資産合計	26,123,096,586	22,049,956,894

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第9期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
営業収益		
受取利息	31,108	2,764
有価証券売買等損益	1,192,175,533	380,593,706
営業収益合計	1,192,206,641	380,596,470
営業費用		
支払利息	974,120	138,071
受託者報酬	15,128,033	13,245,875

委託者報酬	378,200,467	331,146,453
その他費用	1,089,092	953,572
営業費用合計	395,391,712	345,483,971
営業利益又は営業損失(△)	796,814,929	35,112,499
経常利益又は経常損失(△)	796,814,929	35,112,499
当期純利益又は当期純損失(△)	796,814,929	35,112,499
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	43,277,327	98,735,312
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2,623,177,655	3,070,024,667
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,232,457	85,775,660
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,232,457	85,775,660
剰余金減少額又は欠損金増加額	362,923,047	545,389,037
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	362,923,047	545,389,037
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,070,024,667	2,546,788,477

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
1. 期首元本額	25,834,610,099円	22,786,747,268円
期中追加設定元本額	525,345,517円	519,013,721円
期中一部解約元本額	3,573,208,348円	4,040,116,658円
2. 受益権の総数	22,786,747,268口	19,265,644,331口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日			第9期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	191,511,988円	費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	111,491,944円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,215,622,628円	収益調整金額	C	1,842,282,375円
分配準備積立金額	D	551,398,107円	分配準備積立金額	D	704,506,102円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,070,024,667円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,546,788,477円
当ファンドの期末残存口数	F	22,786,747,268口	当ファンドの期末残存口数	F	19,265,644,331口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,347円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,321円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第9期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]

	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	640,761,193	△347,215,253
合計	640,761,193	△347,215,253

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1347円 (11,347円)	1.1322円 (11,322円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド	4,168,121,012	5,373,541,608	
	国内債券インデックスマザーファンド	11,558,041,964	11,108,434,131	
	外国株式インデックスマザーファンド	568,656,835	2,680,079,663	
合計		16,294,819,811	19,162,055,402	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年4月27日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）の令和3年3月26日から令和4年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）の令和4年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

【三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	871,436,797	2,840,697,872
親投資信託受益証券	26,257,241,049	19,866,376,595
未収入金	-	168,000,000
流動資産合計	27,128,677,846	22,875,074,467
資産合計	27,128,677,846	22,875,074,467
負債の部		
流動負債		
未払解約金	78,539,091	12,404,947
未払受託者報酬	7,480,800	6,551,420
未払委託者報酬	187,019,970	163,785,421
未払利息	151	176
その他未払費用	538,554	471,640
流動負債合計	273,578,566	183,213,604
負債合計	273,578,566	183,213,604
純資産の部		
元本等		
元本	20,879,295,495	17,165,644,448
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,975,803,785	5,526,216,415
（分配準備積立金）	1,742,612,538	1,970,857,297
元本等合計	26,855,099,280	22,691,860,863
純資産合計	26,855,099,280	22,691,860,863
負債純資産合計	27,128,677,846	22,875,074,467

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第9期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
営業収益		
受取利息	25,621	1,743
有価証券売買等損益	2,281,448,581	1,198,204,450
営業収益合計	2,281,474,202	1,198,206,193
営業費用		
支払利息	864,366	119,472
受託者報酬	15,378,871	13,836,225
委託者報酬	384,471,694	345,905,446
その他費用	1,107,151	996,078

営業費用合計	401,822,082	360,857,221
営業利益又は営業損失(△)	1,879,652,120	837,348,972
経常利益又は経常損失(△)	1,879,652,120	837,348,972
当期純利益又は当期純損失(△)	1,879,652,120	837,348,972
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	106,080,466	258,965,913
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,812,658,009	5,975,803,785
剰余金増加額又は欠損金減少額	89,953,513	188,796,845
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	89,953,513	188,796,845
剰余金減少額又は欠損金増加額	700,379,391	1,216,767,274
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	700,379,391	1,216,767,274
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,975,803,785	5,526,216,415

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
1. 期首元本額	23,938,102,845 円	20,879,295,495 円
期中追加設定元本額	424,139,994 円	528,655,909 円
期中一部解約元本額	3,482,947,344 円	4,242,306,956 円
2. 受益権の総数	20,879,295,495 口	17,165,644,448 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日			第9期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	257,240,773 円	費用控除後の配当等収益額	A	257,408,724 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	442,488,013 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	320,974,335 円
収益調整金額	C	4,233,191,247 円	収益調整金額	C	3,555,359,118 円
分配準備積立金額	D	1,042,883,752 円	分配準備積立金額	D	1,392,474,238 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,975,803,785 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,526,216,415 円
当ファンドの期末残存口数	F	20,879,295,495 口	当ファンドの期末残存口数	F	17,165,644,448 口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,862 円	1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,219 円
1万円当たり分配金額	H	—円	1万円当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第9期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

親投資信託受益証券	1,455,944,647	△250,041,287
合計	1,455,944,647	△250,041,287

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額	1.2862円	1.3219円
(1万口当たり純資産額)	(12,862円)	(13,219円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド	4,322,449,818	5,572,502,305	
	国内債券インデックスマザーファンド	11,960,158,413	11,494,908,250	
	外国株式インデックスマザーファンド	593,882,037	2,798,966,040	
合計		16,876,490,268	19,866,376,595	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年4月27日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）の令和3年3月26日から令和4年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）の令和4年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

【三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 [令和 3 年 3 月 25 日現在]	第9期 [令和 4 年 3 月 25 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	187,778,657	1,848,315,429
親投資信託受益証券	7,527,182,176	3,402,438,844
未収入金	235,000,000	-
流動資産合計	7,949,960,833	5,250,754,273
資産合計	7,949,960,833	5,250,754,273
負債の部		
流動負債		
未払解約金	49,302,277	8,359,677
未払受託者報酬	2,239,869	1,590,385
未払委託者報酬	55,996,660	39,759,488
未払利息	32	114
その他未払費用	161,212	114,443
流動負債合計	107,700,050	49,824,107
負債合計	107,700,050	49,824,107
純資産の部		
元本等		
元本	6,142,201,858	4,322,205,525
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,700,058,925	878,724,641
(分配準備積立金)	279,822,982	218,196,370
元本等合計	7,842,260,783	5,200,930,166
純資産合計	7,842,260,783	5,200,930,166
負債純資産合計	7,949,960,833	5,250,754,273

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 令和 2 年 3 月 26 日 至 令和 3 年 3 月 25 日	第9期 自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 3 月 25 日
営業収益		
受取利息	5,703	415
有価証券売買等損益	1,291,857,522	△165,851,316
営業収益合計	1,291,863,225	△165,850,901
営業費用		
支払利息	113,952	33,730
受託者報酬	4,603,645	3,605,770
委託者報酬	115,090,938	90,144,174
その他費用	331,339	259,489

営業費用合計	120,139,874	94,043,163
営業利益又は営業損失(△)	1,171,723,351	△259,894,064
経常利益又は経常損失(△)	1,171,723,351	△259,894,064
当期純利益又は当期純損失(△)	1,171,723,351	△259,894,064
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	154,844,650	60,108,385
期首剰余金又は期首欠損金(△)	833,564,045	1,700,058,925
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,545,531	25,055,906
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,545,531	25,055,906
剰余金減少額又は欠損金増加額	169,929,352	526,387,741
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	169,929,352	526,387,741
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,700,058,925	878,724,641

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
1. 期首元本額	7,583,620,416円	6,142,201,858円
期中追加設定元本額	97,832,324円	79,829,486円
期中一部解約元本額	1,539,250,882円	1,899,825,819円
2. 受益権の総数	6,142,201,858口	4,322,205,525口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日			第9期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	109,948,862円	費用控除後の配当等収益額	A	24,321,401円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,420,235,943円	収益調整金額	C	660,528,271円
分配準備積立金額	D	169,874,120円	分配準備積立金額	D	193,874,969円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,700,058,925円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	878,724,641円
当ファンドの期末残存口数	F	6,142,201,858口	当ファンドの期末残存口数	F	4,322,205,525口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,767円	1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,033円
1万円当たり分配金額	H	—円	1万円当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第8期 自 令和2年3月26日 至 令和3年3月25日	第9期 自 令和3年3月26日 至 令和4年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

親投資信託受益証券	582,752,115	△133,129,448
合計	582,752,115	△133,129,448

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第8期 [令和3年3月25日現在]	第9期 [令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額	1,2768円	1,2033円
(1万口当たり純資産額)	(12,768円)	(12,033円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド	1,313,603,073	1,693,497,081	
	国内債券インデックスマザーファンド	1,778,110,252	1,708,941,763	
合計		3,091,713,325	3,402,438,844	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 4 年 3 月 25 日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	57,132,078,526
コール・ローン	7,589,267,995
株式	1,465,188,373,986
投資証券	34,672,689,266
派生商品評価勘定	1,230,608,771
未収入金	16,813,625
未収配当金	2,241,836,924
差入委託証拠金	11,310,986,806
流動資産合計	1,579,382,655,899
資産合計	1,579,382,655,899
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,537,163
未払金	49,167,856,936
未払解約金	2,916,727,808
未払利息	471
流動負債合計	52,093,122,378
負債合計	52,093,122,378
純資産の部	
元本等	
元本	324,060,471,685
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	1,203,229,061,836
元本等合計	1,527,289,533,521
純資産合計	1,527,289,533,521
負債純資産合計	1,579,382,655,899

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4年 3月 25日現在]
1. 期首	令和 3年 3月 26日
期首元本額	239,184,802,487 円
期中追加設定元本額	195,588,593,416 円
期中一部解約元本額	110,712,924,218 円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定型)	231,243,114 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型)	978,519,412 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (成長型)	849,544,624 円
MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	3,101,889,980 円
MAXIS 全世界株式 (オール・カンントリー) 上場投信	2,484,329,208 円
三菱UFJ プライムバランス (安定型) (確定拠出年金)	1,771,993,691 円
三菱UFJ プライムバランス (安定成長型) (確定拠出年金)	9,758,019,598 円
三菱UFJ プライムバランス (成長型) (確定拠出年金)	9,786,127,735 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (2ヵ月分配型)	58,972,951 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド (成長型)	140,639,653 円
ファンド・マネジャー (海外株式)	17,703,570 円
eMAXIS 先進国株式インデックス	12,678,798,866 円
eMAXIS バランス (8資産均等型)	1,091,807,383 円
eMAXIS バランス (波乗り型)	72,882,072 円
三菱UFJ プライムバランス (8資産) (確定拠出年金)	1,587,463,997 円
コアバランス	203,390 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	112,432,964 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040 (確定拠出年金)	149,353,299 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050 (確定拠出年金)	112,389,631 円
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	68,348,281,162 円
海外株式セレクション (ラップ向け)	1,445,222,360 円
eMAXIS Slim バランス (8資産均等型)	3,823,794,717 円
つみたて先進国株式	13,780,482,591 円
つみたて8資産均等バランス	1,715,784,841 円
つみたて4資産均等バランス	516,402,278 円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	1,354,938 円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	2,473,061 円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	3,220,565 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	100,976,104 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年金)	84,819,223 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	47,740,821 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	38,510,958 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	261,355,444 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	510,640,572 円
eMAXIS Slim 全世界株式 (除く日本)	24,642,900,548 円
eMAXIS Slim 全世界株式 (3地域均等型)	362,412,486 円
三菱UFJ DC年金インデックス (先進国株式)	1,459,724,496 円
eMAXIS Slim 全世界株式 (オール・カンントリー)	85,169,355,223 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	54,052,944 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	28,800,291 円
先進国株式インデックスファンド (ラップ向け)	111,458,601 円

つみたて全世界株式	63,301,525円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	15,096,430円
ラップ向けインデックスf 先進国株式	2,735,647,635円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	1,215,246円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	24,400,805,441円
eMAXIS 全世界株式インデックス	3,560,758,287円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式抑制型)	568,656,835円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式重視型)	593,882,037円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション (KAKUSHIN)	433,411,582円
三菱UFJ バランス・イノベーション (債券重視型)	56,546,016円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	267,199,014円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	81,027,498円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	97,371,243円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	336,350,182円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	265,852,263円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	517,859,993円
三菱UFJ 外国株式ファンドVA (適格機関投資家限定)	1,993,839,256円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	15,679円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	13,198,141円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	5,057,305,279円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	68,379,385円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	933,950,195円
MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	12,243,780,993円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	655,892円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	735,210,467円
MUAM 全世界株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	6,396,588,554円
アドバンスト・バランスI (FOFs用) (適格機関投資家限定)	11,704,316円
アドバンスト・バランスII (FOFs用) (適格機関投資家限定)	69,646,772円
MUKAM バランス・イノベーション (株式抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	1,426,088,420円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	519,617,157円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	460,879,156円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	53,675,029円
MUKAM バランス・イノベーション (債券重視型) (適格機関投資家転売制限付)	14,790,506円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	2,110,709,391円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	431,614,958円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) 2 (適格機関投資家転売制限付)	29,414,367円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	22,733円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	2,338,943,567円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	877,677円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	2,968,006円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	1,506,583円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	2,268,487円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	32,658,302円

三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	1,734,263円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	17,465,782円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	1,703,621円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	22,046,124円
三菱UFJ <DC>外国株式インデックスファンド	6,183,132,275円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	104,294,833円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	427,121,181円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	441,249,240円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	422,354,509円
合計	324,060,471,685円
2. 受益権の総数	324,060,471,685口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 3 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 3 月 25 日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
株式	60,669,511,171	
投資証券	2,093,194,003	
合計	62,762,705,174	

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 4 年 3 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	26,547,895,677	—	27,730,713,651	1,182,817,974
合計		26,547,895,677	—	27,730,713,651	1,182,817,974

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和 4 年 3 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	3,507,030,047	—	3,535,192,711	28,162,664
	カナダドル	177,026,051	—	178,843,281	1,817,230
	オーストラリアドル	398,064,570	—	399,136,490	1,071,920
	イギリスポンド	220,923,186	—	222,562,594	1,639,408
	スイスフラン	131,569,512	—	133,115,241	1,545,729
	香港ドル	44,427,026	—	44,769,130	342,104
シンガポールドル	17,482,416	—	17,630,454	148,038	

ニュージーランドドル	4,414,924	—	4,414,919	△5
スウェーデンクローネ	50,778,840	—	51,492,360	713,520
ノルウェークローネ	12,115,891	—	12,219,790	103,899
デンマーククローネ	24,053,667	—	24,254,580	200,913
イスラエルシェケル	4,059,590	—	4,059,665	75
ユーロ	399,287,131	—	402,795,690	3,508,559
売建				
カナダドル	29,190,570	—	29,190,300	270
イギリスポンド	48,276,270	—	48,276,960	△690
合計	5,068,699,691	—	5,107,954,165	39,253,634

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額	4.7130円
(1万口当たり純資産額)	(47,130円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BAKER HUGHES CO	180,781	38.29	6,922,104.49	
	CHENIERE ENERGY INC	54,373	141.57	7,697,585.61	
	CHEVRON CORP	431,201	166.30	71,708,726.30	
	CONOCOPHILLIPS	294,684	104.54	30,806,265.36	

COTERRA ENERGY INC	172,895	27.03	4,673,351.85
DEVON ENERGY CORP	144,292	61.54	8,879,729.68
DIAMONDBACK ENERGY INC	37,921	143.19	5,429,907.99
EOG RESOURCES INC	130,814	121.01	15,829,802.14
EXXON MOBIL CORP	947,027	83.38	78,963,111.26
HALLIBURTON CO	195,652	37.68	7,372,167.36
HESS CORP	63,185	106.51	6,729,834.35
KINDER MORGAN INC	456,783	18.30	8,359,128.90
MARATHON PETROLEUM CORP	137,478	81.39	11,189,334.42
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	208,989	57.75	12,069,114.75
ONEOK INC	100,429	70.43	7,073,214.47
PHILLIPS 66	108,175	81.12	8,775,156.00
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	52,300	251.26	13,140,898.00
SCHLUMBERGER LTD	315,231	42.64	13,441,449.84
VALERO ENERGY CORP	91,539	96.44	8,828,021.16
WILLIAMS COS INC	270,950	32.93	8,922,383.50
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	49,594	242.41	12,022,081.54
ALBEMARLE CORP	26,609	214.15	5,698,317.35
AMCOR PLC	340,666	11.28	3,842,712.48
AVERY DENNISON CORP	18,276	166.82	3,048,802.32
BALL CORP	73,941	92.95	6,872,815.95
CELANESE CORP	25,081	143.86	3,608,152.66
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	47,871	106.40	5,093,474.40
CORTEVA INC	163,303	58.49	9,551,592.47
CROWN HOLDINGS INC	28,722	128.48	3,690,202.56
DOW INC	165,351	64.09	10,597,345.59
DUPONT DE NEMOURS INC	116,336	76.30	8,876,436.80
EASTMAN CHEMICAL CO	31,050	110.64	3,435,372.00
ECOLAB INC	57,835	176.26	10,193,997.10
FMC CORP	29,295	133.85	3,921,135.75
FREEMPORT-MCMORAN INC	326,887	51.45	16,818,336.15
INTERNATIONAL PAPER CO	81,353	45.24	3,680,409.72
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	57,876	127.98	7,406,970.48
LINDE PLC	114,594	318.04	36,445,475.76
LYONDELLBASELL INDU-CL A	60,636	107.14	6,496,541.04
MARTIN MARIETTA MATERIALS	13,462	383.90	5,168,061.80

MOSAIC CO/THE	82,448	68.57	5,653,459.36
NEWMONT CORP	178,620	78.23	13,973,442.60
NUCOR CORP	64,254	153.52	9,864,274.08
PACKAGING CORP OF AMERICA	21,722	152.96	3,322,597.12
PPG INDUSTRIES INC	52,359	129.51	6,781,014.09
RPM INTERNATIONAL INC	27,392	79.88	2,188,072.96
SEALED AIR CORP	35,102	67.22	2,359,556.44
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	55,693	249.93	13,919,351.49
STEEL DYNAMICS INC	42,749	88.66	3,790,126.34
VULCAN MATERIALS CO	30,610	180.84	5,535,512.40
WESTROCK CO	61,030	47.12	2,875,733.60
3M CO	129,193	148.98	19,247,173.14
AERCAP HOLDINGS NV	29,314	54.52	1,598,199.28
ALLEGION PLC	19,271	112.59	2,169,721.89
AMETEK INC	52,059	132.50	6,897,817.50
BOEING CO/THE	124,989	189.05	23,629,170.45
CARRIER GLOBAL CORP	181,264	46.17	8,368,958.88
CATERPILLAR INC	120,978	222.21	26,882,521.38
CUMMINS INC	32,714	209.24	6,845,077.36
DEERE & CO	65,829	432.22	28,452,610.38
DOVER CORP	31,093	157.23	4,888,752.39
EATON CORP PLC	88,787	153.20	13,602,168.40
EMERSON ELECTRIC CO	133,426	97.77	13,045,060.02
FASTENAL CO	128,773	57.35	7,385,131.55
FORTIVE CORP	74,529	61.32	4,570,118.28
FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	31,825	77.57	2,468,665.25
GENERAC HOLDINGS INC	14,613	323.42	4,726,136.46
GENERAL DYNAMICS CORP	53,115	241.00	12,800,715.00
GENERAL ELECTRIC CO	245,731	94.12	23,128,201.72
HEICO CORP	9,664	155.09	1,498,789.76
HEICO CORP-CLASS A	16,453	127.13	2,091,669.89
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	153,994	194.69	29,981,091.86
HOWMET AEROSPACE INC	90,824	37.02	3,362,304.48
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	9,743	203.59	1,983,577.37
IDEX CORP	16,904	194.21	3,282,925.84
ILLINOIS TOOL WORKS	70,074	210.69	14,763,891.06

INGERSOLL-RAND INC	88,255	49.39	4,358,914.45
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	45,200	57.83	2,613,916.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	157,819	65.58	10,349,770.02
KORNIT DIGITAL LTD	10,100	80.84	816,484.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	44,013	256.88	11,306,059.44
LENNOX INTERNATIONAL INC	7,651	261.39	1,999,894.89
LOCKHEED MARTIN CORP	55,575	449.73	24,993,744.75
MASCO CORP	53,525	52.92	2,832,543.00
NORDSON CORP	11,415	227.09	2,592,232.35
NORTHROP GRUMMAN CORP	33,747	454.57	15,340,373.79
OTIS WORLDWIDE CORP	91,010	77.42	7,045,994.20
OWENS CORNING	21,476	92.82	1,993,402.32
PACCAR INC	78,315	88.95	6,966,119.25
PARKER HANNIFIN CORP	28,299	289.14	8,182,372.86
PENTAIR PLC	36,371	55.43	2,016,044.53
PLUG POWER INC	122,839	28.46	3,495,997.94
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	334,919	101.71	34,064,611.49
ROCKWELL AUTOMATION INC	25,617	275.00	7,044,675.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	23,652	461.45	10,914,215.40
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	37,891	51.10	1,936,230.10
SMITH (A. O.) CORP	27,826	66.23	1,842,915.98
SNAP-ON INC	12,812	206.91	2,650,930.92
STANLEY BLACK & DECKER INC	36,786	138.74	5,103,689.64
SUNRUN INC	36,416	32.28	1,175,508.48
TEXTRON INC	50,012	74.66	3,733,895.92
TRANE TECHNOLOGIES PLC	52,665	154.73	8,148,855.45
TRANSDIGM GROUP INC	11,720	675.70	7,919,204.00
UNITED RENTALS INC	16,607	358.98	5,961,580.86
WABTEC CORP	40,506	96.95	3,927,056.70
WW GRAINGER INC	9,658	501.24	4,840,975.92
XYLEM INC	38,994	86.34	3,366,741.96
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	28,957	87.14	2,523,312.98
CINTAS CORP	20,747	410.41	8,514,776.27
CLARIVATE PLC	69,180	16.34	1,130,401.20
COPART INC	47,935	126.64	6,070,488.40
COSTAR GROUP INC	88,193	67.44	5,947,735.92

EQUIFAX INC	27,284	236.53	6,453,484.52
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	28,649	138.62	3,971,324.38
LEIDOS HOLDINGS INC	31,306	107.54	3,366,647.24
REPUBLIC SERVICES INC	50,347	130.19	6,554,675.93
ROBERT HALF INTL INC	23,871	117.12	2,795,771.52
ROLLINS INC	45,331	33.54	1,520,401.74
TRANSUNION	41,415	102.22	4,233,441.30
VERISK ANALYTICS INC	34,394	208.24	7,162,206.56
WASTE CONNECTIONS INC	58,070	133.75	7,766,862.50
WASTE MANAGEMENT INC	93,427	155.04	14,484,922.08
AMERCO	2,336	620.07	1,448,483.52
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	28,525	106.37	3,034,204.25
CSX CORP	496,294	36.68	18,204,063.92
DELTA AIR LINES INC	32,953	37.26	1,227,828.78
EXPEDITORS INTL WASH INC	36,865	103.87	3,829,167.55
FEDEX CORP	56,527	225.12	12,725,358.24
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	237,326	3.63	861,493.38
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	18,882	208.44	3,935,764.08
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	34,149	53.44	1,824,922.56
LYFT INC-A	56,676	38.98	2,209,230.48
NORFOLK SOUTHERN CORP	54,463	279.55	15,225,131.65
OLD DOMINION FREIGHT LINE	22,069	316.67	6,988,590.23
SOUTHWEST AIRLINES CO	38,892	43.92	1,708,136.64
UBER TECHNOLOGIES INC	326,903	34.70	11,343,534.10
UNION PACIFIC CORP	143,797	270.21	38,855,387.37
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	163,145	214.66	35,020,705.70
APTIV PLC	62,001	118.78	7,364,478.78
BORGWARNER INC	54,492	38.52	2,099,031.84
FORD MOTOR CO	877,243	16.83	14,763,999.69
GENERAL MOTORS CO	291,933	44.35	12,947,228.55
LEAR CORP	13,406	142.76	1,913,840.56
LUCID GROUP INC	88,200	26.25	2,315,250.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	36,700	48.66	1,785,822.00
TESLA INC	190,953	1,013.92	193,611,065.76
DR HORTON INC	76,977	78.83	6,068,096.91
GARMIN LTD	33,034	116.82	3,859,031.88

HASBRO INC	30,940	85.50	2,645,370.00
LENNAR CORP-A	58,960	83.88	4,945,564.80
LULULEMON ATHLETICA INC	26,994	317.74	8,577,073.56
MOHAWK INDUSTRIES INC	12,415	135.03	1,676,397.45
NEWELL BRANDS INC	80,494	21.88	1,761,208.72
NIKE INC -CL B	285,900	132.08	37,761,672.00
NVR INC	770	4,739.65	3,649,530.50
PELOTON INTERACTIVE INC-A	64,154	28.94	1,856,616.76
PULTEGROUP INC	52,983	44.57	2,361,452.31
VF CORP	78,227	56.24	4,399,486.48
WHIRLPOOL CORP	12,591	182.79	2,301,508.89
AIRBNB INC-CLASS A	66,186	170.83	11,306,554.38
ARAMARK	50,112	37.31	1,869,678.72
BOOKING HOLDINGS INC	9,210	2,261.99	20,832,927.90
CAESARS ENTERTAINMENT INC	49,601	78.99	3,917,982.99
CARNIVAL CORP	180,675	18.49	3,340,680.75
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,342	1,565.94	9,931,191.48
DARDEN RESTAURANTS INC	29,784	132.40	3,943,401.60
DOMINO'S PIZZA INC	7,833	393.20	3,079,935.60
DRAFTKINGS INC - CL A	74,903	19.05	1,426,902.15
EXPEDIA GROUP INC	32,904	195.02	6,416,938.08
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	60,946	151.89	9,257,087.94
LAS VEGAS SANDS CORP	80,504	39.73	3,198,423.92
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	62,591	171.98	10,764,400.18
MCDONALD'S CORP	167,380	240.26	40,214,718.80
MELCO RESORTS & ENTERT-ADR	64,728	8.56	554,071.68
MGM RESORTS INTERNATIONAL	80,927	42.16	3,411,882.32
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	49,972	76.87	3,841,347.64
STARBUCKS CORP	263,038	87.12	22,915,870.56
VAIL RESORTS INC	9,387	258.62	2,427,665.94
WYNN RESORTS LTD	22,287	81.37	1,813,493.19
YUM! BRANDS INC	65,987	119.70	7,898,643.90
ACTIVISION BLIZZARD INC	174,313	79.62	13,878,801.06
ALPHABET INC-CL A	67,280	2,831.44	190,499,283.20
ALPHABET INC-CL C	63,984	2,826.24	180,834,140.16
AMC ENTERTAINMENT HLDS-CL A	108,848	20.23	2,201,995.04

CABLE ONE INC	1, 113	1, 472. 04	1, 638, 380. 52
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	27, 977	559. 32	15, 648, 095. 64
COMCAST CORP-CLASS A	1, 018, 491	46. 80	47, 665, 378. 80
DISCOVERY INC - A	38, 600	27. 12	1, 046, 832. 00
DISCOVERY INC-C	71, 230	27. 11	1, 931, 045. 30
DISH NETWORK CORP-A	57, 866	30. 90	1, 788, 059. 40
ELECTRONIC ARTS INC	63, 700	125. 57	7, 998, 809. 00
FOX CORP - CLASS A	71, 097	40. 91	2, 908, 578. 27
FOX CORP - CLASS B	35, 796	37. 57	1, 344, 855. 72
IAC/INTERACTIVECORP	17, 666	100. 34	1, 772, 606. 44
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	91, 882	35. 97	3, 304, 995. 54
LIBERTY BROADBAND-A	7, 231	134. 77	974, 521. 87
LIBERTY BROADBAND-C	30, 180	138. 72	4, 186, 569. 60
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM A	13, 542	46. 28	626, 723. 76
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	41, 179	46. 38	1, 909, 882. 02
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	45, 962	65. 97	3, 032, 113. 14
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	37, 177	117. 88	4, 382, 424. 76
MATCH GROUP INC	60, 868	107. 06	6, 516, 528. 08
META PLATFORMS INC-CLASS A	529, 487	219. 57	116, 259, 460. 59
NETFLIX INC	99, 072	375. 71	37, 222, 341. 12
NEWS CORP - CLASS A	87, 126	22. 55	1, 964, 691. 30
OMNICOM GROUP	47, 342	83. 99	3, 976, 254. 58
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	140, 443	37. 89	5, 321, 385. 27
PINTEREST INC- CLASS A	127, 988	26. 34	3, 371, 203. 92
ROKU INC	27, 205	127. 33	3, 464, 012. 65
SEA LTD-ADR	72, 486	123. 32	8, 938, 973. 52
SIRIUS XM HOLDINGS INC	228, 939	6. 50	1, 488, 103. 50
SNAP INC - A	242, 869	37. 05	8, 998, 296. 45
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	25, 440	150. 50	3, 828, 720. 00
TWITTER INC	175, 521	38. 82	6, 813, 725. 22
WALT DISNEY CO/THE	406, 435	138. 96	56, 478, 207. 60
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	61, 345	59. 35	3, 640, 825. 75
ADVANCE AUTO PARTS INC	14, 047	214. 67	3, 015, 469. 49
AMAZON.COM INC	102, 115	3, 272. 99	334, 221, 373. 85
AUTOZONE INC	4, 775	2, 013. 61	9, 614, 987. 75
BATH & BODY WORKS INC	58, 134	49. 78	2, 893, 910. 52

BEST BUY CO INC	48,336	96.71	4,674,574.56
BURLINGTON STORES INC	14,765	183.70	2,712,330.50
CARMAX INC	35,367	99.28	3,511,235.76
CARVANA CO	16,031	148.65	2,383,008.15
CHEWY INC - CLASS A	20,927	45.90	960,549.30
DOLLAR GENERAL CORP	52,277	220.90	11,547,989.30
DOLLAR TREE INC	50,368	156.85	7,900,220.80
DOORDASH INC - A	23,386	114.88	2,686,583.68
EBAY INC	141,751	57.23	8,112,409.73
ETSY INC	29,639	140.96	4,177,913.44
FIVERR INTERNATIONAL LTD	6,400	75.91	485,824.00
GENUINE PARTS CO	31,772	128.09	4,069,675.48
HOME DEPOT INC	233,695	315.78	73,796,207.10
LKQ CORP	65,826	45.40	2,988,500.40
LOWE'S COS INC	150,732	219.17	33,035,932.44
MERCADOLIBRE INC	10,167	1,236.44	12,570,885.48
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	15,237	700.24	10,669,556.88
POOL CORP	8,689	450.52	3,914,568.28
ROSS STORES INC	80,041	90.42	7,237,307.22
TARGET CORP	107,218	217.04	23,270,594.72
TJX COMPANIES INC	269,393	60.07	16,182,437.51
TRACTOR SUPPLY COMPANY	24,851	233.33	5,798,483.83
ULTA BEAUTY INC	11,314	395.84	4,478,533.76
WAYFAIR INC- CLASS A	16,269	121.37	1,974,568.53
COSTCO WHOLESALE CORP	98,813	558.11	55,148,523.43
KROGER CO	159,320	56.75	9,041,410.00
SYSCO CORP	116,834	81.53	9,525,476.02
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	165,394	47.02	7,776,825.88
WALMART INC	343,375	142.83	49,044,251.25
ALTRIA GROUP INC	410,992	52.50	21,577,080.00
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	123,240	90.43	11,144,593.20
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	68,030	66.43	4,519,232.90
BUNGE LTD	32,105	113.99	3,659,648.95
CAMPBELL SOUP CO	44,201	43.32	1,914,787.32
COCA-COLA CO/THE	917,365	60.98	55,940,917.70
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	43,572	48.55	2,115,420.60

CONAGRA BRANDS INC	107,877	32.28	3,482,269.56
CONSTELLATION BRANDS INC-A	37,485	226.46	8,488,853.10
GENERAL MILLS INC	135,568	66.36	8,996,292.48
HERSHEY CO/THE	33,096	211.24	6,991,199.04
HORMEL FOODS CORP	68,367	50.26	3,436,125.42
JM SMUCKER CO/THE	23,569	131.39	3,096,730.91
KELLOGG CO	57,020	61.79	3,523,265.80
KEURIG DR PEPPER INC	162,285	37.26	6,046,739.10
KRAFT HEINZ CO/THE	154,438	38.63	5,965,939.94
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	54,628	96.65	5,279,796.20
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	46,346	52.92	2,452,630.32
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	311,389	60.85	18,948,020.65
MONSTER BEVERAGE CORP	88,795	78.56	6,975,735.20
PEPSICO INC	309,049	164.47	50,829,289.03
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	348,072	92.58	32,224,505.76
TYSON FOODS INC-CL A	68,122	86.33	5,880,972.26
CHURCH & DWIGHT CO INC	54,045	97.24	5,255,335.80
CLOROX COMPANY	27,132	134.10	3,638,401.20
COLGATE-PALMOLIVE CO	179,379	73.65	13,211,263.35
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	51,790	276.68	14,329,257.20
KIMBERLY-CLARK CORP	75,609	120.09	9,079,884.81
PROCTER & GAMBLE CO/THE	541,290	151.08	81,778,093.20
ABBOTT LABORATORIES	395,463	117.82	46,593,450.66
ABIOMED INC	10,508	321.47	3,378,006.76
ALIGN TECHNOLOGY INC	17,171	436.26	7,491,020.46
AMERISOURCEBERGEN CORP	34,557	152.61	5,273,743.77
ANTHEM INC	54,258	473.73	25,703,642.34
BAXTER INTERNATIONAL INC	112,000	77.68	8,700,160.00
BECTON DICKINSON AND CO	63,512	263.09	16,709,372.08
BOSTON SCIENTIFIC CORP	318,777	42.87	13,665,969.99
CARDINAL HEALTH INC	65,261	57.27	3,737,497.47
CENTENE CORP	130,447	84.71	11,050,165.37
CERNER CORP	65,500	93.65	6,134,075.00
CIGNA CORP	74,135	242.10	17,948,083.50
COOPER COS INC/THE	10,714	411.94	4,413,525.16
CVS HEALTH CORP	295,049	108.05	31,880,044.45

DAVITA INC	16,247	111.77	1,815,927.19
DENTSPLY SIRONA INC	51,832	49.19	2,549,616.08
DEXCOM INC	21,687	468.39	10,157,973.93
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	139,633	109.46	15,284,228.18
HCA HEALTHCARE INC	55,568	260.60	14,481,020.80
HENRY SCHEIN INC	31,351	87.89	2,755,439.39
HOLOGIC INC	56,376	75.19	4,238,911.44
HUMANA INC	28,759	437.42	12,579,761.78
IDEXX LABORATORIES INC	18,938	540.39	10,233,905.82
INMODE LTD	10,900	40.09	436,981.00
INSULET CORP	16,073	251.61	4,044,127.53
INTUITIVE SURGICAL INC	79,834	281.08	22,439,740.72
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	20,897	271.44	5,672,281.68
MASIMO CORP	10,850	156.72	1,700,412.00
MCKESSON CORP	34,743	303.95	10,560,134.85
MEDTRONIC PLC	300,952	106.35	32,006,245.20
MOLINA HEALTHCARE INC	12,915	337.50	4,358,812.50
NOVOCURE LTD	21,179	82.15	1,739,854.85
QUEST DIAGNOSTICS INC	28,721	141.99	4,078,094.79
RESMED INC	32,110	241.37	7,750,390.70
STERIS PLC	21,757	232.37	5,055,674.09
STRYKER CORP	75,849	263.01	19,949,045.49
TELADOC HEALTH INC	30,683	69.39	2,129,093.37
TELEFLEX INC	10,448	334.45	3,494,333.60
UNITEDHEALTH GROUP INC	210,603	513.46	108,136,216.38
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	17,045	146.35	2,494,535.75
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	30,265	197.75	5,984,903.75
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	47,315	124.15	5,874,157.25
10X GENOMICS INC-CLASS A	16,433	68.99	1,133,712.67
ABBVIE INC	394,850	160.28	63,286,558.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	66,251	136.41	9,037,298.91
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	27,467	163.70	4,496,347.90
AMGEN INC	125,680	236.87	29,769,821.60
AVANTOR INC	125,006	33.81	4,226,452.86
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,226	567.70	2,966,800.20
BIO-TECHNE CORP	8,499	435.06	3,697,574.94

BIOGEN INC	33,429	213.01	7,120,711.29
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	41,039	80.88	3,319,234.32
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	496,610	72.41	35,959,530.10
CATALENT INC	36,921	107.91	3,984,145.11
CHARLES RIVER LABORATORIES	10,927	281.05	3,071,033.35
DANAHER CORP	143,805	286.53	41,204,446.65
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	96,813	27.47	2,659,453.11
ELI LILLY & CO	181,891	287.69	52,328,221.79
EXACT SCIENCES CORP	38,473	67.11	2,581,923.03
GILEAD SCIENCES INC	279,601	59.14	16,535,603.14
HORIZON THERAPEUTICS PLC	49,202	109.81	5,402,871.62
ILLUMINA INC	33,720	343.05	11,567,646.00
INCYTE CORP	44,272	78.19	3,461,627.68
IQVIA HOLDINGS INC	43,255	224.62	9,715,938.10
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	12,978	159.61	2,071,418.58
JOHNSON & JOHNSON	588,973	175.24	103,211,628.52
MERCK & CO. INC.	565,272	80.41	45,453,521.52
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	5,185	1,379.50	7,152,707.50
MODERNA INC	77,000	179.68	13,835,360.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	20,253	94.05	1,904,794.65
NOVAVAX INC	15,085	81.45	1,228,673.25
PERKINELMER INC	24,567	179.34	4,405,845.78
PFIZER INC	1,255,988	52.59	66,052,408.92
REGENERON PHARMACEUTICALS	23,725	679.76	16,127,306.00
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	74,688	38.52	2,876,981.76
SEAGEN INC	31,786	141.27	4,490,408.22
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	230,144	8.17	1,880,276.48
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	88,122	573.69	50,554,710.18
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	56,656	251.70	14,260,315.20
VIATRIS INC	269,886	10.95	2,955,251.70
WATERS CORP	13,491	325.11	4,386,059.01
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	16,646	408.45	6,799,058.70
ZOETIS INC	105,773	189.57	20,051,387.61
BANK OF AMERICA CORP	1,647,659	43.07	70,964,673.13
CITIGROUP INC	444,365	56.42	25,071,073.30
CITIZENS FINANCIAL GROUP	93,263	48.64	4,536,312.32

FIFTH THIRD BANCORP	149,529	45.85	6,855,904.65
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,606	684.07	1,782,686.42
FIRST REPUBLIC BANK/CA	39,712	166.21	6,600,531.52
HUNTINGTON BANCSHARES INC	318,663	15.14	4,824,557.82
JPMORGAN CHASE & CO	661,214	140.69	93,026,197.66
KEYCORP	212,316	23.60	5,010,657.60
M & T BANK CORP	28,217	179.69	5,070,312.73
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	94,716	193.25	18,303,867.00
REGIONS FINANCIAL CORP	210,035	22.90	4,809,801.50
SIGNATURE BANK	13,245	305.53	4,046,744.85
SVB FINANCIAL GROUP	13,431	576.91	7,748,478.21
TRUIST FINANCIAL CORP	300,085	58.79	17,641,997.15
US BANCORP	315,338	56.05	17,674,694.90
WEBSTER FINANCIAL CORP	40,000	57.81	2,312,400.00
WELLS FARGO & CO	892,025	51.33	45,787,643.25
AGNC INVESTMENT CORP	119,117	13.05	1,554,476.85
ALLY FINANCIAL INC	80,905	44.77	3,622,116.85
AMERICAN EXPRESS CO	147,224	188.89	27,809,141.36
AMERIPRISE FINANCIAL INC	24,455	311.72	7,623,112.60
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	308,776	7.21	2,226,274.96
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	79,026	63.89	5,048,971.14
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	176,126	52.04	9,165,597.04
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	291,486	352.37	102,710,921.82
BLACKROCK INC	34,037	738.28	25,128,836.36
BLACKSTONE INC	153,675	125.70	19,316,947.50
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	95,198	135.07	12,858,393.86
CARLYLE GROUP INC/THE	37,398	46.60	1,742,746.80
CBOE GLOBAL MARKETS INC	22,574	113.70	2,566,663.80
CME GROUP INC	80,417	244.93	19,696,535.81
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	8,200	190.19	1,559,558.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	67,198	111.90	7,519,456.20
EQUITABLE HOLDINGS INC	85,959	31.77	2,730,917.43
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	8,392	419.39	3,519,520.88
FRANKLIN RESOURCES INC	65,423	27.60	1,805,674.80
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	12,000	40.45	485,400.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	75,444	336.23	25,366,536.12

INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	126,016	135.09	17,023,501.44
INVESCO LTD	73,382	21.83	1,601,929.06
KKR & CO INC	115,220	59.25	6,826,785.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	8,574	353.60	3,031,766.40
MOODY'S CORP	37,496	329.50	12,354,932.00
MORGAN STANLEY	301,010	92.13	27,732,051.30
MSCI INC	18,580	495.73	9,210,663.40
NASDAQ INC	26,774	174.63	4,675,543.62
NORTHERN TRUST CORP	45,748	116.59	5,333,759.32
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	41,987	107.15	4,498,907.05
ROBINHOOD MARKETS INC - A	39,700	12.96	514,512.00
S&P GLOBAL INC	79,217	407.67	32,294,394.39
SCHWAB (CHARLES) CORP	324,121	90.93	29,472,322.53
SEI INVESTMENTS COMPANY	25,390	60.28	1,530,509.20
SOFI TECHNOLOGIES INC	113,000	9.47	1,070,110.00
STATE STREET CORP	80,529	89.01	7,167,886.29
SYNCHRONY FINANCIAL	125,944	36.40	4,584,361.60
T ROWE PRICE GROUP INC	49,313	148.77	7,336,295.01
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	25,266	87.71	2,216,080.86
UPSTART HOLDINGS INC	8,939	115.45	1,032,007.55
AFLAC INC	142,085	64.49	9,163,061.65
ALLEGHANY CORP	2,855	849.54	2,425,436.70
ALLSTATE CORP	64,169	138.75	8,903,448.75
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	17,214	147.07	2,531,662.98
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	185,420	63.16	11,711,127.20
AON PLC-CLASS A	49,235	317.37	15,625,711.95
ARCH CAPITAL GROUP LTD	82,130	47.13	3,870,786.90
ARTHUR J GALLAGHER & CO	46,033	166.27	7,653,906.91
ASSURANT INC	12,691	182.87	2,320,803.17
BROWN & BROWN INC	54,745	68.99	3,776,857.55
CHUBB LTD	96,179	213.19	20,504,401.01
CINCINNATI FINANCIAL CORP	33,719	134.82	4,545,995.58
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	5,829	177.77	1,036,221.33
EVEREST RE GROUP LTD	8,861	295.00	2,613,995.00
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	57,142	49.61	2,834,814.62
GLOBE LIFE INC	22,587	100.43	2,268,412.41

HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	76,830	71.64	5,504,101.20
LINCOLN NATIONAL CORP	36,189	66.04	2,389,921.56
LOEWS CORP	45,838	64.61	2,961,593.18
MARKEL CORP	3,036	1,504.21	4,566,781.56
MARSH & MCLENNAN COS	112,755	164.17	18,510,988.35
METLIFE INC	161,405	70.19	11,329,016.95
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	60,392	71.85	4,339,165.20
PROGRESSIVE CORP	130,742	114.10	14,917,662.20
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	85,539	119.16	10,192,827.24
TRAVELERS COS INC/THE	55,045	184.22	10,140,389.90
WILLIS TOWERS WATSON PLC	27,469	234.69	6,446,699.61
WR BERKLEY CORP	47,959	65.34	3,133,641.06
CBRE GROUP INC - A	75,296	90.06	6,781,157.76
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	271,100	4.94	1,339,234.00
ZILLOW GROUP INC - A	11,814	54.05	638,546.70
ZILLOW GROUP INC - C	39,739	55.16	2,192,003.24
ACCENTURE PLC-CL A	141,293	325.29	45,961,199.97
ADOBE INC	106,487	432.14	46,017,292.18
AFFIRM HOLDINGS INC	36,187	44.80	1,621,177.60
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	35,940	117.38	4,218,637.20
ANSYS INC	19,572	310.96	6,086,109.12
ASANA INC - CL A	14,600	42.70	623,420.00
AUTODESK INC	49,238	213.05	10,490,155.90
AUTOMATIC DATA PROCESSING	94,272	216.95	20,452,310.40
AVALARA INC	18,034	100.97	1,820,892.98
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,100	41.98	1,683,398.00
BILL.COM HOLDINGS INC	17,947	236.44	4,243,388.68
BLACK KNIGHT INC	34,374	58.59	2,013,972.66
BLOCK INC	114,077	135.06	15,407,239.62
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	25,226	151.92	3,832,333.92
CADENCE DESIGN SYS INC	62,797	162.12	10,180,649.64
CERIDIAN HCM HOLDING INC	32,480	69.41	2,254,436.80
CHECK POINT SOFTWARE TECH	23,481	139.29	3,270,668.49
CITRIX SYSTEMS INC	29,822	100.86	3,007,846.92
CLOUDFLARE INC - CLASS A	60,035	122.39	7,347,683.65
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	117,526	91.19	10,717,195.94

COUPA SOFTWARE INC	16,876	104.87	1,769,786.12
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	43,208	223.40	9,652,667.20
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	8,285	169.75	1,406,378.75
DATADOG INC - CLASS A	49,874	152.21	7,591,321.54
DOCUSIGN INC	42,315	104.55	4,424,033.25
DROPBOX INC-CLASS A	64,861	23.23	1,506,721.03
DYNATRACE INC	38,788	48.50	1,881,218.00
EPAM SYSTEMS INC	12,562	288.05	3,618,484.10
FAIR ISAAC CORP	6,056	465.17	2,817,069.52
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	137,191	96.41	13,226,584.31
FISERV INC	133,530	98.70	13,179,411.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	17,158	243.69	4,181,233.02
FORTINET INC	31,479	335.71	10,567,815.09
GARTNER INC	18,357	296.24	5,438,077.68
GLOBAL PAYMENTS INC	65,282	134.93	8,808,500.26
GODADDY INC - CLASS A	39,402	83.49	3,289,672.98
GUIDEWIRE SOFTWARE INC	19,911	94.24	1,876,412.64
HUBSPOT INC	9,798	474.51	4,649,248.98
INTL BUSINESS MACHINES CORP	200,774	129.25	25,950,039.50
INTUIT INC	60,182	465.63	28,022,544.66
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	17,504	189.33	3,314,032.32
MASTERCARD INC - A	196,257	349.35	68,562,382.95
MICROSOFT CORP	1,595,607	304.10	485,224,088.70
MONGODB INC	13,603	420.34	5,717,885.02
NORTONLIFELOCK INC	130,402	28.06	3,659,080.12
OKTA INC	32,139	144.50	4,644,085.50
ORACLE CORP	367,046	82.24	30,185,863.04
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	374,768	13.39	5,018,143.52
PALO ALTO NETWORKS INC	22,047	622.16	13,716,761.52
PAYCHEX INC	71,299	127.74	9,107,734.26
PAYCOM SOFTWARE INC	11,956	348.85	4,170,850.60
PAYPAL HOLDINGS INC	249,837	116.05	28,993,583.85
PTC INC	26,176	108.01	2,827,269.76
RINGCENTRAL INC-CLASS A	17,130	122.57	2,099,624.10
SALESFORCE.COM INC	219,136	213.98	46,890,721.28
SERVICENOW INC	44,518	581.09	25,868,964.62

SNOWFLAKE INC-CLASS A	47,153	227.57	10,730,608.21
SPLUNK INC	34,937	142.98	4,995,292.26
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	50,868	76.80	3,906,662.40
SYNOPSYS INC	34,258	325.56	11,153,034.48
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	100,119	68.40	6,848,139.60
TWILIO INC - A	37,289	161.94	6,038,580.66
TYLER TECHNOLOGIES INC	8,833	436.60	3,856,487.80
UNITY SOFTWARE INC	11,919	99.77	1,189,158.63
VERISIGN INC	21,908	215.11	4,712,629.88
VISA INC-CLASS A SHARES	373,561	217.31	81,178,540.91
VMWARE INC-CLASS A	46,071	117.37	5,407,353.27
WESTERN UNION CO	83,023	18.55	1,540,076.65
WIX.COM LTD	11,770	99.84	1,175,116.80
WORKDAY INC-CLASS A	43,231	241.23	10,428,614.13
ZENDESK INC	27,274	119.48	3,258,697.52
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	49,016	117.75	5,771,634.00
ZSCALER INC	18,849	235.79	4,444,405.71
AMPHENOL CORP-CL A	134,753	75.42	10,163,071.26
APPLE INC	3,670,254	174.07	638,881,113.78
ARISTA NETWORKS INC	50,199	139.67	7,011,294.33
ARROW ELECTRONICS INC	15,089	125.97	1,900,761.33
CDW CORP/DE	30,047	175.84	5,283,464.48
CISCO SYSTEMS INC	944,216	54.50	51,459,772.00
COGNEX CORP	40,676	74.13	3,015,311.88
CORNING INC	183,442	38.35	7,035,000.70
DELL TECHNOLOGIES -C	64,910	53.51	3,473,334.10
F5 INC	12,926	208.66	2,697,139.16
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	289,252	17.05	4,931,746.60
HP INC	257,737	38.53	9,930,606.61
IPG PHOTONICS CORP	10,113	115.37	1,166,736.81
JUNIPER NETWORKS INC	77,736	35.66	2,772,065.76
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	41,310	159.08	6,571,594.80
MOTOROLA SOLUTIONS INC	37,167	231.04	8,587,063.68
NETAPP INC	48,562	86.30	4,190,900.60
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	44,798	93.92	4,207,428.16
TE CONNECTIVITY LTD	71,581	131.83	9,436,523.23

TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	10,189	467.93	4,767,738.77
TRIMBLE INC	54,603	71.14	3,884,457.42
WESTERN DIGITAL CORP	68,180	50.50	3,443,090.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	12,265	427.37	5,241,693.05
AT&T INC	1,598,397	23.33	37,290,602.01
LIBERTY GLOBAL PLC- C	82,999	26.37	2,188,683.63
LIBERTY GLOBAL PLC-A	34,462	25.85	890,842.70
LUMEN TECHNOLOGIES INC	197,521	10.89	2,151,003.69
T-MOBILE US INC	139,546	125.69	17,539,536.74
VERIZON COMMUNICATIONS INC	925,592	51.00	47,205,192.00
AES CORP	151,592	24.24	3,674,590.08
ALLIANT ENERGY CORP	58,572	60.56	3,547,120.32
AMEREN CORPORATION	59,403	89.55	5,319,538.65
AMERICAN ELECTRIC POWER	113,324	96.44	10,928,966.56
AMERICAN WATER WORKS CO INC	40,918	158.15	6,471,181.70
ATMOS ENERGY CORP	30,494	115.67	3,527,240.98
CENTERPOINT ENERGY INC	142,864	29.78	4,254,489.92
CMS ENERGY CORP	65,769	68.05	4,475,580.45
CONSOLIDATED EDISON INC	78,357	91.41	7,162,613.37
CONSTELLATION ENERGY	70,576	52.41	3,698,888.16
DOMINION ENERGY INC	181,464	82.30	14,934,487.20
DTE ENERGY COMPANY	42,200	127.79	5,392,738.00
DUKE ENERGY CORP	172,321	107.47	18,519,337.87
EDISON INTERNATIONAL	82,386	66.96	5,516,566.56
ENTERGY CORP	43,915	112.73	4,950,537.95
ESSENTIAL UTILITIES INC	49,960	48.91	2,443,543.60
EVERGY INC	51,599	65.52	3,380,766.48
EVERSOURCE ENERGY	77,578	85.42	6,626,712.76
EXELON CORP	220,102	44.47	9,787,935.94
FIRSTENERGY CORP	118,816	43.91	5,217,210.56
NEXTERA ENERGY INC	438,941	83.70	36,739,361.70
NISOURCE INC	84,084	30.54	2,567,925.36
NRG ENERGY INC	54,979	36.45	2,003,984.55
P G & E CORP	329,221	11.82	3,891,392.22
PPL CORP	167,745	27.33	4,584,470.85
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	113,304	67.54	7,652,552.16

	SEMPRA ENERGY	72,064	158.86	11,448,087.04	
	SOUTHERN CO/THE	237,245	69.30	16,441,078.50	
	UGI CORP	42,489	35.42	1,504,960.38	
	VISTRA CORP	90,388	22.05	1,993,055.40	
	WEC ENERGY GROUP INC	71,282	96.61	6,886,554.02	
	XCEL ENERGY INC	119,294	69.88	8,336,264.72	
	ADVANCED MICRO DEVICES	365,642	120.53	44,070,830.26	
	ANALOG DEVICES INC	119,767	164.96	19,756,764.32	
	APPLIED MATERIALS INC	202,400	138.59	28,050,616.00	
	BROADCOM INC	91,998	626.43	57,630,307.14	
	ENPHASE ENERGY INC	27,891	197.84	5,517,955.44	
	ENTEGRIS INC	29,817	136.27	4,063,162.59	
	INTEL CORP	909,986	51.62	46,973,477.32	
	KLA CORP	34,031	365.89	12,451,602.59	
	LAM RESEARCH CORP	31,615	556.22	17,584,895.30	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	184,033	73.76	13,574,274.08	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	125,141	77.68	9,720,952.88	
	MICRON TECHNOLOGY INC	250,040	78.21	19,555,628.40	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	9,443	494.62	4,670,696.66	
	NVIDIA CORP	559,192	281.50	157,412,548.00	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	60,185	191.08	11,500,149.80	
	ON SEMICONDUCTOR	98,097	63.58	6,237,007.26	
	QORVO INC	24,967	130.70	3,263,186.90	
	QUALCOMM INC	250,423	158.46	39,682,028.58	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	38,102	138.43	5,274,459.86	
	SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	11,595	337.74	3,916,095.30	
	TERADYNE INC	36,421	122.69	4,468,492.49	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	206,468	184.21	38,033,470.28	
	アメリカドル 小計	71,327,702		8,851,835,372.82 (1,080,543,543,960)	
カナダドル	CAMECO CORP	94,400	36.34	3,430,496.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	262,700	78.89	20,724,403.00	
	CENOVUS ENERGY INC	294,200	20.15	5,928,130.00	
	ENBRIDGE INC	452,200	56.91	25,734,702.00	
	IMPERIAL OIL LTD	57,000	56.80	3,237,600.00	
	KEYERA CORP	42,500	30.67	1,303,475.00	

PARKLAND CORP	37,300	34.39	1,282,747.00
PEMBINA PIPELINE CORP	122,432	47.06	5,761,649.92
SUNCOR ENERGY INC	329,800	41.21	13,591,058.00
TC ENERGY CORP	219,400	71.06	15,590,564.00
TOURMALINE OIL CORP	68,200	54.86	3,741,452.00
AGNICO EAGLE MINES LTD	101,940	77.90	7,941,126.00
BARRICK GOLD CORP	395,500	30.68	12,133,940.00
CCL INDUSTRIES INC - CL B	35,100	56.93	1,998,243.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	136,400	41.92	5,717,888.00
FRANCO-NEVADA CORP	43,100	198.80	8,568,280.00
IVANHOE MINES LTD-CL A	142,900	11.91	1,701,939.00
KINROSS GOLD CORP	284,300	7.10	2,018,530.00
LUNDIN MINING CORP	154,200	13.05	2,012,310.00
NUTRIEN LTD	125,959	133.89	16,864,650.51
PAN AMERICAN SILVER CORP	50,100	35.46	1,776,546.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	107,200	50.91	5,457,552.00
WEST FRASER TIMBER CO LTD	19,200	109.52	2,102,784.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	101,600	60.55	6,151,880.00
BALLARD POWER SYSTEMS INC	58,400	15.38	898,192.00
CAE INC	74,900	31.94	2,392,306.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	18,100	116.22	2,103,582.00
WSP GLOBAL INC	26,100	166.02	4,333,122.00
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	38,500	38.74	1,491,490.00
RITCHIE BROS AUCTIONEERS	27,000	73.65	1,988,550.00
THOMSON REUTERS CORP	37,732	132.95	5,016,469.40
AIR CANADA	34,500	23.54	812,130.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	158,300	168.14	26,616,562.00
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	208,000	102.85	21,392,800.00
TFI INTERNATIONAL INC	18,500	138.25	2,557,625.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	62,100	80.01	4,968,621.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	42,800	47.05	2,013,740.00
RESTAURANT BRANDS INTERN	64,310	71.55	4,601,380.50
QUEBECOR INC -CL B	39,300	28.82	1,132,626.00
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	102,900	38.47	3,958,563.00
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	12,900	185.37	2,391,273.00
DOLLARAMA INC	66,900	67.90	4,542,510.00

ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	193,000	53.40	10,306,200.00	
EMPIRE CO LTD 'A'	41,700	43.17	1,800,189.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	37,000	109.52	4,052,240.00	
METRO INC/CN	52,700	70.00	3,689,000.00	
WESTON (GEORGE) LTD	15,611	153.40	2,394,727.40	
SAPUTO INC	61,500	29.83	1,834,545.00	
BAUSCH HEALTH COS INC	63,100	29.34	1,851,354.00	
CANOPY GROWTH CORP	36,500	9.93	362,445.00	
BANK OF MONTREAL	144,200	148.80	21,456,960.00	
BANK OF NOVA SCOTIA	271,200	91.18	24,728,016.00	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	100,400	158.80	15,943,520.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	76,600	98.28	7,528,248.00	
ROYAL BANK OF CANADA	318,300	140.49	44,717,967.00	
TORONTO-DOMINION BANK	406,900	100.89	41,052,141.00	
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	315,650	70.58	22,278,577.00	
IGM FINANCIAL INC	20,700	45.33	938,331.00	
ONEX CORPORATION	16,300	83.55	1,361,865.00	
TMX GROUP LTD	12,500	129.07	1,613,375.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,500	636.43	3,500,365.00	
GREAT-WEST LIFECO INC	55,300	35.96	1,988,588.00	
IA FINANCIAL CORP INC	26,500	76.30	2,021,950.00	
INTACT FINANCIAL CORP	40,500	185.06	7,494,930.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	426,800	26.13	11,152,284.00	
POWER CORP OF CANADA	125,600	39.09	4,909,704.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	130,900	69.72	9,126,348.00	
FIRSTSERVICE CORP	7,700	177.93	1,370,061.00	
BLACKBERRY LTD	121,600	9.56	1,162,496.00	
CGI INC	49,400	101.54	5,016,076.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,400	2,123.77	9,344,588.00	
LIGHTSPEED COMMERCE INC	23,200	37.66	873,712.00	
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	17,800	92.00	1,637,600.00	
OPEN TEXT CORP	57,100	53.35	3,046,285.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	25,500	882.59	22,506,045.00	
BCE INC	15,400	67.66	1,041,964.00	
ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	79,200	66.88	5,296,896.00	
TELUS CORP	115,100	32.12	3,697,012.00	

	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	161,800	19.13	3,095,234.00	
	ALTAGAS LTD	55,200	27.68	1,527,936.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,450	52.90	1,557,905.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	23,200	37.13	861,416.00	
	EMERA INC	60,500	60.47	3,658,435.00	
	FORTIS INC	101,800	60.34	6,142,612.00	
	HYDRO ONE LTD	69,100	32.47	2,243,677.00	
	NORTHLAND POWER INC	51,900	41.37	2,147,103.00	
	カナダドル 小計	8,833,184		592,314,409.73 (57,638,115,210)	
オーストラリア ドル	AMPOL LTD	59,251	29.91	1,772,197.41	
	SANTOS LTD	752,247	7.89	5,935,228.83	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	43,399	27.00	1,171,773.00	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	217,603	33.20	7,224,419.60	
	BHP GROUP LTD	1,133,248	49.30	55,869,126.40	
	BLUESCOPE STEEL LTD	121,636	20.42	2,483,807.12	
	EVOLUTION MINING LTD	376,840	4.42	1,665,632.80	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	374,633	18.94	7,095,549.02	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	98,150	43.76	4,295,044.00	
	MINERAL RESOURCES LTD	37,998	48.50	1,842,903.00	
	NEWCREST MINING LTD	200,237	26.00	5,206,162.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	251,805	10.56	2,659,060.80	
	ORICA LTD	81,415	15.71	1,279,029.65	
	RIO TINTO LTD	83,673	116.01	9,706,904.73	
	SOUTH32 LTD	995,810	5.08	5,058,714.80	
	REECE LTD	53,600	19.05	1,021,080.00	
	BRAMBLES LTD	306,222	9.54	2,921,357.88	
	AURIZON HOLDINGS LTD	438,172	3.65	1,599,327.80	
	QANTAS AIRWAYS LTD	240,658	5.05	1,215,322.90	
	TRANSURBAN GROUP	684,708	13.16	9,010,757.28	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	131,838	36.30	4,785,719.40	
	CROWN RESORTS LTD	68,133	12.50	851,662.50	
	DOMINO'S PIZZA ENTERPRISES L	12,910	86.14	1,112,067.40	
	IDP EDUCATION LTD	45,653	30.94	1,412,503.82	
	TABCORP HOLDINGS LTD	447,984	5.00	2,239,920.00	
	REA GROUP LTD	11,423	136.42	1,558,325.66	

	SEEK LTD	81,745	29.99	2,451,532.55	
	WESFARMERS LTD	257,053	50.34	12,940,048.02	
	COLES GROUP LTD	296,065	17.85	5,284,760.25	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	284,660	7.09	2,018,239.40	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	277,742	36.42	10,115,363.64	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	161,259	11.66	1,880,279.94	
	COCHLEAR LTD	14,105	221.53	3,124,680.65	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	39,800	63.48	2,526,504.00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	106,962	35.22	3,767,201.64	
	CSL LTD	107,103	267.40	28,639,342.20	
	AUST AND NZ BANKING GROUP	634,390	27.72	17,585,290.80	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	382,012	107.35	41,008,988.20	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	732,826	31.79	23,296,538.54	
	WESTPAC BANKING CORP	822,414	23.89	19,647,470.46	
	ASX LTD	44,474	80.62	3,585,493.88	
	MACQUARIE GROUP LTD	75,976	196.59	14,936,121.84	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	525,614	4.52	2,375,775.28	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	571,288	3.05	1,742,428.40	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	353,556	11.33	4,005,789.48	
	SUNCORP GROUP LTD	302,547	11.14	3,370,373.58	
	LENDLEASE GROUP	163,134	10.84	1,768,372.56	
	COMPUTERSHARE LTD	125,767	24.05	3,024,696.35	
	WISETECH GLOBAL LTD	30,612	51.80	1,585,701.60	
	XERO LTD	27,977	102.76	2,874,916.52	
	TELSTRA CORP LTD	904,630	3.90	3,528,057.00	
	APA GROUP	244,844	10.32	2,526,790.08	
	ORIGIN ENERGY LTD	366,503	6.29	2,305,303.87	
	オーストラリアドル 小計	15,204,304		362,909,658.53 (33,246,153,817)	
イギリスポンド	BP PLC	4,266,473	3.89	16,605,112.91	
	SHELL PLC	1,664,689	20.81	34,642,178.09	
	ANGLO AMERICAN PLC	278,037	39.41	10,957,438.17	
	ANTOFAGASTA PLC	78,909	17.81	1,405,763.83	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	30,712	73.84	2,267,774.08	
	GLENCORE PLC	2,148,468	5.00	10,748,785.40	
	JOHNSON MATTHEY PLC	40,850	18.54	757,563.25	

MONDI PLC	99,142	15.11	1,498,531.33
RIO TINTO PLC	240,861	58.57	14,107,228.77
ASHTED GROUP PLC	95,612	52.00	4,971,824.00
BAE SYSTEMS PLC	699,363	7.48	5,236,830.14
BUNZL PLC	71,046	28.91	2,053,939.86
DCC PLC	23,269	57.84	1,345,878.96
FERGUSON PLC	47,507	108.60	5,159,260.20
MELROSE INDUSTRIES PLC	971,774	1.25	1,219,576.37
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	1,875,280	0.92	1,730,883.44
SMITHS GROUP PLC	91,485	15.18	1,388,742.30
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	16,456	123.25	2,028,202.00
EXPERIAN PLC	197,399	29.88	5,898,282.12
INTERTEK GROUP PLC	32,582	51.42	1,675,366.44
RELX PLC	413,967	23.20	9,604,034.40
RENTOKIL INITIAL PLC	417,058	5.15	2,147,848.70
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	220,084	5.25	1,156,761.50
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	25,023	39.36	984,905.28
BURBERRY GROUP PLC	90,880	16.56	1,504,972.80
PERSIMMON PLC	64,494	21.92	1,413,708.48
TAYLOR WIMPEY PLC	842,559	1.37	1,157,254.78
COMPASS GROUP PLC	381,249	16.66	6,353,514.58
ENTAIN PLC	119,116	16.56	1,973,156.54
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	42,043	51.38	2,160,169.34
WHITBREAD PLC	41,256	27.42	1,131,239.52
AUTO TRADER GROUP PLC	201,068	6.53	1,314,180.44
INFORMA PLC	309,231	5.85	1,810,238.27
PEARSON PLC	156,686	7.67	1,202,094.99
WPP PLC	250,264	10.21	2,556,446.76
JD SPORTS FASHION PLC	497,980	1.47	735,267.47
KINGFISHER PLC	450,309	2.61	1,178,908.96
NEXT PLC	30,253	61.76	1,868,425.28
OCADO GROUP PLC	106,238	11.03	1,171,805.14
SAINSBURY (J) PLC	351,321	2.59	911,677.99
TESCO PLC	1,650,699	2.75	4,540,247.59
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	80,908	16.88	1,366,131.58
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	468,796	32.62	15,292,125.52

COCA-COLA HBC AG-DI	44,409	15.95	708,545.59
DIAGEO PLC	501,172	37.47	18,781,420.70
IMPERIAL BRANDS PLC	207,965	16.17	3,362,794.05
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	152,896	56.35	8,615,689.60
UNILEVER PLC	554,322	33.70	18,680,651.40
SMITH & NEPHEW PLC	197,459	12.29	2,426,771.11
ASTRAZENECA PLC	334,295	98.36	32,881,256.20
GLAXOSMITHKLINE PLC	1,097,142	16.25	17,835,140.35
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	33,592	21.22	712,822.24
BARCLAYS PLC	3,613,092	1.68	6,082,279.07
HSBC HOLDINGS PLC	4,395,175	5.17	22,749,425.80
LLOYDS BANKING GROUP PLC	15,172,069	0.49	7,509,415.55
NATWEST GROUP PLC	1,181,288	2.24	2,648,447.69
STANDARD CHARTERED PLC	546,761	5.02	2,748,020.78
3I GROUP PLC	214,678	13.25	2,845,556.89
ABRDN PLC	446,113	2.04	912,747.19
HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,621	10.39	858,845.29
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	70,238	78.24	5,495,421.12
M&G PLC	557,560	2.21	1,234,995.40
SCHRODERS PLC	29,015	31.50	913,972.50
ST JAMES' S PLACE PLC	113,399	14.65	1,661,862.34
ADMIRAL GROUP PLC	46,669	25.83	1,205,460.27
AVIVA PLC	802,288	4.35	3,495,568.81
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	1,298,451	2.71	3,527,891.36
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	165,125	6.40	1,057,130.25
PRUDENTIAL PLC	592,952	10.82	6,415,740.64
AVEVA GROUP PLC	26,671	24.94	665,174.74
SAGE GROUP PLC/THE	219,588	6.86	1,507,252.03
HALMA PLC	84,949	24.79	2,105,885.71
BT GROUP PLC	1,960,942	1.84	3,622,840.34
VODAFONE GROUP PLC	5,920,344	1.24	7,390,957.44
NATIONAL GRID PLC	788,499	11.19	8,829,611.80
SEVERN TRENT PLC	55,574	29.26	1,626,095.24
SSE PLC	226,204	16.74	3,787,785.98
UNITED UTILITIES GROUP PLC	147,666	10.65	1,573,381.23
イギリスポンド 小計	62,062,579		395,711,134.27

				(63,685,749,949)
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	42,084	16.48	693,544.32
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,369	904.50	1,238,260.50
	GIVAUDAN-REG	2,106	3,882.00	8,175,492.00
	HOLCIM LTD	120,471	44.80	5,397,100.80
	SIKA AG-REG	31,788	304.00	9,663,552.00
	ABB LTD-REG	366,652	32.09	11,765,862.68
	GEBERIT AG-REG	7,913	572.60	4,530,983.80
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,116	198.60	1,016,037.60
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	8,711	201.60	1,756,137.60
	VAT GROUP AG	5,942	348.00	2,067,816.00
	ADECCO GROUP AG-REG	33,753	43.37	1,463,867.61
	SGS SA-REG	1,336	2,686.00	3,588,496.00
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	12,470	279.30	3,482,871.00
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	116,765	114.25	13,340,401.25
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	6,323	252.50	1,596,557.50
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	11,657	48.34	563,499.38
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	723	2,104.00	1,521,192.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	256	11,160.00	2,856,960.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	23	112,100.00	2,578,300.00
	NESTLE SA-REG	629,523	119.92	75,492,398.16
	ALCON INC	109,598	70.70	7,748,578.60
	SONOVA HOLDING AG-REG	11,876	359.00	4,263,484.00
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	2,252	1,404.50	3,162,934.00
	BACHEM HOLDING AG-REG B	1,377	497.00	684,369.00
	LONZA GROUP AG-REG	16,635	654.80	10,892,598.00
	NOVARTIS AG-REG	490,408	80.47	39,463,131.76
	ROCHE HOLDING AG-BR	7,227	405.00	2,926,935.00
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	156,909	372.60	58,464,293.40
	VIFOR PHARMA AG	11,245	166.00	1,866,670.00
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	585,354	7.55	4,421,764.11
	JULIUS BAER GROUP LTD	51,473	52.82	2,718,803.86
PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,019	1,127.50	5,658,922.50	
UBS GROUP AG-REG	786,948	17.76	13,980,131.22	
BALOISE HOLDING AG - REG	10,786	161.40	1,740,860.40	
SWISS LIFE HOLDING AG-REG	7,155	591.60	4,232,898.00	

	SWISS RE AG	69,000	86.38	5,960,220.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	33,532	447.70	15,012,276.40	
	SWISS PRIME SITE-REG	18,333	92.50	1,695,802.50	
	TEMENOS AG - REG	15,481	97.66	1,511,874.46	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,153	70.82	2,843,635.46	
	SWISSCOM AG-REG	6,023	561.20	3,380,107.60	
	スイスフラン 小計	3,841,765		345,419,620.47 (45,433,042,680)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	618,868	58.15	35,987,174.20	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	316,500	130.00	41,145,000.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	428,000	19.52	8,354,560.00	
	MTR CORP	376,500	42.00	15,813,000.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	257,000	29.80	7,658,600.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	458,000	46.45	21,274,100.00	
	SANDS CHINA LTD	503,200	18.10	9,107,920.00	
	CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	471,200	14.06	6,625,072.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	424,400	20.90	8,869,960.00	
	WH GROUP LTD	1,590,000	4.81	7,647,900.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	808,000	28.65	23,149,200.00	
	HANG SENG BANK LTD	179,100	149.80	26,829,180.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	270,300	384.00	103,795,200.00	
	AIA GROUP LTD	2,711,600	82.80	224,520,480.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	417,368	52.85	22,057,898.80	
	ESR CAYMAN LTD	496,800	24.45	12,146,760.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	494,000	16.00	7,904,000.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	319,641	32.85	10,500,206.85	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	362,250	32.15	11,646,337.50	
	SINO LAND CO	673,400	10.56	7,111,104.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	302,000	95.00	28,690,000.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	85,000	47.50	4,037,500.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	305,600	20.50	6,264,800.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	364,000	39.25	14,287,000.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	891,000	10.90	9,711,900.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	160,500	53.00	8,506,500.00	
	CLP HOLDINGS LTD	350,500	76.15	26,690,575.00	
	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	501,500	7.87	3,946,805.00	

	HONG KONG & CHINA GAS	2,431,348	9.73	23,657,016.04	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	291,000	51.20	14,899,200.00	
	香港ドル 小計	17,858,575		752,834,949.39 (11,744,225,210)	
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	323,200	6.49	2,097,568.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	390,400	4.12	1,608,448.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	282,840	5.40	1,527,336.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,234,500	0.82	1,018,462.50	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	404,300	4.87	1,968,941.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	408,300	35.64	14,551,812.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	750,700	12.30	9,233,610.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	268,800	32.03	8,609,664.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	180,500	9.82	1,772,510.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	520,300	3.91	2,034,373.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	118,100	7.63	901,103.00	
	UOL GROUP LTD	104,000	7.10	738,400.00	
	VENTURE CORP LTD	76,900	17.28	1,328,832.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,845,760	2.62	4,835,891.20	
	シンガポールドル 小計	6,908,600		52,226,950.70 (4,698,336,484)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	264,685	7.74	2,048,661.90	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	140,716	24.52	3,450,356.32	
	RYMAN HEALTHCARE LTD	99,094	9.82	973,103.08	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	384,103	4.71	1,809,125.13	
	MERCURY NZ LTD	123,073	5.73	705,208.29	
	MERIDIAN ENERGY LTD	310,651	5.16	1,602,959.16	
	ニュージーランドドル 小計	1,322,322		10,589,413.88 (899,147,132)	
スウェーデンクローネ	LUNDIN ENERGY AB	49,269	390.60	19,244,471.40	
	BOLIDEN AB	58,210	483.30	28,132,893.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	135,378	181.55	24,577,875.90	
	ALFA LAVAL AB	65,282	317.20	20,707,450.40	
	ASSA ABLOY AB-B	225,870	256.40	57,913,068.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	150,482	513.40	77,257,458.80	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	85,546	450.70	38,555,582.20	
	EPIROC AB-A	141,767	196.00	27,786,332.00	

EPIROC AB-B	85,210	164.60	14,025,566.00
HUSQVARNA AB-B SHS	100,182	100.25	10,043,245.50
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	35,887	284.10	10,195,496.70
LIFCO AB-B SHS	51,400	224.00	11,513,600.00
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	310,082	96.48	29,916,711.36
SANDVIK AB	257,846	212.80	54,869,628.80
SKANSKA AB-B SHS	80,533	217.00	17,475,661.00
SKF AB-B SHARES	87,271	160.75	14,028,813.25
VOLVO AB-A SHS	60,358	186.10	11,232,623.80
VOLVO AB-B SHS	311,072	181.68	56,515,560.96
SECURITAS AB-B SHS	63,836	108.95	6,954,932.20
ELECTROLUX AB-B	54,636	145.40	7,944,074.40
EVOLUTION AB	39,281	1,045.00	41,048,645.00
EMBRACER GROUP AB	129,100	79.04	10,204,064.00
HENNES & MAURITZ AB-B SHS	155,079	137.76	21,363,683.04
SWEDISH MATCH AB	370,792	72.40	26,845,340.80
ESSITY AKTIEBOLAG-B	133,294	220.50	29,391,327.00
GETINGE AB-B SHS	49,890	342.70	17,097,303.00
NORDEA BANK ABP	713,739	102.78	73,358,094.42
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	351,124	101.95	35,797,091.80
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	333,250	88.22	29,399,315.00
SWEDBANK AB - A SHARES	198,763	153.84	30,577,699.92
EQT AB	68,671	340.50	23,382,475.50
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	33,271	269.40	8,963,207.40
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	34,500	265.70	9,166,650.00
INVESTOR AB-A SHS	103,900	216.70	22,515,130.00
INVESTOR AB-B SHS	415,982	203.10	84,485,944.20
KINNEVIK AB - B	54,482	236.65	12,893,165.30
LUNDBERGS AB-B SHS	15,125	463.20	7,005,900.00
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	24,558	590.60	14,503,954.80
SAGAX AB-B	34,700	261.40	9,070,580.00
SINCH AB	111,000	80.16	8,897,760.00
ERICSSON LM-B SHS	661,362	86.44	57,168,131.28
HEXAGON AB-B SHS	444,476	131.65	58,515,265.40
TELE2 AB-B SHS	99,863	130.70	13,052,094.10
TELIA CO AB	635,848	36.80	23,402,385.64

	スウェーデンクローネ 小計	7,622,167		1,206,996,253.27 (15,678,881,329)
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	28,408	316.00	8,976,928.00
	EQUINOR ASA	218,747	319.90	69,977,165.30
	NORSK HYDRO ASA	311,715	91.66	28,571,796.90
	YARA INTERNATIONAL ASA	40,074	448.00	17,953,152.00
	ADEVINTA ASA	55,857	83.04	4,638,365.28
	SCHIBSTED ASA-B SHS	21,375	192.00	4,104,000.00
	SCHIBSTED ASA-CL A	18,279	218.00	3,984,822.00
	MOWI ASA	94,231	236.00	22,238,516.00
	ORKLA ASA	157,053	77.48	12,168,466.44
	DNB BANK ASA	200,624	205.30	41,188,107.20
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	50,151	227.50	11,409,352.50
	TELENOR ASA	149,654	128.35	19,208,090.90
	ノルウェークローネ 小計	1,346,168		244,418,762.52 (3,441,416,176)
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	23,029	484.00	11,146,036.00
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	48,791	440.60	21,497,314.60
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	1,690	2,383.00	4,027,270.00
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	223,096	191.90	42,812,122.40
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	707	20,760.00	14,677,320.00
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,243	21,340.00	26,525,620.00
	DSV A/S	45,868	1,306.00	59,903,608.00
	PANDORA A/S	20,620	628.80	12,965,856.00
	CARLSBERG AS-B	22,302	790.40	17,627,500.80
	AMBU A/S-B	38,506	96.02	3,697,346.12
	COLOPLAST-B	25,912	959.60	24,865,155.20
	DEMANT A/S	21,128	280.10	5,917,952.80
	GN STORE NORD A/S	31,620	314.80	9,953,976.00
	GENMAB A/S	14,891	2,367.00	35,246,997.00
	NOVO NORDISK A/S-B	377,031	730.00	275,232,630.00
	DANSKE BANK A/S	149,249	113.30	16,909,911.70
	TRYG A/S	80,244	161.60	12,967,430.40
ORSTED A/S	43,570	761.40	33,174,198.00	
	デンマーククローネ 小計	1,169,497		629,148,245.02 (11,362,417,305)

イスラエルシエケル	ICL GROUP LTD	169,185	38.20	6,462,867.00
	ELBIT SYSTEMS LTD	5,590	741.00	4,142,190.00
	BANK HAPOALIM BM	251,114	32.64	8,196,360.96
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	327,151	36.30	11,875,581.30
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	264,705	20.87	5,524,393.35
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	36,998	124.20	4,595,151.60
	AZRIELI GROUP LTD	9,206	281.00	2,586,886.00
	NICE LTD	13,762	701.10	9,648,538.20
イスラエルシエケル 小計		1,077,711		53,031,968.41 (2,012,038,184)
ユーロ	ENI SPA	563,185	13.31	7,498,245.09
	GALP ENERGIA SGPS SA	112,235	11.36	1,275,550.77
	NESTE OYJ	91,192	35.26	3,215,429.92
	OMV AG	29,624	40.75	1,207,178.00
	REPSOL SA	317,562	11.99	3,807,568.38
	TENARIS SA	107,421	13.90	1,493,689.00
	TOTALENERGIES SE	560,524	46.68	26,168,062.94
	AIR LIQUIDE SA	105,818	157.44	16,659,985.92
	AKZO NOBEL N.V.	41,507	76.30	3,166,984.10
	ARCELORMITTAL	140,743	30.25	4,258,179.46
	ARKEMA	14,240	112.00	1,594,880.00
	BASF SE	205,311	52.30	10,737,765.30
	COVESTRO AG	44,321	47.48	2,104,361.08
	CRH PLC	174,986	38.42	6,722,962.12
	EVONIK INDUSTRIES AG	42,199	25.39	1,071,432.61
	FUCHS PETROLUB SE-PREF	15,893	33.66	534,958.38
	HEIDELBERGCEMENT AG	32,708	53.12	1,737,448.96
	KONINKLIJKE DSM NV	38,714	161.15	6,238,761.10
	LANXESS AG	18,398	42.20	776,395.60
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	52,141	40.47	2,110,146.27
	SOLVAY SA	16,005	92.00	1,472,460.00
	STORA ENSO OYJ-R SHS	126,844	18.07	2,292,071.08
	SYMRISE AG	28,472	106.65	3,036,538.80
	UMICORE	41,597	38.61	1,606,060.17
UPM-KYMMENE OYJ	116,354	31.13	3,622,100.02	
VOESTALPINE AG	22,917	28.28	648,092.76	

ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	49,107	24.58	1,207,050.06
AIRBUS SE	131,730	107.40	14,147,802.00
ALSTOM	65,106	21.78	1,418,008.68
BOUYGUES SA	46,414	32.46	1,506,598.44
BRENTAG SE	36,173	74.64	2,699,952.72
CNH INDUSTRIAL NV	236,988	15.12	3,584,443.50
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	112,332	55.42	6,225,439.44
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	92,511	25.71	2,378,457.81
DASSAULT AVIATION SA	4,650	138.30	643,095.00
EIFFAGE	19,782	91.96	1,819,152.72
FERROVIAL SA	112,588	25.06	2,821,455.28
GEA GROUP AG	32,762	39.26	1,286,236.12
IMCD NV	12,487	153.05	1,911,135.35
KINGSPAN GROUP PLC	34,132	90.86	3,101,233.52
KION GROUP AG	16,163	62.04	1,002,752.52
KNORR-BREMSE AG	18,716	71.18	1,332,204.88
KONE OYJ-B	73,235	48.43	3,546,771.05
LEGRAND SA	60,865	86.16	5,244,128.40
MTU AERO ENGINES AG	12,232	212.00	2,593,184.00
PRYSMIAN SPA	57,118	30.56	1,745,526.08
RATIONAL AG	1,276	670.80	855,940.80
SAFRAN SA	75,005	104.56	7,842,522.80
SCHNEIDER ELECTRIC SE	120,634	150.80	18,191,607.20
SIEMENS AG-REG	171,011	130.12	22,251,951.32
SIEMENS ENERGY AG	85,204	21.23	1,808,880.92
SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENE	63,080	16.84	1,062,267.20
THALES SA	23,736	118.00	2,800,848.00
VINCI SA	115,894	91.53	10,607,777.82
WARTSILA OYJ ABP	111,799	9.86	1,102,785.33
BUREAU VERITAS SA	65,465	26.61	1,742,023.65
RANDSTAD NV	27,042	57.74	1,561,405.08
TELEPERFORMANCE	13,599	343.10	4,665,816.90
WOLTERS KLUWER	60,636	94.98	5,759,207.28
ADP	7,502	134.20	1,006,768.40
AENA SME SA	17,626	145.05	2,556,651.30
ATLANTIA SPA	118,623	18.36	2,177,918.28

DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	120,311	7.14	859,020.54
DEUTSCHE POST AG-REG	221,975	44.58	9,896,755.37
GETLINK SE	108,240	16.08	1,741,040.40
INPOST SA	33,800	5.23	176,909.20
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	73,396	78.47	5,759,384.12
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	11,827	68.35	808,375.45
CONTINENTAL AG	26,825	65.34	1,752,745.50
FAURECIA	26,480	23.78	629,694.40
FERRARI NV	28,644	193.50	5,542,614.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	190,979	63.12	12,054,594.48
MICHELIN (CGDE)	39,282	119.55	4,696,163.10
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	34,870	83.16	2,899,789.20
RENAULT SA	45,587	22.86	1,042,346.75
STELLANTIS NV	446,590	14.41	6,436,255.08
VALEO	48,595	15.74	764,885.30
VOLKSWAGEN AG	7,018	221.00	1,550,978.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	42,655	151.98	6,482,706.90
ADIDAS AG	42,706	210.35	8,983,207.10
ESSILORLUXOTTICA	64,224	167.36	10,748,528.64
HERMES INTERNATIONAL	6,869	1,204.00	8,270,276.00
KERING	16,803	577.20	9,698,691.60
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	62,053	624.70	38,764,509.10
MONCLER SPA	45,881	49.26	2,260,098.06
PUMA SE	25,641	76.34	1,957,433.94
SEB SA	5,031	123.20	619,819.20
ACCOR SA	40,565	28.31	1,148,395.15
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	36,684	105.60	3,873,830.40
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	17,570	36.55	642,183.50
SODEXO SA	17,963	72.98	1,310,939.74
BOLLORE SE	192,893	4.59	885,378.87
PUBLICIS GROUPE	50,088	55.22	2,765,859.36
SCOUT24 SE	19,461	51.38	999,906.18
UBISOFT ENTERTAINMENT	20,939	39.76	832,534.64
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	157,337	23.09	3,633,698.01
VIVENDI SE	184,108	11.78	2,169,712.78
DELIVERY HERO SE	35,184	38.78	1,364,435.52

INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	240,572	20.65	4,967,811.80
JUST EAT TAKEAWAY	38,653	31.15	1,204,040.95
PROSUS NV	209,319	49.39	10,339,312.00
ZALANDO SE	48,312	47.88	2,313,178.56
CARREFOUR SA	134,497	18.78	2,526,526.14
COLRUYT SA	9,744	36.89	359,456.16
HELLOFRESH SE	34,388	40.61	1,396,496.68
JERONIMO MARTINS	58,770	20.65	1,213,600.50
KESKO OYJ-B SHS	59,164	25.43	1,504,540.52
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	235,970	28.49	6,722,785.30
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	195,177	53.28	10,399,030.56
DANONE	143,311	51.51	7,381,949.61
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	114,974	9.91	1,139,622.28
HEINEKEN HOLDING NV	24,952	70.70	1,764,106.40
HEINEKEN NV	59,488	87.60	5,211,148.80
JDE PEET' S NV	24,300	26.12	634,837.50
KERRY GROUP PLC-A	35,002	102.00	3,570,204.00
PERNOD RICARD SA	45,443	186.40	8,470,575.20
REMY COINTREAU	4,720	174.90	825,528.00
BEIERSDORF AG	22,611	92.16	2,083,829.76
HENKEL AG & CO KGAA	22,589	61.25	1,383,576.25
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	40,132	61.70	2,476,144.40
L' OREAL	56,147	349.90	19,645,835.30
AMPLIFON SPA	28,180	36.53	1,029,415.40
BIOMERIEUX	9,711	96.78	939,830.58
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	8,610	142.60	1,227,786.00
DIASORIN SPA	6,146	129.75	797,443.50
FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	47,268	58.58	2,768,959.44
FRESENIUS SE & CO KGAA	91,347	32.24	2,945,484.01
KONINKLIJKE PHILIPS NV	201,442	27.02	5,442,962.84
ORPEA	11,395	35.49	404,408.55
SARTORIUS AG-VORZUG	6,294	386.90	2,435,148.60
SIEMENS HEALTHINEERS AG	61,632	54.00	3,328,128.00
ARGENX SE	10,319	288.70	2,979,095.30
BAYER AG-REG	219,986	59.53	13,095,766.58
EUROFINS SCIENTIFIC	29,861	88.05	2,629,261.05

GRIFOLS SA	63,628	15.42	981,143.76
IPSEN	9,843	111.90	1,101,431.70
MERCK KGAA	29,329	181.55	5,324,679.95
ORION OYJ-CLASS B	26,484	40.42	1,070,483.28
QIAGEN N. V.	55,231	43.67	2,411,937.77
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	23,003	45.42	1,044,796.26
SANOFI	254,506	93.19	23,717,414.14
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	6,259	352.10	2,203,793.90
UCB SA	29,134	107.80	3,140,645.20
ABN AMRO BANK NV-CVA	99,792	11.42	1,139,624.64
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	1,465,666	5.12	7,504,209.92
BANCO SANTANDER SA	3,878,233	3.06	11,882,905.91
BNP PARIBAS	251,584	51.10	12,855,942.40
CAIXABANK SA	989,139	3.02	2,987,199.78
COMMERZBANK AG	206,046	7.14	1,471,580.53
CREDIT AGRICOLE SA	292,185	10.67	3,118,782.69
ERSTE GROUP BANK AG	82,077	32.48	2,665,860.96
FINECOBANK SPA	133,964	14.05	1,882,194.20
ING GROEP NV	878,984	9.43	8,289,698.10
INTESA SANPAOLO	3,730,392	2.03	7,576,426.15
KBC GROUP NV	53,757	65.20	3,504,956.40
MEDIOBANCA SPA	133,581	9.08	1,213,716.96
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONA	38,023	12.35	469,584.05
SOCIETE GENERALE SA	177,526	24.09	4,276,601.34
UNICREDIT SPA	488,940	9.48	4,639,551.66
AMUNDI SA	14,529	61.05	886,995.45
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	470,963	11.54	5,434,913.02
DEUTSCHE BOERSE AG	42,520	158.85	6,754,302.00
EURAZEO SE	7,132	71.70	511,364.40
EURONEXT NV	18,671	81.40	1,519,819.40
EXOR NV	24,087	67.40	1,623,463.80
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	26,391	93.38	2,464,391.58
SOFINA	3,472	328.40	1,140,204.80
WENDEL	4,862	90.65	440,740.30
AEGON NV	420,133	4.61	1,938,913.79
AGEAS	41,152	46.01	1,893,403.52

ALLIANZ SE-REG	91,257	212.65	19,405,801.05
ASSICURAZIONI GENERALI	238,085	19.06	4,539,090.52
AXA SA	434,048	25.67	11,142,012.16
CNP ASSURANCES	31,208	21.82	680,958.56
HANNOVER RUECK SE	13,366	150.60	2,012,919.60
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	30,681	237.15	7,275,999.15
NN GROUP NV	63,116	44.31	2,796,669.96
POSTE ITALIANE SPA	111,107	10.55	1,172,178.85
SAMPO OYJ-A SHS	113,909	43.97	5,008,578.73
AROUNDTOWN SA	217,874	5.30	1,154,732.20
LEG IMMOBILIEN SE	16,515	103.90	1,715,908.50
VONOVIA SE	167,735	42.80	7,179,058.00
ADYEN NV	4,461	1,822.80	8,131,510.80
AMADEUS IT GROUP SA	101,510	56.78	5,763,737.80
BECHTLE AG	16,599	51.52	855,180.48
CAPGEMINI SE	35,395	189.70	6,714,431.50
DASSAULT SYSTEMES SE	145,167	45.06	6,541,950.85
EDENRED	57,660	44.73	2,579,131.80
NEMETSCHEK SE	12,512	87.54	1,095,300.48
NEXI SPA	117,100	10.85	1,270,535.00
SAP SE	233,835	100.42	23,481,710.70
WORLDLINE SA	56,144	40.33	2,264,568.24
NOKIA OYJ	1,215,625	4.88	5,932,857.81
CELLNEX TELECOM SA	115,938	42.64	4,943,596.32
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	723,408	16.74	12,112,743.55
ELISA OYJ	29,011	53.48	1,551,508.28
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	71,656	9.84	705,668.28
KONINKLIJKE KPN NV	790,408	3.09	2,443,941.53
ORANGE	436,030	10.71	4,671,625.42
PROXIMUS	45,806	17.36	795,421.19
TELECOM ITALIA SPA	1,943,722	0.32	634,430.86
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	185,416	2.47	458,162.93
TELEFONICA SA	1,166,389	4.20	4,902,332.96
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	18,896	31.29	591,255.84
E.ON SE	509,624	10.36	5,282,762.38
EDF	102,694	8.59	882,552.23

	EDP RENOVAVEIS SA	62,564	22.28	1,393,925.92	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	597,312	4.27	2,555,898.04	
	ELIA GROUP SA/NV	5,662	130.40	738,324.80	
	ENAGAS SA	58,025	20.03	1,162,240.75	
	ENDESA SA	68,075	18.45	1,255,983.75	
	ENEL SPA	1,820,333	5.77	10,503,321.41	
	ENGIE	393,926	11.80	4,651,478.20	
	FORTUM OYJ	109,087	16.70	1,822,298.33	
	IBERDROLA SA	1,309,446	9.54	12,497,352.62	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	42,147	25.51	1,075,169.97	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	106,278	17.55	1,865,178.90	
	RWE AG	147,036	37.55	5,521,201.80	
	SNAM SPA	453,261	5.00	2,266,305.00	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	316,658	7.16	2,267,904.59	
	UNIPER SE	24,220	23.95	580,069.00	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	142,863	27.97	3,995,878.11	
	VERBUND AG	14,435	90.00	1,299,150.00	
	ASM INTERNATIONAL NV	10,304	332.60	3,427,110.40	
	ASML HOLDING NV	92,485	615.70	56,943,014.50	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	292,160	30.57	8,931,331.20	
	STMICROELECTRONICS NV	150,733	39.89	6,013,493.03	
	ユーロ 小計	40,855,769		1,003,388,958.32 (134,805,306,550)	
	合 計	239,430,343		1,465,188,373,986 (1,465,188,373,986)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカ ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	33,543	6,435,895.41	
		AMERICAN TOWER CORP	101,873	23,990,072.77	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	31,150	7,575,680.00	
		BOSTON PROPERTIES INC	32,691	4,122,988.92	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	22,261	3,646,574.41	

		CROWN CASTLE INTL CORP	96,661	16,945,639.91	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	64,257	8,844,976.05	
		DUKE REALTY CORP	88,130	4,943,211.70	
		EQUINIX INC	20,143	14,334,363.09	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	40,102	2,915,014.38	
		EQUITY RESIDENTIAL	79,621	7,014,610.10	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,244	4,787,123.52	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	30,623	5,967,197.78	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	122,587	4,138,537.12	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	153,054	2,862,109.80	
		INVITATION HOMES INC	131,641	5,277,487.69	
		IRON MOUNTAIN INC	62,756	3,294,062.44	
		KIMCO REALTY CORP	135,187	3,256,654.83	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	126,065	2,571,726.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	26,401	5,417,485.20	
		PROLOGIS INC	165,162	25,747,104.18	
		PUBLIC STORAGE	35,185	13,128,227.20	
		REALTY INCOME CORP	126,078	8,419,488.84	
		REGENCY CENTERS CORP	34,913	2,360,118.80	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	24,254	7,892,494.14	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	74,084	9,640,550.92	
		SUN COMMUNITIES INC	26,313	4,517,678.97	
		UDR INC	72,294	4,088,948.64	
		VENTAS INC	91,502	5,613,647.70	
		VICI PROPERTIES INC	136,092	3,693,536.88	
		VORNADO REALTY TRUST	33,946	1,541,487.86	
		WELLTOWER INC	97,262	9,206,820.92	
		WEYERHAEUSER CO	169,516	6,453,474.12	
		WP CAREY INC	41,405	3,321,095.05	
		アメリカドル合計	2,540,996	243,966,085.34 (29,780,940,037)	
カナダドル	投資証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	23,300	1,265,190.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	30,800	784,168.00	
		カナダドル合計	54,100	2,049,358.00 (199,423,026)	
オースト	投資証券	DEXUS/AU	256,609	2,768,811.11	

ラリアドル		GOODMAN GROUP	377,593	8,582,688.89
		GPT GROUP	401,511	1,983,464.34
		MIRVAC GROUP	900,300	2,232,744.00
		SCENTRE GROUP	1,107,864	3,378,985.20
		STOCKLAND	543,065	2,248,289.10
		VICINITY CENTRES	995,999	1,842,598.15
オーストラリアドル合計			4,582,941	23,037,580.79 (2,110,472,776)
イギリスポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	174,337	894,348.81
		LAND SECURITIES GROUP PLC	155,633	1,191,526.24
		SEGRO PLC	260,851	3,367,586.41
イギリスポンド合計			590,821	5,453,461.46 (877,680,087)
香港ドル	投資証券	LINK REIT	462,600	30,786,030.00
香港ドル合計			462,600	30,786,030.00 (480,262,068)
シンガポールドル	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	742,800	2,161,548.00
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,054,771	2,320,496.20
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	383,600	728,840.00
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	704,700	1,303,695.00
シンガポールドル合計			2,885,871	6,514,579.20 (586,051,544)
ユーロ	投資証券	COVIVIO	13,302	918,104.04
		GECINA SA	9,117	954,549.90
		KLEPIERRE	53,185	1,208,895.05
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,221	1,666,197.41
ユーロ合計			102,825	4,747,746.40 (637,859,728)
合計				34,672,689,266 (34,672,689,266)

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
----	-----	--------------	----------------	-------------------------

アメリカドル	株式	608 銘柄	97.32%	—	72.04%
	投資証券	34 銘柄	—	2.68%	1.99%
カナダドル	株式	86 銘柄	99.66%	—	3.84%
	投資証券	2 銘柄	—	0.34%	0.01%
オーストラリアドル	株式	53 銘柄	94.03%	—	2.22%
	投資証券	7 銘柄	—	5.97%	0.14%
イギリスポンド	株式	78 銘柄	98.64%	—	4.25%
	投資証券	3 銘柄	—	1.36%	0.06%
スイスフラン	株式	41 銘柄	100.00%	—	3.03%
香港ドル	株式	30 銘柄	96.07%	—	0.78%
	投資証券	1 銘柄	—	3.93%	0.03%
シンガポールドル	株式	14 銘柄	88.91%	—	0.31%
	投資証券	4 銘柄	—	11.09%	0.04%
ニュージーランドドル	株式	6 銘柄	100.00%	—	0.06%
スウェーデンクローネ	株式	44 銘柄	100.00%	—	1.05%
ノルウェークローネ	株式	12 銘柄	100.00%	—	0.23%
デンマーククローネ	株式	18 銘柄	100.00%	—	0.76%
イスラエルシェケル	株式	8 銘柄	100.00%	—	0.13%
ユーロ	株式	227 銘柄	99.53%	—	8.99%
	投資証券	4 銘柄	—	0.47%	0.04%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

国内債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年3月25日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,001,836,668
国債証券	190,405,501,050
地方債証券	14,226,321,300
特殊債券	9,960,747,709
社債券	13,066,105,000
未収入金	1,255,632,000
未収利息	180,811,837
前払金	2,140,000
前払費用	10,545,962
差入委託証拠金	1,260,000

流動資産合計	230,110,901,526
資産合計	230,110,901,526
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,462,200
未払解約金	1,281,067,329
未払利息	62
流動負債合計	1,283,529,591
負債合計	1,283,529,591
純資産の部	
元本等	
元本	238,082,798,205
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	△9,255,426,270
元本等合計	228,827,371,935
純資産合計	228,827,371,935
負債純資産合計	230,110,901,526

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年3月25日現在]
1. 期首	令和3年3月26日
期首元本額	153,713,789,372円
期中追加設定元本額	247,643,156,668円
期中一部解約元本額	163,274,147,835円
元本の内訳※	
ファンド・マネジャー(国内債券)	39,220,690円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式抑制型)	11,558,041,964円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式重視型)	11,960,158,413円
三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)	1,778,110,252円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション(KAKUSHIN)	8,747,203,642円
三菱UFJ バランス・イノベーション(債券重視型)	7,064,084,125円
MUKAM バランス・イノベーション(株式抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	28,948,603,853円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	10,558,769,918円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家限定)	27,911,301,518円
MUKAM バランス・イノベーション(債券重視型)(適格機関投資家転売制限付)	1,848,409,515円
MUKAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限	47,844,329,651円

定)	
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド (適格機関投資家限定)	78,853,622,506 円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) 2 (適格機関投資家転売制限付)	970,942,158 円
合計	238,082,798,205 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	9,255,426,270 円
3. 受益権の総数	238,082,798,205 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 3 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△4,888,374,050
地方債証券	△136,983,950

特殊債券	△110,013,641
社債券	△108,939,900
合計	△5,244,311,541

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和4年3月25日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	301,420,000	—	298,960,000	△2,460,000
合計		301,420,000	—	298,960,000	△2,460,000

(注)時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額	0.9611円
(1万口当たり純資産額)	(9,611円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第423回利付国債(2年)	1,630,000,000	1,631,141,000	
	第424回利付国債(2年)	400,000,000	400,304,000	
	第425回利付国債(2年)	2,280,000,000	2,281,869,600	
	第426回利付国債(2年)	1,110,000,000	1,110,976,800	
	第427回利付国債(2年)	950,000,000	950,826,500	

第428回利付国債（2年）	1,280,000,000	1,281,088,000	
第430回利付国債（2年）	1,200,000,000	1,201,044,000	
第431回利付国債（2年）	1,950,000,000	1,951,638,000	
第432回利付国債（2年）	1,090,000,000	1,090,861,100	
第136回利付国債（5年）	860,000,000	861,745,800	
第137回利付国債（5年）	1,450,000,000	1,453,219,000	
第138回利付国債（5年）	3,170,000,000	3,177,386,100	
第139回利付国債（5年）	1,020,000,000	1,022,621,400	
第140回利付国債（5年）	2,940,000,000	2,948,526,000	
第141回利付国債（5年）	2,050,000,000	2,056,355,000	
第142回利付国債（5年）	2,023,000,000	2,029,615,210	
第143回利付国債（5年）	2,740,000,000	2,749,370,800	
第144回利付国債（5年）	2,120,000,000	2,127,186,800	
第145回利付国債（5年）	3,200,000,000	3,210,560,000	
第146回利付国債（5年）	3,010,000,000	3,020,083,500	
第147回利付国債（5年）	1,650,000,000	1,649,010,000	
第148回利付国債（5年）	620,000,000	619,473,000	
第149回利付国債（5年）	2,560,000,000	2,556,544,000	
第150回利付国債（5年）	2,110,000,000	2,106,012,100	
第1回利付国債（40年）	530,000,000	717,010,500	
第2回利付国債（40年）	590,000,000	771,566,600	
第3回利付国債（40年）	270,000,000	354,790,800	
第4回利付国債（40年）	630,000,000	832,589,100	
第5回利付国債（40年）	410,000,000	523,266,600	
第6回利付国債（40年）	351,000,000	441,371,970	
第7回利付国債（40年）	570,000,000	689,221,200	
第8回利付国債（40年）	530,000,000	598,910,600	
第9回利付国債（40年）	870,000,000	732,966,300	
第10回利付国債（40年）	770,000,000	759,889,900	
第11回利付国債（40年）	750,000,000	716,947,500	
第12回利付国債（40年）	591,000,000	509,164,230	
第13回利付国債（40年）	650,000,000	557,472,500	
第14回利付国債（40年）	960,000,000	880,454,400	
第329回利付国債（10年）	400,000,000	404,256,000	
第330回利付国債（10年）	200,000,000	202,520,000	
第331回利付国債（10年）	300,000,000	302,892,000	

第332回利付国債（10年）	100,000,000	101,100,000	
第333回利付国債（10年）	1,400,000,000	1,417,444,000	
第335回利付国債（10年）	370,000,000	374,821,100	
第336回利付国債（10年）	600,000,000	608,526,000	
第338回利付国債（10年）	400,000,000	404,944,000	
第339回利付国債（10年）	1,230,000,000	1,246,088,400	
第340回利付国債（10年）	750,000,000	760,312,500	
第341回利付国債（10年）	300,000,000	303,243,000	
第342回利付国債（10年）	110,000,000	110,348,700	
第343回利付国債（10年）	1,840,000,000	1,845,814,400	
第344回利付国債（10年）	2,110,000,000	2,116,119,000	
第345回利付国債（10年）	2,200,000,000	2,205,698,000	
第346回利付国債（10年）	1,750,000,000	1,753,902,500	
第347回利付国債（10年）	1,450,000,000	1,452,639,000	
第348回利付国債（10年）	2,360,000,000	2,363,209,600	
第349回利付国債（10年）	1,920,000,000	1,922,188,800	
第350回利付国債（10年）	2,440,000,000	2,441,439,600	
第351回利付国債（10年）	2,070,000,000	2,070,621,000	
第352回利付国債（10年）	2,450,000,000	2,449,191,500	
第353回利付国債（10年）	1,193,000,000	1,192,200,690	
第354回利付国債（10年）	2,090,000,000	2,087,094,900	
第355回利付国債（10年）	1,220,000,000	1,216,937,800	
第356回利付国債（10年）	1,780,000,000	1,774,054,800	
第357回利付国債（10年）	2,160,000,000	2,150,906,400	
第358回利付国債（10年）	1,940,000,000	1,930,067,200	
第359回利付国債（10年）	2,400,000,000	2,385,384,000	
第360回利付国債（10年）	2,320,000,000	2,303,528,000	
第361回利付国債（10年）	2,010,000,000	1,993,598,400	
第362回利付国債（10年）	2,110,000,000	2,090,461,400	
第363回利付国債（10年）	1,890,000,000	1,870,325,100	
第364回利付国債（10年）	2,060,000,000	2,036,083,400	
第365回利付国債（10年）	1,580,000,000	1,559,697,000	
第5回利付国債（30年）	50,000,000	59,007,000	
第7回利付国債（30年）	50,000,000	60,231,000	
第10回利付国債（30年）	50,000,000	54,280,000	
第12回利付国債（30年）	100,000,000	119,846,000	

第14回利付国債（30年）	190,000,000	235,182,000	
第15回利付国債（30年）	100,000,000	125,288,000	
第16回利付国債（30年）	100,000,000	125,563,000	
第17回利付国債（30年）	250,000,000	311,705,000	
第18回利付国債（30年）	100,000,000	123,670,000	
第19回利付国債（30年）	100,000,000	123,951,000	
第20回利付国債（30年）	100,000,000	126,782,000	
第21回利付国債（30年）	100,000,000	124,488,000	
第22回利付国債（30年）	280,000,000	356,658,400	
第23回利付国債（30年）	400,000,000	510,688,000	
第24回利付国債（30年）	100,000,000	127,959,000	
第25回利付国債（30年）	410,000,000	514,078,500	
第26回利付国債（30年）	300,000,000	381,018,000	
第27回利付国債（30年）	100,000,000	128,924,000	
第28回利付国債（30年）	550,000,000	711,700,000	
第29回利付国債（30年）	370,000,000	474,517,600	
第30回利付国債（30年）	610,000,000	775,157,500	
第31回利付国債（30年）	100,000,000	125,713,000	
第32回利付国債（30年）	330,000,000	421,033,800	
第33回利付国債（30年）	960,000,000	1,178,697,600	
第34回利付国債（30年）	650,000,000	822,984,500	
第35回利付国債（30年）	500,000,000	616,190,000	
第36回利付国債（30年）	650,000,000	803,023,000	
第37回利付国債（30年）	620,000,000	755,984,600	
第38回利付国債（30年）	690,000,000	829,593,900	
第39回利付国債（30年）	460,000,000	562,543,200	
第40回利付国債（30年）	471,000,000	567,220,590	
第41回利付国債（30年）	300,000,000	355,578,000	
第42回利付国債（30年）	620,000,000	735,289,000	
第43回利付国債（30年）	470,000,000	557,730,200	
第44回利付国債（30年）	590,000,000	700,524,700	
第45回利付国債（30年）	400,000,000	458,704,000	
第46回利付国債（30年）	670,000,000	768,490,000	
第47回利付国債（30年）	650,000,000	759,297,500	
第48回利付国債（30年）	716,000,000	805,700,480	
第49回利付国債（30年）	540,000,000	607,651,200	

第50回利付国債（30年）	540,000,000	537,294,600	
第51回利付国債（30年）	720,000,000	636,595,200	
第52回利付国債（30年）	600,000,000	555,750,000	
第53回利付国債（30年）	750,000,000	709,507,500	
第54回利付国債（30年）	430,000,000	425,128,100	
第55回利付国債（30年）	470,000,000	464,153,200	
第56回利付国債（30年）	750,000,000	739,042,500	
第57回利付国債（30年）	300,000,000	294,963,000	
第58回利付国債（30年）	710,000,000	697,248,400	
第59回利付国債（30年）	470,000,000	449,573,800	
第60回利付国債（30年）	660,000,000	660,706,200	
第61回利付国債（30年）	338,000,000	321,698,260	
第62回利付国債（30年）	370,000,000	333,884,300	
第63回利付国債（30年）	350,000,000	306,365,500	
第64回利付国債（30年）	550,000,000	480,408,500	
第65回利付国債（30年）	690,000,000	601,417,800	
第66回利付国債（30年）	300,000,000	261,504,000	
第67回利付国債（30年）	970,000,000	890,460,000	
第68回利付国債（30年）	300,000,000	275,226,000	
第69回利付国債（30年）	400,000,000	377,000,000	
第70回利付国債（30年）	650,000,000	611,682,500	
第71回利付国債（30年）	460,000,000	432,699,000	
第72回利付国債（30年）	690,000,000	648,027,300	
第73回利付国債（30年）	470,000,000	441,221,900	
第63回利付国債（20年）	100,000,000	102,296,000	
第64回利付国債（20年）	100,000,000	102,892,000	
第65回利付国債（20年）	270,000,000	279,050,400	
第66回利付国債（20年）	430,000,000	443,669,700	
第68回利付国債（20年）	200,000,000	208,826,000	
第70回利付国債（20年）	50,000,000	52,711,000	
第72回利付国債（20年）	100,000,000	105,277,000	
第75回利付国債（20年）	100,000,000	106,301,000	
第77回利付国債（20年）	150,000,000	159,004,500	
第78回利付国債（20年）	100,000,000	106,154,000	
第80回利付国債（20年）	100,000,000	106,800,000	
第81回利付国債（20年）	100,000,000	106,945,000	

第83回利付国債（20年）	200,000,000	215,590,000	
第84回利付国債（20年）	200,000,000	214,844,000	
第86回利付国債（20年）	140,000,000	152,686,800	
第89回利付国債（20年）	200,000,000	218,380,000	
第90回利付国債（20年）	300,000,000	329,064,000	
第92回利付国債（20年）	300,000,000	329,106,000	
第93回利付国債（20年）	50,000,000	54,827,500	
第94回利付国債（20年）	60,000,000	66,091,200	
第95回利付国債（20年）	400,000,000	446,596,000	
第96回利付国債（20年）	100,000,000	110,607,000	
第97回利付国債（20年）	100,000,000	111,601,000	
第98回利付国債（20年）	200,000,000	222,110,000	
第99回利付国債（20年）	300,000,000	334,668,000	
第100回利付国債（20年）	50,000,000	56,289,500	
第101回利付国債（20年）	200,000,000	227,538,000	
第102回利付国債（20年）	200,000,000	228,622,000	
第103回利付国債（20年）	200,000,000	227,382,000	
第105回利付国債（20年）	90,000,000	101,592,000	
第106回利付国債（20年）	140,000,000	158,933,600	
第107回利付国債（20年）	100,000,000	113,335,000	
第108回利付国債（20年）	300,000,000	335,994,000	
第109回利付国債（20年）	300,000,000	337,068,000	
第110回利付国債（20年）	100,000,000	113,741,000	
第111回利付国債（20年）	40,000,000	45,947,200	
第112回利付国債（20年）	500,000,000	570,755,000	
第113回利付国債（20年）	620,000,000	710,241,000	
第114回利付国債（20年）	100,000,000	114,947,000	
第115回利付国債（20年）	100,000,000	115,712,000	
第116回利付国債（20年）	150,000,000	174,172,500	
第117回利付国債（20年）	700,000,000	807,289,000	
第118回利付国債（20年）	350,000,000	402,146,500	
第119回利付国債（20年）	100,000,000	113,275,000	
第120回利付国債（20年）	250,000,000	279,130,000	
第121回利付国債（20年）	230,000,000	263,159,100	
第122回利付国債（20年）	160,000,000	181,729,600	
第123回利付国債（20年）	180,000,000	209,709,000	

第124回利付国債（20年）	400,000,000	462,580,000	
第125回利付国債（20年）	510,000,000	600,489,300	
第126回利付国債（20年）	110,000,000	127,574,700	
第127回利付国債（20年）	40,000,000	46,038,000	
第128回利付国債（20年）	190,000,000	219,271,400	
第129回利付国債（20年）	490,000,000	561,050,000	
第130回利付国債（20年）	180,000,000	206,607,600	
第131回利付国債（20年）	540,000,000	614,800,800	
第132回利付国債（20年）	290,000,000	330,890,000	
第133回利付国債（20年）	702,000,000	807,672,060	
第134回利付国債（20年）	530,000,000	611,164,200	
第135回利付国債（20年）	100,000,000	114,338,000	
第136回利付国債（20年）	470,000,000	532,806,100	
第137回利付国債（20年）	600,000,000	687,120,000	
第138回利付国債（20年）	70,000,000	78,766,800	
第139回利付国債（20年）	580,000,000	658,427,600	
第140回利付国債（20年）	730,000,000	837,258,900	
第141回利付国債（20年）	440,000,000	505,357,600	
第142回利付国債（20年）	1,030,000,000	1,193,728,800	
第143回利付国債（20年）	450,000,000	512,716,500	
第144回利付国債（20年）	580,000,000	654,663,400	
第145回利付国債（20年）	1,134,000,000	1,306,470,060	
第146回利付国債（20年）	1,090,000,000	1,257,282,300	
第147回利付国債（20年）	1,210,000,000	1,383,550,300	
第148回利付国債（20年）	950,000,000	1,076,207,500	
第149回利付国債（20年）	1,290,000,000	1,462,266,600	
第150回利付国債（20年）	1,140,000,000	1,279,330,800	
第151回利付国債（20年）	980,000,000	1,076,275,200	
第152回利付国債（20年）	1,070,000,000	1,174,881,400	
第153回利付国債（20年）	1,080,000,000	1,199,869,200	
第154回利付国債（20年）	1,220,000,000	1,339,706,400	
第155回利付国債（20年）	1,060,000,000	1,136,129,200	
第156回利付国債（20年）	1,102,000,000	1,091,156,320	
第157回利付国債（20年）	830,000,000	797,447,400	
第158回利付国債（20年）	1,090,000,000	1,090,730,300	
第159回利付国債（20年）	810,000,000	820,546,200	

第160回利付国債(20年)	880,000,000	902,633,600	
第161回利付国債(20年)	830,000,000	838,183,800	
第162回利付国債(20年)	1,230,000,000	1,239,655,500	
第163回利付国債(20年)	920,000,000	925,989,200	
第164回利付国債(20年)	874,000,000	864,403,480	
第165回利付国債(20年)	790,000,000	780,046,000	
第166回利付国債(20年)	1,050,000,000	1,067,346,000	
第167回利付国債(20年)	710,000,000	698,135,900	
第168回利付国債(20年)	660,000,000	636,715,200	
第169回利付国債(20年)	980,000,000	927,570,000	
第170回利付国債(20年)	1,290,000,000	1,217,205,300	
第171回利付国債(20年)	710,000,000	667,833,100	
第172回利付国債(20年)	840,000,000	802,317,600	
第173回利付国債(20年)	1,130,000,000	1,076,923,900	
第174回利付国債(20年)	540,000,000	513,486,000	
第175回利付国債(20年)	980,000,000	946,748,600	
第176回利付国債(20年)	800,000,000	771,256,000	
第177回利付国債(20年)	890,000,000	840,471,500	
第178回利付国債(20年)	1,220,000,000	1,172,139,400	
第179回利付国債(20年)	950,000,000	911,525,000	
国債証券 合計	183,995,000,000	190,405,501,050	
地方債証券			
第6回東京都公募公債(20年)	100,000,000	105,809,000	
第7回東京都公募公債(20年)	100,000,000	107,290,000	
第8回東京都公募公債(30年)	80,000,000	99,510,400	
第14回東京都公募公債(20年)	200,000,000	225,200,000	
第31回東京都公募公債(5年)	100,000,000	99,919,000	
第721回東京都公募公債	100,000,000	101,021,000	
第725回東京都公募公債	250,000,000	252,385,000	
第732回東京都公募公債	100,000,000	101,362,000	
第792回東京都公募公債	100,000,000	98,863,000	
平成30年度第19回北海道公募公債(5年)	300,000,000	299,871,000	
第14回1号宮城県公募公債(5年)	200,000,000	200,046,000	
第1回神奈川県公募公債(30年)	100,000,000	125,894,000	
第12回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	114,397,000	
第26回神奈川県公募公債(20年)	20,000,000	22,432,800	
第86回神奈川県公募公債(5年)	300,000,000	299,106,000	

第211回神奈川県公募公債	200,000,000	202,122,000	
第8回大阪府公募公債（20年）	200,000,000	228,762,000	
第11回大阪府公募公債（20年）	100,000,000	114,158,000	
第153回大阪府公募公債（5年）	500,000,000	499,890,000	
第171回大阪府公募公債（5年）	200,000,000	199,656,000	
第176回大阪府公募公債（5年）	100,000,000	99,752,000	
第378回大阪府公募公債	200,000,000	202,252,000	
第383回大阪府公募公債	300,000,000	304,092,000	
第388回大阪府公募公債	200,000,000	202,476,000	
第391回大阪府公募公債	300,000,000	303,819,000	
第401回大阪府公募公債	200,000,000	202,920,000	
第451回大阪府公募公債	152,000,000	149,662,240	
第466回大阪府公募公債	137,000,000	135,391,620	
第467回大阪府公募公債	200,000,000	197,456,000	
第471回大阪府公募公債	200,000,000	195,730,000	
平成30年度第12回京都府公募公債（5年）	100,000,000	99,958,000	
第2回兵庫県公募公債（30年）	100,000,000	127,681,000	
第9回兵庫県公募公債（20年）	200,000,000	230,230,000	
第11回静岡県公募公債（20年）	200,000,000	226,226,000	
平成26年度第3回静岡県公募公債	500,000,000	506,975,000	
平成27年度第10回静岡県公募公債	100,000,000	101,360,000	
平成29年度第14回静岡県公募公債（5年）	10,000,000	10,002,400	
令和2年度第7回静岡県公募公債（5年）	200,000,000	199,740,000	
令和2年度第12回静岡県公募公債（5年）	320,000,000	319,222,400	
平成20年度第2回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	114,034,000	
平成21年度第5回愛知県公募公債（20年）	200,000,000	229,286,000	
平成23年度第13回愛知県公募公債	200,000,000	213,146,000	
平成26年度第10回愛知県公募公債	300,000,000	304,089,000	
平成27年度第5回愛知県公募公債	100,000,000	101,548,000	
平成26年度第4回広島県公募公債	100,000,000	101,213,000	
平成29年度第7回広島県公募公債	100,000,000	100,088,000	
第9回埼玉県公募公債（20年）	200,000,000	230,234,000	
平成26年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	100,810,000	
平成30年度第8回埼玉県公募公債	300,000,000	298,791,000	
令和2年度第9回埼玉県公募公債	100,000,000	98,652,000	
平成26年度第10回福岡県公募公債	100,000,000	101,177,000	

平成30年度第3回茨城県公募公債（5年）	600,000,000	600,156,000	
第126回共同発行市場公募地方債	320,000,000	323,801,600	
第136回共同発行市場公募地方債	300,000,000	303,987,000	
第137回共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,530,000	
第138回共同発行市場公募地方債	300,000,000	303,810,000	
第140回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,226,000	
平成28年度第2回島根県公募公債（20年）	100,000,000	99,200,000	
令和3年度第1回熊本市公募公債	100,000,000	98,354,000	
平成27年度第1回新潟市公募公債	10,000,000	10,145,400	
平成26年度第5回大阪市公募公債	200,000,000	202,742,000	
第1回名古屋市長公募公債（30年）	100,000,000	125,446,000	
第3回名古屋市長公募公債（20年）	100,000,000	106,384,000	
第490回名古屋市長公募公債	120,000,000	121,568,400	
第7回京都市公募公債（20年）	200,000,000	228,030,000	
平成20年度第24回神戸市公募公債（20年）	100,000,000	112,477,000	
平成26年度第4回神戸市公募公債	300,000,000	303,918,000	
平成27年度第3回横浜市公募公債	100,000,000	101,557,000	
平成27年度第4回横浜市公募公債	300,000,000	304,446,000	
平成23年度第3回札幌市公募公債	100,000,000	115,028,000	
平成26年度第5回札幌市公募公債	100,000,000	105,384,000	
第9回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	115,117,000	
第50回川崎市公募公債（5年）	15,000,000	14,999,550	
平成26年度第6回福岡市公募公債（20年）	100,000,000	110,960,000	
2021年度第5回福岡市公募公債	100,000,000	98,368,000	
平成30年度第3回千葉市公募公債	10,000,000	10,039,200	
令和3年度第1回和歌山県公募公債	100,000,000	98,353,000	
平成25年度第1回徳島県公募公債	103,000,000	104,074,290	
令和2年度第1回山梨県公募公債	300,000,000	296,214,000	
平成25年度第1回岡山県公募公債	100,000,000	101,325,000	
第132回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	100,973,000	
地方債証券 合計	13,747,000,000	14,226,321,300	
特殊債券	第3回政府保証新関西国際空港債券	100,000,000	101,415,000
	第16回政府保証原子力損害賠償・廃炉等支援機構債券	300,000,000	299,982,000
	第22回政府保証日本政策投資銀行債券	100,000,000	102,736,000
	第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	109,389,000

第27回道路債券（財投機関債）	150,000,000	157,098,000	
第39回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	113,799,000	
第42回道路債券（財投機関債）	110,000,000	117,106,000	
第58回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	50,000,000	57,369,500	
第70回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,418,000	
第148回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	114,323,000	
第150回日本高速道路保有・債務返済機構債券（財投機関債）	100,000,000	107,445,000	
第165回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	119,232,000	
第188回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,150,000	
第190回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	209,000,000	210,531,970	
第193回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	344,300,000	348,211,248	
第197回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	126,000,000	127,535,940	
第225回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,313,000	
第231回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,272,000	
第303回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	106,000,000	106,364,640	
第351回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,903,000	
第8回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	114,240,000	
第11回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	113,096,000	
第24回公営企業債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	112,567,000	
第24回地方公共団体金融機構債券（20年）（財投機関債）	100,000,000	113,595,000	
第47回政府保証地方公共団体金融機構債券	229,000,000	230,367,130	
F54回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	103,076,000	
第60回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,388,000	
第62回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,350,000	
第78回政府保証地方公共団体金融機構債券	13,000,000	13,159,250	
F89回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	107,739,000	
第99回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,117,000	
F101回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	102,305,000	

F 1 2 2 回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	200,000,000	213,160,000	
F 1 4 9 回地方公共団体金融機構債券（財投機関債）	100,000,000	103,987,000	
第 1 7 回政府保証民間都市開発債券	200,000,000	200,704,000	
第 1 1 回福祉医療機構債券（財投機関債）	100,000,000	109,872,000	
第 3 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	49,653,000	49,438,002	
第 2 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	36,506,000	38,646,346	
第 3 1 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	20,862,000	20,999,897	
第 3 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,478,000	22,555,980	
第 4 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,290,000	64,290,758	
第 6 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	39,251,000	40,683,268	
第 7 5 回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	80,000,000	92,600,000	
第 7 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	106,800,000	110,426,928	
第 7 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	145,016,000	149,923,341	
第 8 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	167,964,000	173,520,249	
第 8 4 回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	106,387,000	
第 9 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	104,948,000	105,964,946	
第 1 0 2 回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	106,466,000	
第 1 0 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,581,000	65,095,499	
第 1 1 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	227,583,000	226,686,322	
第 1 2 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,284,000	76,950,905	
第 1 2 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	158,320,000	157,694,636	
第 1 3 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	162,482,000	161,541,229	
第 1 3 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,722,000	82,200,851	
第 1 3 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,926,000	83,657,436	
第 1 4 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,783,000	85,633,125	
第 1 5 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	272,730,000	269,309,965	
第 1 5 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	181,932,000	179,719,706	
第 1 6 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,670,000	94,563,098	
第 1 6 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,075,000	96,114,928	
第 1 7 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,163,000	96,482,449	
第 1 7 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,421,000	97,881,962	
第 1 7 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,828,000	98,954,505	
第 1 7 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,915,000	

	第179回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,859,000	
	第256回一般担保住宅金融支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	99,978,000	
	い第817号商工債券	110,000,000	110,130,900	
	い第832号商工債券	100,000,000	99,847,000	
	い第852号商工債券	200,000,000	199,130,000	
	い第825号農林債券	100,000,000	99,979,000	
	第374回信金中金債	100,000,000	99,655,000	
	第11号商工債券（10年）	100,000,000	101,350,000	
	第248号商工債券（3年）	100,000,000	99,970,000	
	第34回国際協力機構債券（財投機関債）	100,000,000	100,619,000	
	第83回東日本高速道路	200,000,000	199,324,000	
	第84回中日本高速道路	100,000,000	99,950,000	
	第25回西日本高速道路	100,000,000	101,227,000	
	第26回西日本高速道路	100,000,000	101,649,000	
	第30回西日本高速道路	130,000,000	130,241,800	
	第61回西日本高速道路	400,000,000	398,480,000	
	第72回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（財投機関債）	100,000,000	104,737,000	
特殊債券 合計		9,698,568,000	9,960,747,709	
社債券	第19回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	102,016,000	
	第29回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	99,617,000	
	第35回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	98,924,000	
	第17回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	100,000,000	99,935,000	
	第4回フランス預金供託公庫	100,000,000	101,132,000	
	第1回サントナール銀行（2019）	100,000,000	99,733,000	
	第12回新関西国際空港	100,000,000	105,814,000	
	第21回新関西国際空港	100,000,000	98,902,000	
	第20回成田国際空港	100,000,000	99,824,000	
	第24回成田国際空港	100,000,000	100,283,000	
	第29回成田国際空港	100,000,000	100,577,000	
	第1回国際石油開発帝石	400,000,000	398,328,000	
	第2回国際石油開発帝石	100,000,000	99,217,000	
	第16回アサヒグループホールディングス	100,000,000	99,348,000	
	第5回サントリー食品インターナショナル	100,000,000	99,589,000	
	第3回 キューピー	100,000,000	99,670,000	
	第13回日本たばこ産業	100,000,000	99,594,000	

第9回ヒューリック	100,000,000	98,805,000	
第14回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000	99,850,000	
第9回クラレ	100,000,000	100,000,000	
第16回旭化成	100,000,000	99,678,000	
第42回王子ホールディングス	100,000,000	99,402,000	
第4回電通グループ	300,000,000	299,661,000	
第19回オリエンタルランド	100,000,000	99,696,000	
第4回新日本製鐵	100,000,000	99,796,000	
第7回ジェイテクト	100,000,000	98,890,000	
第36回三菱重工業(グリーン)	300,000,000	298,857,000	
第18回J A三井リース	100,000,000	99,331,000	
第19回J A三井リース	300,000,000	296,949,000	
第26回トヨタ自動車(サステナビリティ)	400,000,000	398,256,000	
第1回明治安田生命2018基金	200,000,000	199,874,000	
第1回明治安田生命2019基金	100,000,000	99,798,000	
第63回三井物産	100,000,000	110,247,000	
第3回三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,000,000	100,784,000	
第17回三菱UFJフィナンシャル・グループ	100,000,000	99,415,000	
第16回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	300,000,000	299,661,000	
第17回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	700,000,000	697,424,000	
第34回東京センチュリー	100,000,000	98,231,000	
第65回ホンダファイナンス	100,000,000	99,810,000	
第70回ホンダファイナンス	100,000,000	99,703,000	
第72回ホンダファイナンス	100,000,000	99,687,000	
第41回リコーリース	100,000,000	99,293,000	
第79回アコム	100,000,000	99,973,000	
第80回アコム	100,000,000	99,687,000	
第61回日立キャピタル	200,000,000	199,944,000	
第87回日立キャピタル	100,000,000	99,814,000	
第201回オリックス	100,000,000	99,069,000	
第16回三井住友ファイナンス&リース	200,000,000	200,242,000	
第30回三井住友ファイナンス&リース	200,000,000	199,664,000	
第1回三菱HCキャピタル	200,000,000	199,146,000	
第137回三菱地所	100,000,000	99,944,000	
第78回東京急行電鉄	200,000,000	213,776,000	
第57回東日本旅客鉄道	100,000,000	113,645,000	

第147回東日本旅客鉄道	100,000,000	99,252,000	
第163回東日本旅客鉄道	200,000,000	198,672,000	
第174回東日本旅客鉄道	300,000,000	298,863,000	
第42回東海旅客鉄道	100,000,000	113,721,000	
第53回東海旅客鉄道	100,000,000	111,787,000	
第73回東海旅客鉄道	100,000,000	104,903,000	
第58回阪急阪神ホールディングス	100,000,000	99,374,000	
第64回名古屋鉄道	100,000,000	99,206,000	
第9回九州旅客鉄道	100,000,000	99,719,000	
第9回関西高速鉄道	200,000,000	201,952,000	
第503回中部電力	10,000,000	10,116,000	
第500回関西電力	100,000,000	100,748,000	
第506回関西電力	200,000,000	200,224,000	
第508回関西電力	200,000,000	200,846,000	
第510回関西電力	100,000,000	100,564,000	
第515回関西電力	200,000,000	200,176,000	
第530回関西電力	200,000,000	198,876,000	
第322回北陸電力	100,000,000	100,101,000	
第525回東北電力	100,000,000	99,124,000	
第307回四国電力	200,000,000	196,586,000	
第437回九州電力	100,000,000	101,593,000	
第449回九州電力	300,000,000	300,969,000	
第476回九州電力	100,000,000	99,617,000	
第484回九州電力	100,000,000	99,038,000	
第493回九州電力	400,000,000	397,032,000	
第325回北海道電力	100,000,000	106,116,000	
第357回北海道電力	100,000,000	99,963,000	
第13回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,742,000	
第14回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,223,000	
第18回東京電力パワーグリッド	300,000,000	302,838,000	
第31回東京電力パワーグリッド	100,000,000	101,300,000	
第34回東京電力パワーグリッド	100,000,000	101,052,000	
第38回東京電力パワーグリッド	200,000,000	201,080,000	
第44回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,755,000	
第13回広島ガス	100,000,000	99,472,000	
社債券 合計	13,010,000,000	13,066,105,000	

合計	220,450,568,000	227,658,675,059
----	-----------------	-----------------

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年3月25日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	376,259,287
コール・ローン	2,253,597,516
国債証券	275,528,375,909
派生商品評価勘定	165,956
未収入金	403,488,408
未収利息	1,833,252,912
前払費用	96,701,034
流動資産合計	280,491,841,022
資産合計	280,491,841,022
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	14,227,167,447
未払金	353,899,860
未払解約金	514,454,549
未払利息	140
流動負債合計	15,095,521,996
負債合計	15,095,521,996
純資産の部	
元本等	
元本	205,868,338,141
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	59,527,980,885
元本等合計	265,396,319,026
純資産合計	265,396,319,026
負債純資産合計	280,491,841,022

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。
-------------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 期首	令和 3 年 3 月 26 日
期首元本額	189,589,551,791 円
期中追加設定元本額	39,185,732,446 円
期中一部解約元本額	22,906,946,096 円
元本の内訳※	
eMAXIS 先進国債券インデックス (為替ヘッジあり)	181,113,603 円
ラップ向けインデックス f 先進国債券 (為替ヘッジあり)	734,883 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式抑制型)	4,168,121,012 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式重視型)	4,322,449,818 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (新興国投資型)	1,313,603,073 円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション (KAKUSHIN)	3,181,937,045 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (債券重視型)	2,525,439,986 円
eMAXIS 債券バランス (2資産均等型)	70,587,577 円
MUAM ヘッジ付外国債券インデックスファンド (適格機関投資家転売制限付)	116,637,757,989 円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	10,230,200,924 円
MUKAM バランス・イノベーション (株式抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	10,563,873,252 円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	3,891,957,980 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	1,386,856,070 円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド (適格機関投資家限定)	9,717,490,198 円
MUKAM バランス・イノベーション (債券重視型) (適格機関投資家転売制限付)	664,417,640 円
MUKAM ヘッジ付外国債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	10,588,210,670 円
MUKAM ヘッジ付外国債券インデックスオープン (適格機関投資家限定)	8,061,347,461 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	1,299,676,485 円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) 2 (適格機関投資家転売制限付)	352,774,436 円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	3,712,874 円
MUKAM バランスファンド2019-12 (適格機関投資家限定)	2,228,340,024 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	312,015,642 円
MUKAM バランスファンド2020-04 (適格機関投資家限定)	2,277,992,239 円
MUKAM バランスファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	2,213,256,791 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	311,241,135 円
MUKAM バランスファンド2020-10 (適格機関投資家限	2,206,893,460 円

定)	
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11 (適格機関投資家限定)	311,484,137 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01 (適格機関投資家限定)	312,660,303 円
MUKAM バランスファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	2,165,159,543 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	318,320,078 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05 (適格機関投資家限定)	319,596,394 円
MUKAM バランスファンド2021-06 (適格機関投資家限定)	2,116,614,767 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07 (適格機関投資家限定)	314,518,867 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	314,267,273 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-11 (適格機関投資家限定)	320,515,630 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-01 (適格機関投資家限定)	326,476,715 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-03 (適格機関投資家限定)	336,722,167 円
合計	205,868,338,141 円
2. 受益権の総数	205,868,338,141 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 3 月 26 日 至 令和 4 年 3 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 3 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 3 月 25 日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券		△13,307,552,777
合計		△13,307,552,777

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 4 年 3 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	イギリスポンド	22,363,880	—	22,529,836	165,956
	売建				
	アメリカドル	130,875,738,840	—	138,369,978,012	△7,494,239,172
	カナダドル	5,622,327,911	—	6,064,759,368	△442,431,457
	オーストラリアドル	4,375,326,222	—	4,831,136,946	△455,810,724
	イギリスポンド	15,140,331,876	—	15,798,172,041	△657,840,165
	シンガポールドル	1,151,180,268	—	1,219,425,036	△68,244,768
	マレーシアリングット	1,504,380,780	—	1,585,962,180	△81,581,400
	スウェーデンクローネ	745,212,600	—	801,483,000	△56,270,400
	ノルウェークローネ	717,728,350	—	785,971,465	△68,243,115
	デンマーククローネ	1,222,734,240	—	1,274,313,600	△51,579,360
	メキシコペソ	2,084,323,696	—	2,262,151,864	△177,828,168
イスラエルシェケル	1,246,653,420	—	1,338,242,556	△91,589,136	

	ポーランドズロチ	1, 198, 617, 224	—	1, 231, 876, 604	△33, 259, 380
	中国元	3, 123, 434, 724	—	3, 279, 023, 388	△155, 588, 664
	ユーロ	103, 184, 805, 533	—	107, 577, 467, 071	△4, 392, 661, 538
	合計	272, 215, 159, 564	—	286, 442, 492, 967	△14, 227, 001, 491

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和4年3月25日現在]
1口当たり純資産額	1.2892円
(1万口当たり純資産額)	(12,892円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	0.125 T-NOTE 230430	4,300,000.00	4,227,269.52	
		0.125 T-NOTE 230515	9,500,000.00	9,331,894.52	
		0.125 T-NOTE 230815	9,500,000.00	9,272,148.43	
		0.125 T-NOTE 240115	9,300,000.00	8,959,968.75	
		0.125 T-NOTE 240215	8,800,000.00	8,465,875.00	
		0.25 T-NOTE 231115	6,500,000.00	6,306,523.43	
		0.25 T-NOTE 240615	6,500,000.00	6,223,750.00	
		0.25 T-NOTE 250531	3,700,000.00	3,459,789.06	
		0.25 T-NOTE 250930	7,900,000.00	7,327,867.18	
		0.375 T-NOTE 240415	11,500,000.00	11,091,210.93	

0.375 T-NOTE 240815	9,000,000.00	8,602,031.25	
0.375 T-NOTE 240915	14,100,000.00	13,445,121.08	
0.375 T-NOTE 251231	9,000,000.00	8,343,984.37	
0.375 T-NOTE 260131	9,600,000.00	8,879,250.00	
0.5 T-NOTE 270630	8,000,000.00	7,260,312.49	
0.5 T-NOTE 270831	8,550,000.00	7,735,746.09	
0.625 T-NOTE 241015	9,500,000.00	9,102,558.58	
0.625 T-NOTE 260731	11,200,000.00	10,365,250.00	
0.625 T-NOTE 270331	3,750,000.00	3,442,089.83	
0.625 T-NOTE 271231	13,680,000.00	12,372,384.36	
0.625 T-NOTE 300515	10,220,000.00	8,907,368.75	
0.625 T-NOTE 300815	12,900,000.00	11,197,804.68	
0.75 T-NOTE 241115	5,600,000.00	5,372,281.24	
0.75 T-NOTE 260331	9,300,000.00	8,704,218.75	
0.75 T-NOTE 260531	10,400,000.00	9,710,187.50	
0.875 T-NOTE 260630	10,900,000.00	10,213,640.62	
0.875 T-NOTE 301115	13,150,000.00	11,633,640.62	
1 T-NOTE 241215	7,500,000.00	7,235,742.18	
1.125 T-BOND 400515	8,150,000.00	6,395,203.12	
1.125 T-NOTE 250115	8,300,000.00	8,024,089.83	
1.125 T-NOTE 280831	10,000,000.00	9,233,203.12	
1.125 T-NOTE 310215	13,490,000.00	12,183,156.25	
1.25 T-BOND 500515	6,500,000.00	4,795,273.43	
1.25 T-NOTE 280331	12,590,000.00	11,776,076.15	
1.25 T-NOTE 280630	13,200,000.00	12,306,937.50	
1.25 T-NOTE 310815	8,860,000.00	8,039,065.61	
1.375 T-BOND 500815	10,240,000.00	7,794,400.00	
1.375 T-NOTE 230630	4,100,000.00	4,080,781.25	
1.375 T-NOTE 230831	7,700,000.00	7,642,851.56	
1.375 T-NOTE 230930	7,000,000.00	6,941,484.37	
1.375 T-NOTE 260831	3,400,000.00	3,251,250.00	
1.375 T-NOTE 281031	3,270,000.00	3,062,814.82	
1.375 T-NOTE 311115	11,030,000.00	10,100,205.44	
1.5 T-NOTE 241031	6,000,000.00	5,875,781.25	
1.5 T-NOTE 250215	4,300,000.00	4,197,707.02	
1.5 T-NOTE 260815	8,800,000.00	8,467,250.00	

1. 5 T-NOTE 270131	6,700,000.00	6,421,531.25	
1. 5 T-NOTE 281130	7,700,000.00	7,265,972.65	
1. 5 T-NOTE 300215	7,800,000.00	7,314,937.50	
1. 625 T-NOTE 230531	4,900,000.00	4,894,257.81	
1. 625 T-NOTE 231031	6,700,000.00	6,656,554.68	
1. 625 T-NOTE 260215	9,400,000.00	9,121,671.87	
1. 625 T-NOTE 260515	9,200,000.00	8,913,218.75	
1. 625 T-NOTE 260930	6,950,000.00	6,718,152.34	
1. 625 T-NOTE 261031	7,400,000.00	7,149,671.87	
1. 625 T-NOTE 261130	7,700,000.00	7,441,929.68	
1. 625 T-NOTE 290815	7,200,000.00	6,836,062.50	
1. 625 T-NOTE 310515	12,730,000.00	11,983,107.02	
1. 75 T-BOND 410815	2,850,000.00	2,461,242.18	
1. 75 T-NOTE 230515	4,000,000.00	4,002,031.24	
1. 75 T-NOTE 240630	9,850,000.00	9,736,878.90	
1. 75 T-NOTE 240731	6,800,000.00	6,717,656.25	
1. 75 T-NOTE 261231	6,800,000.00	6,601,843.75	
1. 75 T-NOTE 290131	9,100,000.00	8,727,824.21	
1. 875 T-BOND 410215	7,120,000.00	6,315,384.37	
1. 875 T-BOND 511115	3,500,000.00	3,027,773.43	
2 T-BOND 500215	5,950,000.00	5,298,056.63	
2 T-BOND 510815	5,400,000.00	4,807,265.62	
2 T-NOTE 240430	5,700,000.00	5,675,507.81	
2 T-NOTE 240531	11,260,000.00	11,202,820.31	
2 T-NOTE 250215	4,800,000.00	4,752,375.00	
2 T-NOTE 250815	12,150,000.00	11,986,734.37	
2 T-NOTE 261115	11,100,000.00	10,897,945.31	
2. 125 T-NOTE 231130	7,700,000.00	7,706,015.62	
2. 125 T-NOTE 240229	8,700,000.00	8,689,804.68	
2. 125 T-NOTE 241130	4,000,000.00	3,977,187.50	
2. 125 T-NOTE 250515	1,000,000.00	992,460.93	
2. 25 T-BOND 410515	3,350,000.00	3,153,187.50	
2. 25 T-BOND 460815	5,330,000.00	4,951,903.12	
2. 25 T-NOTE 231231	8,800,000.00	8,824,062.50	
2. 25 T-NOTE 240430	8,100,000.00	8,098,734.37	
2. 25 T-NOTE 241031	4,900,000.00	4,889,281.25	

2.25 T-NOTE 241115	7,900,000.00	7,885,804.68	
2.25 T-NOTE 241231	5,100,000.00	5,086,652.34	
2.25 T-NOTE 251115	9,500,000.00	9,445,820.31	
2.25 T-NOTE 260331	7,250,000.00	7,196,191.40	
2.25 T-NOTE 270215	9,200,000.00	9,131,718.75	
2.25 T-NOTE 270815	9,500,000.00	9,437,656.25	
2.25 T-NOTE 271115	9,900,000.00	9,818,402.33	
2.375 T-BOND 491115	5,430,000.00	5,253,100.78	
2.375 T-BOND 510515	5,410,000.00	5,238,401.53	
2.375 T-NOTE 240229	10,400,000.00	10,439,812.50	
2.375 T-NOTE 240815	9,200,000.00	9,216,531.25	
2.375 T-NOTE 270515	9,800,000.00	9,800,765.62	
2.375 T-NOTE 290515	6,100,000.00	6,091,421.87	
2.5 T-BOND 450215	4,180,000.00	4,058,192.18	
2.5 T-BOND 460215	4,600,000.00	4,478,171.87	
2.5 T-BOND 460515	4,600,000.00	4,480,687.50	
2.5 T-NOTE 230815	9,050,000.00	9,127,773.43	
2.5 T-NOTE 240515	10,200,000.00	10,254,984.37	
2.5 T-NOTE 250131	6,000,000.00	6,024,609.37	
2.625 T-NOTE 230630	5,600,000.00	5,659,937.50	
2.625 T-NOTE 250331	4,500,000.00	4,535,332.02	
2.625 T-NOTE 260131	5,400,000.00	5,437,968.75	
2.625 T-NOTE 290215	8,800,000.00	8,923,750.00	
2.75 T-BOND 420815	2,020,000.00	2,047,143.75	
2.75 T-BOND 421115	3,800,000.00	3,846,312.50	
2.75 T-BOND 470815	4,950,000.00	5,096,566.40	
2.75 T-BOND 471115	4,700,000.00	4,838,062.50	
2.75 T-NOTE 230531	3,000,000.00	3,035,859.37	
2.75 T-NOTE 231115	8,800,000.00	8,896,250.00	
2.75 T-NOTE 240215	6,800,000.00	6,874,375.00	
2.75 T-NOTE 250630	7,900,000.00	7,987,949.21	
2.75 T-NOTE 250831	7,500,000.00	7,583,203.12	
2.75 T-NOTE 280215	13,650,000.00	13,909,136.71	
2.875 T-BOND 430515	4,800,000.00	4,954,875.00	
2.875 T-BOND 450815	3,300,000.00	3,422,460.93	
2.875 T-BOND 461115	3,220,000.00	3,367,918.75	

2. 875 T-BOND 490515	6,300,000.00	6,715,406.25	
2. 875 T-NOTE 230930	6,000,000.00	6,081,562.50	
2. 875 T-NOTE 231031	8,500,000.00	8,616,875.00	
2. 875 T-NOTE 250430	4,900,000.00	4,974,648.43	
2. 875 T-NOTE 250731	4,800,000.00	4,873,500.00	
2. 875 T-NOTE 251130	5,400,000.00	5,487,328.12	
2. 875 T-NOTE 280515	12,100,000.00	12,413,371.08	
2. 875 T-NOTE 280815	10,850,000.00	11,144,136.71	
3 T-BOND 420515	3,040,000.00	3,207,912.50	
3 T-BOND 441115	4,250,000.00	4,486,406.25	
3 T-BOND 450515	3,400,000.00	3,594,171.87	
3 T-BOND 451115	2,910,000.00	3,088,010.15	
3 T-BOND 470215	4,460,000.00	4,771,154.68	
3 T-BOND 480215	5,430,000.00	5,872,884.37	
3 T-BOND 480815	5,600,000.00	6,065,500.00	
3 T-BOND 490215	6,180,000.00	6,729,923.43	
3 T-NOTE 250930	7,500,000.00	7,648,242.18	
3. 125 T-BOND 411115	3,250,000.00	3,495,781.25	
3. 125 T-BOND 420215	3,350,000.00	3,604,390.62	
3. 125 T-BOND 430215	3,230,000.00	3,465,689.06	
3. 125 T-BOND 440815	4,690,000.00	5,050,543.75	
3. 125 T-BOND 480515	5,390,000.00	5,971,109.37	
3. 125 T-NOTE 281115	10,000,000.00	10,434,375.00	
3. 375 T-BOND 440515	3,850,000.00	4,302,675.78	
3. 375 T-BOND 481115	6,000,000.00	6,975,937.50	
3. 5 T-BOND 390215	1,700,000.00	1,940,789.06	
3. 625 T-BOND 430815	3,200,000.00	3,700,000.00	
3. 625 T-BOND 440215	4,200,000.00	4,863,796.87	
3. 75 T-BOND 410815	2,850,000.00	3,341,847.65	
3. 75 T-BOND 431115	2,510,000.00	2,955,525.00	
3. 875 T-BOND 400815	4,280,000.00	5,098,550.00	
4. 25 T-BOND 390515	2,100,000.00	2,621,718.75	
4. 25 T-BOND 401115	4,860,000.00	6,055,256.25	
4. 375 T-BOND 380215	1,390,000.00	1,750,965.62	
4. 375 T-BOND 391115	2,180,000.00	2,763,490.62	
4. 375 T-BOND 400515	2,350,000.00	2,983,214.84	

		4. 375 T-BOND 410515	4,380,000.00	5,557,125.00	
		4. 5 T-BOND 360215	950,000.00	1,197,742.18	
		4. 5 T-BOND 380515	1,230,000.00	1,573,631.25	
		4. 5 T-BOND 390815	1,900,000.00	2,443,578.12	
		4. 625 T-BOND 400215	2,230,000.00	2,914,679.68	
		4. 75 T-BOND 410215	2,960,000.00	3,926,856.25	
		5 T-BOND 370515	1,150,000.00	1,534,621.09	
		5. 375 T-BOND 310215	3,120,000.00	3,885,862.50	
		6 T-BOND 260215	3,600,000.00	4,087,406.25	
		6. 125 T-BOND 271115	6,300,000.00	7,534,898.43	
		6. 25 T-BOND 230815	6,500,000.00	6,891,523.43	
		6. 25 T-BOND 300515	1,660,000.00	2,141,010.93	
アメリカドル合計			1,104,460,000.00	1,089,287,910.16 (132,969,375,193)	
カナダドル	国債証券	0. 75 CAN GOVT 241001	3,950,000.00	3,814,621.65	
		1 CAN GOVT 270601	1,500,000.00	1,407,408.00	
		1. 25 CAN GOVT 250301	3,050,000.00	2,968,992.00	
		1. 25 CAN GOVT 300601	7,320,000.00	6,729,466.32	
		1. 5 CAN GOVT 230601	3,250,000.00	3,233,737.00	
		1. 5 CAN GOVT 260601	3,650,000.00	3,543,843.40	
		1. 5 CAN GOVT 310601	3,500,000.00	3,248,819.00	
		1. 5 CAN GOVT 311201	700,000.00	646,947.00	
		1. 75 CAN GOVT 230301	4,000,000.00	4,001,092.00	
		2 CAN GOVT 230901	4,500,000.00	4,499,383.50	
		2 CAN GOVT 280601	1,500,000.00	1,475,973.00	
		2 CAN GOVT 511201	4,400,000.00	3,974,863.20	
		2. 25 CAN GOVT 250601	4,200,000.00	4,207,736.40	
		2. 25 CAN GOVT 290601	2,100,000.00	2,093,910.00	
		2. 5 CAN GOVT 240601	3,200,000.00	3,224,659.20	
		2. 75 CAN GOVT 481201	950,000.00	998,473.75	
		2. 75 CANADA GOVER 641201	1,810,000.00	1,916,978.24	
		3. 5 CAN GOVT 451201	1,640,000.00	1,926,772.04	
		4 CAN GOVT 410601	790,000.00	967,608.59	
		5 CAN GOVT 370601	720,000.00	945,208.08	
5. 75 CAN GOVT 290601	1,450,000.00	1,779,489.30			
5. 75 CAN GOVT 330601	1,560,000.00	2,058,576.00			

カナダドル合計			59,740,000.00	59,664,557.67 (5,805,958,106)
オーストラリアドル	国債証券	0.25 AUST GOVT 241121	2,200,000.00	2,099,145.46
		0.5 AUST GOVT 260921	2,000,000.00	1,835,451.64
		1 AUST GOVT 301221	4,100,000.00	3,552,611.37
		1.25 AUST GOVT 320521	1,660,000.00	1,438,724.24
		1.5 AUST GOVT 310621	2,400,000.00	2,159,057.35
		1.75 AUST GOVT 510621	1,750,000.00	1,275,147.54
		2.25 AUST GOVT 280521	4,300,000.00	4,220,133.21
		2.5 AUST GOVT 300521	3,520,000.00	3,469,942.60
		2.75 AUST GOVT 291121	2,080,000.00	2,092,696.11
		2.75 AUST GOVT 350621	1,500,000.00	1,479,120.21
		2.75 AUST GOVT 410521	1,440,000.00	1,366,892.74
		3 AUST GOVT 470321	1,480,000.00	1,434,435.19
		3.25 AUST GOVT 250421	4,500,000.00	4,639,748.40
		3.25 AUST GOVT 290421	2,600,000.00	2,703,296.96
		3.25 AUST GOVT 390621	900,000.00	926,230.41
		3.75 AUST GOVT 370421	1,600,000.00	1,756,931.20
		4.25 AUST GOVT 260421	2,850,000.00	3,054,444.46
		4.5 AUST GOVT 330421	3,800,000.00	4,420,323.40
		4.75 AUST GOVT 270421	2,800,000.00	3,101,494.48
		5.5 AUST GOVT 230421	2,600,000.00	2,728,124.10
オーストラリアドル合計			50,080,000.00	49,753,951.07 (4,557,959,457)
イギリスポンド	国債証券	0.125 GILT 260130	1,650,000.00	1,574,688.39
		0.25 GILT 250131	2,700,000.00	2,610,172.08
		0.25 GILT 310731	2,950,000.00	2,602,991.50
		0.375 GILT 301022	1,670,000.00	1,515,758.80
		0.5 GILT 290131	650,000.00	607,097.80
		0.625 GILT 250607	2,750,000.00	2,688,778.40
		0.625 GILT 501022	1,030,000.00	760,391.32
		0.875 GILT 291022	1,700,000.00	1,624,768.54
		1 GILT 240422	3,400,000.00	3,376,854.16
		1.125 GILT 731022	410,000.00	344,141.70
		1.25 GILT 270722	1,800,000.00	1,785,690.00
		1.25 GILT 411022	2,490,000.00	2,236,841.70

		1. 25 GILT 510731	170,000.00	147,795.28	
		1. 5 GILT 260722	3,070,000.00	3,085,518.23	
		1. 5 GILT 470722	1,850,000.00	1,714,876.00	
		1. 5 GILT 530731	490,000.00	454,671.70	
		1. 625 GILT 281022	900,000.00	910,525.32	
		1. 625 GILT 711022	1,350,000.00	1,350,499.50	
		1. 75 GILT 370907	2,400,000.00	2,368,800.00	
		1. 75 GILT 490122	1,490,000.00	1,462,926.70	
		1. 75 GILT 570722	2,350,000.00	2,342,950.00	
		2. 5 GILT 650722	2,100,000.00	2,629,683.00	
		2. 75 GILT 240907	2,350,000.00	2,427,331.92	
		3. 25 GILT 440122	2,370,000.00	2,957,663.30	
		3. 5 GILT 450122	2,580,000.00	3,360,501.60	
		3. 5 GILT 680722	1,900,000.00	3,007,700.00	
		3. 75 GILT 520722	1,830,000.00	2,649,254.40	
		4 GILT 600122	1,710,000.00	2,789,403.30	
		4. 25 GILT 271207	2,860,000.00	3,296,150.00	
		4. 25 GILT 320607	2,880,000.00	3,584,016.00	
		4. 25 GILT 360307	2,560,000.00	3,332,761.60	
		4. 25 GILT 390907	1,700,000.00	2,313,530.00	
		4. 25 GILT 401207	1,740,000.00	2,399,181.60	
		4. 25 GILT 461207	2,140,000.00	3,143,617.20	
		4. 25 GILT 491207	1,640,000.00	2,494,915.60	
		4. 25 GILT 551207	1,920,000.00	3,119,040.00	
		4. 5 GILT 340907	2,230,000.00	2,910,975.10	
		4. 5 GILT 421207	2,040,000.00	2,965,609.20	
		4. 75 GILT 301207	1,950,000.00	2,463,357.78	
		4. 75 GILT 381207	1,500,000.00	2,132,280.00	
		5 GILT 250307	2,930,000.00	3,231,906.61	
		6 GILT 281207	1,170,000.00	1,507,135.50	
イギリスポンド合計			81,370,000.00	94,282,750.83 (15,173,865,918)	
シンガポ ールドル	国債証券	1. 875 SINGAPOGOV 500301	600,000.00	519,600.00	
		2. 125 SINGAPOGOV 260601	3,000,000.00	3,008,400.00	
		2. 25 SINGAPOGOVT 360801	850,000.00	827,254.00	
		2. 625 SINGAPOGOV 280501	250,000.00	255,750.00	

		2. 75 SINGAPORGOV 230701	1, 400, 000. 00	1, 421, 038. 22	
		2. 75 SINGAPORGOV 420401	1, 220, 000. 00	1, 259, 528. 00	
		2. 75 SINGAPORGOV 460301	1, 100, 000. 00	1, 131, 900. 00	
		2. 875 SINGAPORGOV 290701	950, 000. 00	988, 950. 00	
		2. 875SINGAPORGOV 300901	1, 200, 000. 00	1, 252, 800. 00	
		3 SINGAPORGOV 240901	500, 000. 00	513, 650. 00	
		3. 375 SINGAPORGOV 330901	600, 000. 00	660, 300. 00	
		3. 5 SINGAPORGOV 270301	1, 120, 000. 00	1, 188, 880. 00	
シンガポールドル合計			12, 790, 000. 00	13, 028, 050. 22 (1, 172, 003, 397)	
マレーシア リング ット	国債証券	3. 48 MALAYSIAGOV 230315	4, 000, 000. 00	4, 061, 263. 20	
		3. 502MALAYSIAGOV 270531	7, 500, 000. 00	7, 528, 693. 50	
		3. 757 MALAYSIAGOV 400522	1, 000, 000. 00	924, 844. 43	
		3. 8 MALAYSIAGOV 230817	4, 000, 000. 00	4, 083, 890. 00	
		3. 828 MALAYSIAGOV 340705	4, 000, 000. 00	3, 858, 232. 68	
		3. 844 MALAYSIAGOV 330415	4, 000, 000. 00	3, 920, 125. 04	
		3. 885 MALAYSIAGOV 290815	8, 600, 000. 00	8, 662, 976. 08	
		3. 906 MALAYSIAGOV 260715	4, 000, 000. 00	4, 089, 853. 60	
		3. 955 MALAYSIAGOV 250915	3, 000, 000. 00	3, 084, 615. 00	
		4. 181 MALAYSIAGOV 240715	3, 000, 000. 00	3, 094, 991. 10	
		4. 762 MALAYSIAGOV 370407	4, 500, 000. 00	4, 774, 572. 90	
		4. 921 MALAYSIAGOV 480706	2, 790, 000. 00	2, 974, 957. 47	
4. 935 MALAYSIAGOV 430930	2, 500, 000. 00	2, 677, 528. 25			
マレーシアリングット合計			52, 890, 000. 00	53, 736, 543. 25 (1, 553, 265, 529)	
スウェー デンク ロー ネ	国債証券	0. 125 SWD GOVT 310512	7, 300, 000. 00	6, 681, 671. 75	
		0. 75 SWD GOVT 280512	6, 300, 000. 00	6, 179, 506. 20	
		0. 75 SWD GOVT 291112	7, 700, 000. 00	7, 508, 675. 02	
		1 SWD GOVT 261112	10, 150, 000. 00	10, 131, 577. 75	
		1. 5 SWD GOVT 231113	11, 800, 000. 00	11, 991, 820. 80	
		2. 5 SWD GOVT 250512	7, 200, 000. 00	7, 560, 935. 28	
		3. 5 SWD GOVT 390330	6, 700, 000. 00	9, 008, 719. 50	
スウェーデンクローネ合計			57, 150, 000. 00	59, 062, 906. 30 (767, 227, 152)	
ノルウェ ーク ロー ネ	国債証券	1. 25 NORWE GOVT 310917	3, 800, 000. 00	3, 392, 085. 20	
		1. 375 NORWE GOVT 300819	4, 900, 000. 00	4, 469, 588. 90	

		1. 5 NORWE GOVT 260219	2, 850, 000. 00	2, 751, 247. 50	
		1. 75 NORWE GOVT 250313	8, 300, 000. 00	8, 153, 953. 20	
		1. 75 NORWE GOVT 270217	4, 250, 000. 00	4, 106, 956. 90	
		1. 75 NORWE GOVT 290906	6, 200, 000. 00	5, 869, 826. 44	
		2 NORWE GOVT 230524	7, 250, 000. 00	7, 287, 526. 00	
		2 NORWE GOVT 280426	5, 050, 000. 00	4, 903, 045. 00	
		2. 125 NORWE GOVT 320518	1, 800, 000. 00	1, 734, 120. 00	
		3 NORWE GOVT 240314	11, 450, 000. 00	11, 643, 505. 00	
ノルウェークローネ合計			55, 850, 000. 00	54, 311, 854. 14	(764, 710, 906)
デンマーク クローネ	国債証券	0 DMK GOVT 311115	3, 700, 000. 00	3, 441, 562. 40	
		0. 25 DMK GOVT 521115	5, 250, 000. 00	4, 378, 053. 75	
		0. 5 DMK GOVT 271115	10, 200, 000. 00	10, 188, 394. 84	
		0. 5 DMK GOVT 291115	10, 700, 000. 00	10, 605, 198. 00	
		1. 5 DMK GOVT 231115	8, 100, 000. 00	8, 333, 288. 10	
		1. 75 DMK GOVT 251115	10, 200, 000. 00	10, 744, 598. 40	
		4. 5 DMK GOVT 391115	12, 970, 000. 00	20, 646, 662. 84	
デンマーククローネ合計			61, 120, 000. 00	68, 337, 758. 33	(1, 234, 179, 915)
メキシコ ペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	44, 750, 000. 00	46, 254, 866. 42	
		10 MEXICAN BONOS 361120	9, 000, 000. 00	10, 161, 543. 60	
		5. 75 MEXICAN BONO 260305	46, 350, 000. 00	41, 984, 380. 63	
		6. 75 MEXICAN BONO 230309	20, 000, 000. 00	19, 735, 800. 00	
		7. 5 MEXICAN BONOS 270603	35, 750, 000. 00	34, 142, 653. 54	
		7. 75 MEXICAN BONO 310529	33, 000, 000. 00	31, 554, 105. 00	
		7. 75 MEXICAN BONO 341123	10, 800, 000. 00	10, 211, 184. 00	
		7. 75 MEXICAN BONO 421113	24, 100, 000. 00	22, 276, 353. 00	
		8 MEXICAN BONOS 231207	41, 500, 000. 00	41, 173, 837. 80	
		8 MEXICAN BONOS 240905	15, 000, 000. 00	14, 818, 650. 00	
		8 MEXICAN BONOS 471107	22, 000, 000. 00	20, 787, 717. 94	
		8. 5 MEXICAN BONOS 290531	33, 400, 000. 00	33, 388, 271. 25	
		8. 5 MEXICAN BONOS 381118	27, 700, 000. 00	27, 818, 824. 69	
メキシコペソ合計			363, 350, 000. 00	354, 308, 187. 87	(2, 153, 662, 319)
イスラエ ルシェケ ル	国債証券	1. 5 ISRAEL FIXED 231130	4, 000, 000. 00	4, 040, 400. 00	
		1. 75 ISRAEL FIXED 250831	3, 800, 000. 00	3, 849, 590. 00	

		2. 25 ISRAEL FIXED 280928	5,300,000.00	5,449,990.00	
		4. 25 ISRAEL FIXED 230331	4,500,000.00	4,654,575.00	
		5. 5 ISRAEL FIXED 420131	6,310,000.00	8,844,096.00	
		6. 25 ISRAEL FIXED 261030	6,000,000.00	7,301,700.00	
イスラエルシェケル合計			29,910,000.00	34,140,351.00	(1,295,288,330)
ポーランド ドズロチ	国債証券	0. 75 POLAND 250425	6,000,000.00	5,182,500.00	
		1. 25 POLAND 301025	4,700,000.00	3,434,290.00	
		2. 25 POLAND 241025	4,000,000.00	3,683,900.00	
		2. 5 POLAND 240425	3,000,000.00	2,820,240.00	
		2. 5 POLAND 260725	5,000,000.00	4,392,250.00	
		2. 5 POLAND 270725	5,600,000.00	4,819,920.00	
		2. 75 POLAND 280425	3,700,000.00	3,172,472.50	
		2. 75 POLAND 291025	5,000,000.00	4,208,250.00	
		3. 25 POLAND 250725	3,550,000.00	3,292,713.75	
		4 POLAND 231025	4,150,000.00	4,051,811.00	
		5. 75 POLAND 290425	1,400,000.00	1,423,380.00	
ポーランドズロチ合計			46,100,000.00	40,481,727.25	(1,139,487,754)
中国元	国債証券	2. 75 CHINA GOVT 320217	4,000,000.00	3,980,594.80	
		2. 85 CHINA GOVT 270604	7,000,000.00	7,062,660.50	
		2. 88 CHINA GOVT 231105	9,000,000.00	9,084,402.00	
		2. 89 CHINA GOVT 311118	5,000,000.00	5,032,303.00	
		2. 94 CHINA GOVT 241017	10,000,000.00	10,133,341.00	
		3. 01 CHINA GOVT 280513	6,000,000.00	6,071,550.60	
		3. 02 CHINA GOVT 251022	7,000,000.00	7,116,973.50	
		3. 02 CHINA GOVT 310527	5,000,000.00	5,050,237.50	
		3. 03 CHINA GOVT 260311	10,000,000.00	10,168,999.00	
		3. 12 CHINA GOVT 261205	8,000,000.00	8,175,412.80	
		3. 13 CHINA GOVT 291121	4,000,000.00	4,071,485.20	
		3. 25 CHINA GOVT 260606	8,000,000.00	8,205,560.00	
		3. 25 CHINA GOVT 281122	11,000,000.00	11,306,549.10	
		3. 27 CHINA GOVT 301119	6,000,000.00	6,186,060.00	
		3. 29 CHINA GOVT 231018	11,000,000.00	11,183,151.10	
		3. 39 CHINA GOVT 500316	8,000,000.00	7,873,642.40	
3. 54 CHINA GOVT 280816	4,000,000.00	4,196,933.60			

		3. 57 CHINA GOVT 240622	11,000,000.00	11,316,193.90	
		3. 61 CHINA GOVT 250607	9,000,000.00	9,349,331.40	
		3. 72 CHINA GOVT 510412	4,000,000.00	4,217,902.00	
		3. 81 CHINA GOVT 500914	4,000,000.00	4,247,872.80	
		3. 86 CHINA GOVT 490722	4,000,000.00	4,268,068.80	
		4. 08 CHINA GOVT 230822	9,000,000.00	9,282,032.10	
中国元合計			164,000,000.00	167,581,257.10 (3,212,884,619)	
ユーロ	国債証券	0 AUSTRIA GOVT 230715	2,300,000.00	2,312,873.10	
		0 AUSTRIA GOVT 310220	750,000.00	695,219.41	
		0 BUND 260815	4,700,000.00	4,667,104.70	
		0 BUND 290815	3,950,000.00	3,847,489.60	
		0 BUND 300815	6,000,000.00	5,797,674.00	
		0 BUND 310215	3,450,000.00	3,319,027.65	
		0 BUND 310815	1,700,000.00	1,625,579.10	
		0 BUND 350515	4,240,000.00	3,916,610.96	
		0 BUND 500815	3,710,000.00	3,111,577.00	
		0 BUND 500815	140,000.00	118,343.40	
		0 BUND 520815	1,000,000.00	820,813.00	
		0 ITALY GOVT 240115	5,200,000.00	5,183,453.60	
		0 NETH GOVT 270115	900,000.00	885,014.80	
		0 NETH GOVT 300715	3,950,000.00	3,760,589.60	
		0 NETH GOVT 380115	700,000.00	608,731.06	
		0 NETH GOVT 520115	1,310,000.00	1,029,149.10	
		0 O. A. T 240225	1,800,000.00	1,805,644.80	
		0 O. A. T 240325	5,000,000.00	5,010,910.00	
		0 O. A. T 250225	650,000.00	647,189.92	
		0 O. A. T 270225	5,200,000.00	5,081,965.20	
		0 O. A. T 291125	300,000.00	284,244.00	
		0 O. A. T 311125	6,000,000.00	5,496,925.97	
		0 OBL 240405	2,100,000.00	2,109,359.70	
		0 OBL 241018	7,500,000.00	7,518,885.00	
		0 OBL 261009	3,700,000.00	3,665,834.20	
		0. 1 BEL GOVT 300622	1,770,000.00	1,680,219.24	
0. 125 FINNISH GOV 360415	500,000.00	439,143.00			
0. 125 FINNISH GOV 520415	390,000.00	296,812.23			

0. 25 AUSTRIA GOVT 361020	480,000.00	424,570.08	
0. 25 BUND 270215	7,200,000.00	7,213,680.00	
0. 25 BUND 280815	3,820,000.00	3,804,509.90	
0. 25 BUND 290215	3,820,000.00	3,798,993.82	
0. 25 FINNISH GOVT 400915	420,000.00	360,322.20	
0. 25 NETH GOVT 250715	2,250,000.00	2,259,945.00	
0. 25 NETH GOVT 290715	1,240,000.00	1,215,483.96	
0. 25 O. A. T 261125	5,250,000.00	5,212,026.75	
0. 35 ITALY GOVT 250201	2,400,000.00	2,383,368.00	
0. 35 SPAIN GOVT 230730	3,700,000.00	3,727,809.20	
0. 4 BEL GOVT 400622	1,000,000.00	846,877.00	
0. 4 IRISH GOVT 350515	800,000.00	722,165.86	
0. 5 AUSTRIA GOVT 270420	1,240,000.00	1,245,562.64	
0. 5 AUSTRIA GOVT 290220	3,400,000.00	3,366,690.20	
0. 5 BEL GOVT 241022	1,800,000.00	1,824,154.20	
0. 5 BUND 250215	4,150,000.00	4,216,217.40	
0. 5 BUND 260215	6,130,000.00	6,222,734.64	
0. 5 BUND 270815	5,090,000.00	5,152,983.66	
0. 5 BUND 280215	3,600,000.00	3,643,718.40	
0. 5 FINNISH GOVT 260415	700,000.00	706,230.00	
0. 5 FINNISH GOVT 270915	800,000.00	801,738.40	
0. 5 FINNISH GOVT 280915	700,000.00	695,960.30	
0. 5 FINNISH GOVT 290915	800,000.00	789,869.60	
0. 5 NETH GOVT 260715	2,200,000.00	2,224,565.20	
0. 5 NETH GOVT 400115	1,270,000.00	1,202,273.44	
0. 5 O. A. T 250525	4,500,000.00	4,548,825.00	
0. 5 O. A. T 260525	6,500,000.00	6,542,783.00	
0. 5 O. A. T 290525	7,660,000.00	7,580,680.70	
0. 5 O. A. T 720525	1,370,000.00	857,781.11	
0. 5 SPAIN GOVT 300430	3,150,000.00	3,011,508.13	
0. 5 SPAIN GOVT 311031	3,850,000.00	3,564,183.70	
0. 6 ITALY GOVT 310801	2,580,000.00	2,282,393.69	
0. 65 BEL GOVT 710622	400,000.00	263,369.32	
0. 65 ITALY GOVT 231015	3,400,000.00	3,437,315.00	
0. 75 AUSTRIA GOVT 261020	1,900,000.00	1,932,892.80	
0. 75 AUSTRIA GOVT 280220	1,450,000.00	1,470,111.50	

0.75 FINNISH GOVT 310415	1,010,000.00	1,006,888.19	
0.75 NETH GOVT 270715	2,100,000.00	2,140,905.90	
0.75 NETH GOVT 280715	2,500,000.00	2,545,625.00	
0.75 O.A.T 280525	5,920,000.00	5,991,336.00	
0.75 O.A.T 281125	5,670,000.00	5,727,289.68	
0.75 O.A.T 520525	3,740,000.00	3,109,462.18	
0.8 BEL GOVT 250622	3,100,000.00	3,165,038.00	
0.8 BEL GOVT 270622	2,800,000.00	2,853,810.40	
0.8 BEL GOVT 280622	2,100,000.00	2,135,130.90	
0.85 ITALY GOVT 270115	3,800,000.00	3,751,588.00	
0.875 FINNISH GOV 250915	900,000.00	921,906.90	
0.9 BEL GOVT 290622	2,300,000.00	2,343,424.00	
0.9 IRISH GOVT 280515	1,600,000.00	1,626,360.00	
0.95 ITALY GOVT 300801	3,900,000.00	3,640,200.21	
1 BEL GOVT 260622	1,300,000.00	1,336,875.80	
1 BEL GOVT 310622	2,900,000.00	2,945,101.67	
1 BUND 240815	5,400,000.00	5,547,004.20	
1 IRISH GOVT 260515	1,100,000.00	1,128,710.00	
1 O.A.T 251125	6,000,000.00	6,161,952.00	
1 O.A.T 270525	4,800,000.00	4,931,232.00	
1 SPAIN GOVT 501031	1,160,000.00	918,394.04	
1.1 IRISH GOVT 290515	1,170,000.00	1,199,677.05	
1.125 FINNISH GOV 340415	730,000.00	741,953.75	
1.2 AUSTRIA GOVT 251020	1,300,000.00	1,348,175.40	
1.2 SPAIN GOVT 401031	1,960,000.00	1,772,744.53	
1.25 BEL GOVT 330422	1,320,000.00	1,364,733.48	
1.25 BUND 480815	3,430,000.00	3,978,662.80	
1.25 O.A.T 340525	4,520,000.00	4,609,251.92	
1.25 O.A.T 360525	3,760,000.00	3,808,090.40	
1.25 SPAIN GOVT 301031	3,970,000.00	4,004,100.31	
1.3 IRISH GOVT 330515	1,100,000.00	1,119,288.50	
1.3 SPAIN GOVT 261031	3,500,000.00	3,612,227.50	
1.35 IRISH GOVT 310318	1,250,000.00	1,305,212.50	
1.375 FINNISH GOV 470415	780,000.00	847,345.98	
1.4 SPAIN GOVT 280430	3,800,000.00	3,927,813.00	
1.4 SPAIN GOVT 280730	3,150,000.00	3,253,149.90	

1. 45 BEL GOVT 370622	550,000.00	565,345.00	
1. 45 ITALY GOVT 241115	2,600,000.00	2,658,674.20	
1. 45 ITALY GOVT 250515	2,600,000.00	2,660,229.00	
1. 45 ITALY GOVT 360301	1,870,000.00	1,711,496.93	
1. 45 SPAIN GOVT 271031	4,050,000.00	4,194,836.10	
1. 45 SPAIN GOVT 290430	3,240,000.00	3,348,857.52	
1. 45 SPAIN GOVT 711031	690,000.00	504,781.92	
1. 5 AUSTRIA GOVT 470220	1,370,000.00	1,488,248.81	
1. 5 AUSTRIA GOVT 861102	650,000.00	664,274.00	
1. 5 BUND 240515	4,850,000.00	5,025,220.80	
1. 5 IRISH GOVT 500515	820,000.00	818,265.70	
1. 5 ITALY GOVT 250601	2,980,000.00	3,054,887.40	
1. 5 ITALY GOVT 450430	370,000.00	311,734.50	
1. 5 O. A. T 310525	8,360,000.00	8,858,306.16	
1. 5 O. A. T 500525	4,100,000.00	4,189,330.80	
1. 5 SPAIN GOVT 270430	3,100,000.00	3,217,192.40	
1. 6 BEL GOVT 470622	1,750,000.00	1,790,836.25	
1. 6 ITALY GOVT 260601	6,000,000.00	6,154,392.00	
1. 6 SPAIN GOVT 250430	2,900,000.00	3,018,682.50	
1. 65 AUSTRIA GOVT 241021	1,500,000.00	1,566,664.50	
1. 65 ITALY GOVT 301201	2,130,000.00	2,093,728.23	
1. 65 ITALY GOVT 320301	3,190,000.00	3,103,860.43	
1. 7 BEL GOVT 500622	450,000.00	469,622.70	
1. 7 IRISH GOVT 370515	1,230,000.00	1,304,071.83	
1. 75 AUSTRIA GOVT 231020	1,900,000.00	1,959,916.50	
1. 75 BUND 240215	1,950,000.00	2,024,505.60	
1. 75 NETH GOVT 230715	4,700,000.00	4,838,043.70	
1. 75 O. A. T 241125	7,200,000.00	7,530,055.20	
1. 75 O. A. T 390625	4,210,000.00	4,584,807.88	
1. 75 O. A. T 660525	1,600,000.00	1,714,857.60	
1. 8 ITALY GOVT 410301	1,050,000.00	957,291.67	
1. 85 ITALY GOVT 240515	4,400,000.00	4,538,811.20	
1. 85 ITALY GOVT 250701	3,800,000.00	3,934,078.06	
1. 9 BEL GOVT 380622	1,050,000.00	1,153,693.80	
1. 95 SPAIN GOVT 260430	3,000,000.00	3,168,552.00	
1. 95 SPAIN GOVT 300730	3,250,000.00	3,465,006.02	

2 FINNISH GOVT 240415	2,050,000.00	2,139,380.00	
2 IRISH GOVT 450218	1,070,000.00	1,201,840.05	
2 ITALY GOVT 251201	3,700,000.00	3,857,856.80	
2 ITALY GOVT 280201	900,000.00	934,111.80	
2 NETH GOVT 240715	1,700,000.00	1,781,246.40	
2 O. A. T 480525	3,350,000.00	3,808,082.35	
2.05 ITALY GOVT 270801	3,750,000.00	3,905,085.00	
2.1 AUSTRIA GOVT 170920	880,000.00	1,068,244.32	
2.15 BEL GOVT 660622	890,000.00	1,044,468.40	
2.15 SPAIN GOVT 251031	3,550,000.00	3,766,571.30	
2.2 ITALY GOVT 270601	3,300,000.00	3,465,118.80	
2.25 BEL GOVT 230622	2,150,000.00	2,221,432.24	
2.25 BEL GOVT 570622	1,150,000.00	1,361,209.00	
2.25 ITALY GOVT 360901	2,060,000.00	2,078,375.20	
2.25 O. A. T 240525	11,700,000.00	12,289,984.20	
2.35 SPAIN GOVT 330730	4,030,000.00	4,420,563.42	
2.4 AUSTRIA GOVT 340523	1,100,000.00	1,281,786.00	
2.4 IRISH GOVT 300515	1,740,000.00	1,964,280.08	
2.45 ITALY GOVT 330901	2,400,000.00	2,495,400.00	
2.45 ITALY GOVT 500901	2,850,000.00	2,802,857.80	
2.5 BUND 440704	3,110,000.00	4,375,194.65	
2.5 BUND 460815	3,510,000.00	5,068,908.92	
2.5 ITALY GOVT 241201	2,500,000.00	2,629,242.50	
2.5 ITALY GOVT 251115	2,250,000.00	2,386,350.00	
2.5 NETH GOVT 330115	1,930,000.00	2,282,611.00	
2.5 O. A. T 300525	8,750,000.00	9,996,358.75	
2.6 BEL GOVT 240622	1,600,000.00	1,696,190.40	
2.625 FINNISH GOV 420704	570,000.00	734,571.54	
2.7 ITALY GOVT 470301	2,830,000.00	2,967,463.28	
2.7 SPAIN GOVT 481031	2,140,000.00	2,489,294.43	
2.75 FINNISH GOVT 280704	590,000.00	671,371.62	
2.75 NETH GOVT 470115	2,290,000.00	3,316,632.19	
2.75 O. A. T 271025	5,480,000.00	6,168,178.40	
2.75 SPAIN GOVT 241031	3,600,000.00	3,846,830.40	
2.8 ITALY GOVT 281201	4,860,000.00	5,273,858.16	
2.8 ITALY GOVT 670301	2,220,000.00	2,211,294.07	

2. 9 SPAIN GOVT 461031	2, 450, 000. 00	2, 950, 192. 00	
2. 95 ITALY GOVT 380901	2, 510, 000. 00	2, 744, 165. 43	
3 BEL GOVT 340622	990, 000. 00	1, 209, 043. 44	
3. 15 AUSTRIA GOVT 440620	1, 070, 000. 00	1, 519, 637. 54	
3. 25 BUND 420704	2, 160, 000. 00	3, 268, 397. 08	
3. 25 ITALY GOVT 460901	2, 710, 000. 00	3, 112, 359. 12	
3. 25 O. A. T 450525	3, 630, 000. 00	5, 003, 773. 50	
3. 35 ITALY GOVT 350301	1, 950, 000. 00	2, 214, 074. 85	
3. 45 ITALY GOVT 480301	2, 680, 000. 00	3, 181, 484. 28	
3. 45 SPAIN GOVT 660730	2, 090, 000. 00	2, 726, 361. 11	
3. 5 ITALY GOVT 300301	5, 350, 000. 00	6, 081, 569. 70	
3. 5 O. A. T 260425	5, 300, 000. 00	5, 988, 735. 00	
3. 75 BEL GOVT 450622	1, 380, 000. 00	2, 012, 786. 58	
3. 75 ITALY GOVT 240901	3, 400, 000. 00	3, 671, 813. 00	
3. 75 NETH GOVT 420115	2, 160, 000. 00	3, 314, 174. 40	
3. 8 AUSTRIA GOVT 620126	430, 000. 00	771, 362. 38	
3. 8 SPAIN GOVT 240430	5, 900, 000. 00	6, 367, 368. 50	
3. 9 IRISH GOVT 230320	2, 200, 000. 00	2, 293, 968. 16	
4 BEL GOVT 320328	1, 160, 000. 00	1, 506, 649. 76	
4 BUND 370104	3, 210, 000. 00	4, 785, 053. 91	
4 FINNISH GOVT 250704	750, 000. 00	846, 031. 50	
4 ITALY GOVT 370201	3, 210, 000. 00	3, 939, 356. 94	
4 NETH GOVT 370115	2, 000, 000. 00	2, 880, 536. 00	
4 O. A. T 381025	3, 520, 000. 00	5, 029, 759. 68	
4 O. A. T 550425	2, 580, 000. 00	4, 307, 019. 73	
4 O. A. T 600425	1, 900, 000. 00	3, 287, 459. 80	
4. 15 AUSTRIA GOVT 370315	2, 100, 000. 00	3, 018, 311. 10	
4. 2 SPAIN GOVT 370131	2, 950, 000. 00	3, 977, 644. 30	
4. 25 BEL GOVT 410328	2, 010, 000. 00	2, 980, 279. 26	
4. 25 BUND 390704	1, 990, 000. 00	3, 187, 659. 61	
4. 4 SPAIN GOVT 231031	3, 100, 000. 00	3, 327, 201. 48	
4. 5 BEL GOVT 260328	1, 200, 000. 00	1, 404, 428. 40	
4. 5 ITALY GOVT 230501	5, 100, 000. 00	5, 372, 967. 30	
4. 5 ITALY GOVT 240301	2, 900, 000. 00	3, 138, 960. 00	
4. 5 O. A. T 410425	4, 890, 000. 00	7, 552, 117. 95	
4. 65 SPAIN GOVT 250730	3, 650, 000. 00	4, 160, 927. 00	

4. 7 SPAIN GOVT 410730	2, 500, 000. 00	3, 720, 512. 50	
4. 75 BUND 280704	2, 100, 000. 00	2, 684, 646. 30	
4. 75 BUND 340704	3, 320, 000. 00	5, 003, 183. 56	
4. 75 BUND 400704	2, 300, 000. 00	3, 955, 549. 88	
4. 75 ITALY GOVT 230801	4, 300, 000. 00	4, 589, 405. 91	
4. 75 ITALY GOVT 280901	4, 800, 000. 00	5, 776, 785. 60	
4. 75 ITALY GOVT 440901	2, 470, 000. 00	3, 469, 758. 68	
4. 75 O. A. T 350425	3, 760, 000. 00	5, 460, 542. 72	
4. 8 SPAIN GOVT 240131	2, 400, 000. 00	2, 618, 033. 28	
4. 85 AUSTRIA GOVT 260315	1, 400, 000. 00	1, 661, 079. 14	
4. 9 SPAIN GOVT 400730	2, 770, 000. 00	4, 180, 267. 94	
5 BEL GOVT 350328	2, 150, 000. 00	3, 157, 307. 25	
5 ITALY GOVT 250301	3, 850, 000. 00	4, 341, 652. 70	
5 ITALY GOVT 340801	1, 750, 000. 00	2, 315, 346. 25	
5 ITALY GOVT 390801	3, 620, 000. 00	5, 019, 802. 23	
5 ITALY GOVT 400901	3, 570, 000. 00	5, 004, 173. 60	
5. 15 SPAIN GOVT 281031	2, 000, 000. 00	2, 541, 168. 00	
5. 15 SPAIN GOVT 441031	2, 100, 000. 00	3, 409, 331. 94	
5. 25 ITALY GOVT 291101	6, 480, 000. 00	8, 216, 309. 52	
5. 4 IRISH GOVT 250313	1, 600, 000. 00	1, 845, 894. 40	
5. 5 BEL GOVT 280328	1, 690, 000. 00	2, 199, 399. 80	
5. 5 BUND 310104	3, 810, 000. 00	5, 491, 981. 65	
5. 5 NETH GOVT 280115	1, 800, 000. 00	2, 326, 041. 00	
5. 5 O. A. T 290425	5, 090, 000. 00	6, 826, 786. 38	
5. 625 BUND 280104	2, 700, 000. 00	3, 531, 026. 25	
5. 75 ITALY GOVT 330201	2, 600, 000. 00	3, 558, 613. 76	
5. 75 O. A. T 321025	4, 650, 000. 00	6, 919, 014. 00	
5. 75 SPAIN GOVT 320730	3, 780, 000. 00	5, 400, 436. 86	
5. 9 SPAIN GOVT 260730	3, 200, 000. 00	3, 932, 009. 60	
6 ITALY GOVT 310501	5, 240, 000. 00	7, 078, 632. 16	
6 O. A. T 251025	5, 000, 000. 00	6, 046, 810. 00	
6 SPAIN GOVT 290131	3, 300, 000. 00	4, 429, 190. 70	
6. 25 AUSTRIA GOVT 270715	1, 400, 000. 00	1, 839, 210. 80	
6. 25 BUND 300104	2, 000, 000. 00	2, 909, 130. 00	
6. 5 BUND 270704	2, 070, 000. 00	2, 748, 436. 29	
6. 5 ITALY GOVT 271101	4, 070, 000. 00	5, 225, 717. 20	

	7.25 ITALY GOVT 261101	3,000,000.00	3,839,142.00	
	9 ITALY GOVT 231101	2,550,000.00	2,914,018.62	
ユーロ合計		695,550,000.00	772,076,719.87 (103,728,507,314)	
	合計		275,528,375,909 (275,528,375,909)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 166 銘柄	100.00%	48.26%
カナダドル	国債証券 22 銘柄	100.00%	2.11%
オーストラリアドル	国債証券 20 銘柄	100.00%	1.65%
イギリスポンド	国債証券 42 銘柄	100.00%	5.51%
シンガポールドル	国債証券 12 銘柄	100.00%	0.43%
マレーシアリングット	国債証券 13 銘柄	100.00%	0.56%
スウェーデンクローネ	国債証券 7 銘柄	100.00%	0.28%
ノルウェークローネ	国債証券 10 銘柄	100.00%	0.28%
デンマーククローネ	国債証券 7 銘柄	100.00%	0.45%
メキシコペソ	国債証券 13 銘柄	100.00%	0.78%
イスラエルシェケル	国債証券 6 銘柄	100.00%	0.47%
ポーランドズロチ	国債証券 11 銘柄	100.00%	0.41%
中国元	国債証券 23 銘柄	100.00%	1.17%
ユーロ	国債証券 246 銘柄	100.00%	37.65%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

【中間財務諸表】

1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(令和4年3月26日から令和4年9月25日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監

査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）の令和4年3月26日から令和4年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）の令和4年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年3月26日から令和4年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	128,345
コール・ローン	2,887,901,492	9,469,541,696
親投資信託受益証券	19,162,055,402	11,053,548,632
流動資産合計	22,049,956,894	20,523,218,673
資産合計	22,049,956,894	20,523,218,673
負債の部		
流動負債		
未払解約金	73,280,141	45,251,965
未払受託者報酬	6,299,635	5,844,721
未払委託者報酬	157,490,621	146,117,986
未払利息	179	70,214
その他未払費用	453,510	420,755
流動負債合計	237,524,086	197,705,641
負債合計	237,524,086	197,705,641
純資産の部		
元本等		
元本	19,265,644,331	18,432,598,693
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	2,546,788,477	1,892,914,339
(分配準備積立金)	704,506,102	672,407,753
元本等合計	21,812,432,808	20,325,513,032
純資産合計	21,812,432,808	20,325,513,032
負債純資産合計	22,049,956,894	20,523,218,673

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期中間計算期間 自 令和3年3月26日 至 令和3年9月25日	第10期中間計算期間 自 令和4年3月26日 至 令和4年9月25日
営業収益		
受取利息	865	5,407
有価証券売買等損益	1,076,093,466	△400,626,649
営業収益合計	1,076,094,331	△400,621,242
営業費用		
支払利息	52,549	914,984
受託者報酬	6,946,240	5,844,721
委託者報酬	173,655,832	146,117,986
その他費用	500,062	420,755

営業費用合計	181,154,683	153,298,446
営業利益又は営業損失(△)	894,939,648	△553,919,688
経常利益又は経常損失(△)	894,939,648	△553,919,688
中間純利益又は中間純損失(△)	894,939,648	△553,919,688
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	47,689,745	△10,617,224
期首剰余金又は期首欠損金(△)	3,070,024,667	2,546,788,477
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,778,328	5,614,827
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,778,328	5,614,827
剰余金減少額又は欠損金増加額	318,593,927	116,186,501
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	318,593,927	116,186,501
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	3,639,458,971	1,892,914,339

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 期首元本額	22,786,747,268円	19,265,644,331円
期中追加設定元本額	519,013,721円	45,924,068円
期中一部解約元本額	4,040,116,658円	878,969,706円
2. 受益権の総数	19,265,644,331口	18,432,598,693口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期中間計算期間 自 令和3年3月26日 至 令和3年9月25日	第10期中間計算期間 自 令和4年3月26日 至 令和4年9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1口当たり純資産額	1,1322円	1,1027円
(1万口当たり純資産額)	(11,322円)	(11,027円)

独立監査人の中間監査報告書

令和4年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）の令和4年3月26日から令和4年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）の令和4年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年3月26日から令和4年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	686,830
コール・ローン	2,840,697,872	9,392,991,430
親投資信託受益証券	19,866,376,595	12,203,555,746
未収入金	168,000,000	-
流動資産合計	22,875,074,467	21,597,234,006
資産合計	22,875,074,467	21,597,234,006
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,404,947	31,427,133
未払受託者報酬	6,551,420	6,107,567
未払委託者報酬	163,785,421	152,689,066
未払利息	176	69,646
その他未払費用	471,640	439,683
流動負債合計	183,213,604	190,733,095
負債合計	183,213,604	190,733,095
純資産の部		
元本等		
元本	17,165,644,448	16,550,115,643
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	5,526,216,415	4,856,385,268
(分配準備積立金)	1,970,857,297	1,880,717,976
元本等合計	22,691,860,863	21,406,500,911
純資産合計	22,691,860,863	21,406,500,911
負債純資産合計	22,875,074,467	21,597,234,006

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期中間計算期間 自 令和3年3月26日 至 令和3年9月25日	第10期中間計算期間 自 令和4年3月26日 至 令和4年9月25日
営業収益		
受取利息	1,013	5,504
有価証券売買等損益	2,013,472,325	△314,840,773
営業収益合計	2,013,473,338	△314,835,269
営業費用		
支払利息	56,052	849,102
受託者報酬	7,284,805	6,107,567
委託者報酬	182,120,025	152,689,066

その他費用	524,438	439,683
営業費用合計	189,985,320	160,085,418
営業利益又は営業損失(△)	1,823,488,018	△474,920,687
経常利益又は経常損失(△)	1,823,488,018	△474,920,687
中間純利益又は中間純損失(△)	1,823,488,018	△474,920,687
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	142,528,214	△4,834,431
期首剰余金又は期首欠損金(△)	5,975,803,785	5,526,216,415
剰余金増加額又は欠損金減少額	81,995,068	53,844,062
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	81,995,068	53,844,062
剰余金減少額又は欠損金増加額	803,436,797	253,588,953
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	803,436,797	253,588,953
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	6,935,321,860	4,856,385,268

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 期首元本額	20,879,295,495 円	17,165,644,448 円
期中追加設定元本額	528,655,909 円	172,214,871 円
期中一部解約元本額	4,242,306,956 円	787,743,676 円
2. 受益権の総数	17,165,644,448 口	16,550,115,643 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期中間計算期間 自 令和3年3月26日 至 令和3年9月25日	第10期中間計算期間 自 令和4年3月26日 至 令和4年9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>等) は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1口当たり純資産額	1,3219円	1,2934円
(1万口当たり純資産額)	(13,219円)	(12,934円)

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）の令和4年3月26日から令和4年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）の令和4年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年3月26日から令和4年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	62,603
コール・ローン	1,848,315,429	1,836,940,200
親投資信託受益証券	3,402,438,844	2,896,379,441
流動資産合計	5,250,754,273	4,733,382,244
資産合計	5,250,754,273	4,733,382,244
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,359,677	9,489,690
未払受託者報酬	1,590,385	1,358,576
未払委託者報酬	39,759,488	33,964,313
未払利息	114	13,620
その他未払費用	114,443	97,755
流動負債合計	49,824,107	44,923,954
負債合計	49,824,107	44,923,954
純資産の部		
元本等		
元本	4,322,205,525	4,094,689,690
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	878,724,641	593,768,600
(分配準備積立金)	218,196,370	205,842,137
元本等合計	5,200,930,166	4,688,458,290
純資産合計	5,200,930,166	4,688,458,290
負債純資産合計	5,250,754,273	4,733,382,244

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期中間計算期間 自 令和3年3月26日 至 令和3年9月25日	第10期中間計算期間 自 令和4年3月26日 至 令和4年9月25日
営業収益		
受取利息	260	951
有価証券売買等損益	290,773,029	△208,702,910
営業収益合計	290,773,289	△208,701,959
営業費用		
支払利息	15,265	136,658
受託者報酬	2,015,385	1,358,576
委託者報酬	50,384,686	33,964,313
その他費用	145,046	97,755

営業費用合計	52,560,382	35,557,302
営業利益又は営業損失(△)	238,212,907	△244,259,261
経常利益又は経常損失(△)	238,212,907	△244,259,261
中間純利益又は中間純損失(△)	238,212,907	△244,259,261
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	52,324,318	△6,049,285
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,700,058,925	878,724,641
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,201,349	3,068,634
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,201,349	3,068,634
剰余金減少額又は欠損金増加額	358,597,881	49,814,699
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	358,597,881	49,814,699
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	1,546,550,982	593,768,600

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 期首元本額	6,142,201,858円	4,322,205,525円
期中追加設定元本額	79,829,486円	17,543,878円
期中一部解約元本額	1,899,825,819円	245,059,713円
2. 受益権の総数	4,322,205,525口	4,094,689,690口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期中間計算期間 自 令和3年3月26日 至 令和3年9月25日	第10期中間計算期間 自 令和4年3月26日 至 令和4年9月25日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第9期 [令和4年3月25日現在]	第10期中間計算期間末 [令和4年9月25日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2033円 (12,033円)	1,1450円 (11,450円)

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

TOPIXマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年9月25日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	41,681,518,923
株式	816,808,357,120
派生商品評価勘定	20,906,400
未収入金	6,007,322,460
未収配当金	350,410,263
未収利息	1,156,096
その他未収収益	10,204,046
差入委託証拠金	378,270,000
流動資産合計	865,258,145,308
資産合計	865,258,145,308
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	24,100,000
前受金	4,960,000
未払解約金	1,067,067,806

未払利息	77,264
受入担保金	32,764,491,107
流動負債合計	33,860,696,177
負債合計	33,860,696,177
純資産の部	
元本等	
元本	371,267,900,728
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	460,129,548,403
元本等合計	831,397,449,131
純資産合計	831,397,449,131
負債純資産合計	865,258,145,308

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年9月25日現在]
1. 期首	令和4年3月26日
期首元本額	323,925,697,289円
期中追加設定元本額	93,332,586,858円
期中一部解約元本額	45,990,383,419円
元本の内訳※	
三菱UFJ トピックスインデックスオープン	7,231,119,646円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	959,446,515円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	3,817,044,161円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	3,458,032,795円
三菱UFJ トピックスオープン(確定拠出年金)	3,451,887,550円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	7,660,171,349円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	38,915,254,437円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	41,453,225,957円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	117,104,960円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	295,047,928円
ファンド・マネジャー(国内株式)	1,421,264,552円
eMAXIS TOPIXインデックス	7,498,415,366円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	2,301,718,083円
eMAXIS バランス(波乗り型)	83,481,333円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	2,773,118,699円
コアバランス	222,469円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	857,786,986円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	965,328,392円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	810,006,643円
eMAXIS Slim 国内株式(TOPIX)	24,313,031,150円
国内株式セレクション(ラップ向け)	3,760,299,845円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	9,035,058,095円

つみたて日本株式 (TOPIX)	6,853,827,608 円
つみたて8資産均等バランス	4,113,820,675 円
つみたて4資産均等バランス	1,301,838,392 円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	2,692,412 円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	4,427,254 円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	6,396,157 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035 (確定拠出年金)	654,166,963 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045 (確定拠出年金)	707,068,221 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055 (確定拠出年金)	425,922,142 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式15)	423,121,053 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式40)	1,245,441,934 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式65)	2,196,307,311 円
eMAXIS Slim 全世界株式 (3地域均等型)	866,814,714 円
三菱UFJ DC年金インデックス (国内株式)	1,871,759,264 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060 (確定拠出年金)	342,255,754 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式25)	124,941,529 円
国内株式インデックス・オープン (ラップ向け)	13,870,742,612 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	129,426,511 円
ラップ向けインデックスf 国内株式	3,485,536,054 円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (保守型)	122,843,718 円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (標準型)	892,016,007 円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (積極型)	592,747,818 円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	4,889,516 円
ダイナミックアロケーションファンド (ラップ向け)	15,470,366,519 円
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	31,785,971 円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	12,243,351 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式抑制型)	273,541,409 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式重視型)	573,576,043 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (新興国投資型)	228,835,752 円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション (KAKUSHIN)	238,074,127 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (債券重視型)	213,354,081 円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定型)	20,539,362 円
三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定成長型)	124,717,775 円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	619,341,550 円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	141,377,625 円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	176,244,367 円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	589,359,124 円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	499,906,379 円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	936,487,109 円
三菱UFJ トピックスオープン	989,566,044 円
三菱UFJ DCトピックスオープン	8,502,562,825 円
三菱UFJ トピックスオープンVA (適格機関投資家限定)	68,391,731 円
三菱UFJ トピックスインデックスファンドVA (適格機関投資家限定)	6,056,196,931 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型) VA (適格機関投資家限定)	58,669 円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	15,497,450 円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	5,696,386,899 円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	117,096,501 円

三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	1,775,418,965円
MUAM 日本株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	33,429,199,525円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型 (適格機関投資家限定)	270,112,567円
三菱UFJ バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	824,711円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	1,270,409円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	279,438,281円
三菱UFJ バランスファンド20VA (適格機関投資家限定)	537,212,031円
MUAM インデックスファンドTOPIXi (適格機関投資家限定)	6,165,332,801円
MUKAM バランス・イノベーション (株式抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	746,142,934円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	248,714,312円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	660,796,608円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	87,332,960円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド (適格機関投資家限定)	1,730,479,860円
MUKAM バランス・イノベーション (債券重視型) (適格機関投資家転売制限付)	68,306,678円
MUKAM 日本株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	3,273,730,420円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	673,985,068円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド (適格機関投資家限定)	8,401,859,347円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) 2 (適格機関投資家転売制限付)	23,940,415円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	62,568円
日米コアバランス (FOFs用) (適格機関投資家限定)	144,823,390円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-04 (適格機関投資家限定)	128,786,114円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2019-11 (適格機関投資家限定)	128,782,019円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	36,674,220円
MUKAM 米国国債プラス日本株式ファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	124,887,071円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	36,119,561円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11 (適格機関投資家限定)	36,164,688円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01 (適格機関投資家限定)	35,754,711円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	36,497,939円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05 (適格機関投資家限定)	36,627,078円
MUKAM 日米コアバランス 2021-07 (適格機関投資家限定)	383,966,830円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07 (適格機関投資家限定)	35,352,311円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	35,540,638円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-11 (適格機関投資家限定)	36,425,084円

MUKAM アセットアロケーションファンド2022-01 (適格機関投資家限定)	39,840,025 円
MUKAM 日米コアバランス (除く米国株) 2022-03 (適格機関投資家限定)	791,015,446 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-03 (適格機関投資家限定)	41,218,030 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-05 (適格機関投資家限定)	42,046,572 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-07 (適格機関投資家限定)	41,187,745 円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-09 (適格機関投資家限定)	40,164,963 円
三菱UFJ TOPIX・ファンド	5,233,260,996 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	3,428,108 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	11,938,200 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	5,282,505 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	6,866,476 円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA1	628,119,789 円
三菱UFJ TOPIX・ファンドVA	120,156,821 円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	5,985,465 円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	44,404,482 円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	3,502,326 円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	32,873,258 円
三菱UFJ <DC>TOPIX・ファンド	1,611,177,896 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	413,502,490 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	1,695,152,582 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	1,553,164,383 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	1,383,929,655 円
三菱UFJ DC国内株式インデックスファンド	54,896,542,277 円
合計	371,267,900,728 円
2. 貸付有価証券 貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っておりません。 株式	30,742,774,740 円
3. 受益権の総数	371,267,900,728 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	8,593,205,000	—	8,590,260,000	△2,945,000
合計		8,593,205,000	—	8,590,260,000	△2,945,000

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 9 月 25 日現在]
1口当たり純資産額	2.2393円
(1万口当たり純資産額)	(22,393円)

国内債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,060,080,871
国債証券	189,976,422,770
地方債証券	13,068,567,220
特殊債券	10,204,868,802
社債券	14,292,182,300
未収利息	189,740,044
前払金	1,120,000
前払費用	4,771,245
差入委託証拠金	2,940,000
流動資産合計	228,800,693,252
資産合計	228,800,693,252
負債の部	

流動負債	
派生商品評価勘定	262,200
未払解約金	111,378,911
未払利息	1,965
流動負債合計	111,643,076
負債合計	111,643,076
純資産の部	
元本等	
元本	241,005,082,558
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	△12,316,032,382
元本等合計	228,689,050,176
純資産合計	228,689,050,176
負債純資産合計	228,800,693,252

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年9月25日現在]
1. 期首	令和4年3月26日
期首元本額	238,082,798,205円
期中追加設定元本額	13,564,484,577円
期中一部解約元本額	10,642,200,224円
元本の内訳※	
ファンド・マネジャー(国内債券)	26,784,193円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式抑制型)	11,003,274,692円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式重視型)	11,507,162,940円
三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)	1,445,163,574円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション(KAKUSHIN)	9,591,415,580円
三菱UFJ バランス・イノベーション(債券重視型)	6,493,649,051円
MUKAM バランス・イノベーション(株式抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	29,891,480,698円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)(適格機関投資家転売制限付)	10,044,414,214円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家限定)	27,529,189,909円
MUKAM バランス・イノベーション(債券重視型)(適格機関投資家転売制限付)	2,078,652,404円
MUKAM 日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	49,794,267,596円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド(適格機関投資家限定)	80,638,087,973円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)2(適格機関投資家転売制限付)	961,539,734円
合計	241,005,082,558円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	12,316,032,382円

3. 受益権の総数	241, 005, 082, 558 口
-----------	----------------------

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 9 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	297, 640, 000	—	297, 380, 000	△260, 000
	合計	297, 640, 000	—	297, 380, 000	△260, 000

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりませぬ。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありませぬ。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 9 月 25 日現在]
1口当たり純資産額	0. 9489 円
(1万口当たり純資産額)	(9, 489 円)

ヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	63,599,096
コール・ローン	89,678,342
国債証券	8,125,665,027
未収利息	74,854,926
前払費用	35,201,697
流動資産合計	8,388,999,088
資産合計	8,388,999,088
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	270,936,530
未払金	48,975,311
未払解約金	309,957
未払利息	166
流動負債合計	320,221,964
負債合計	320,221,964
純資産の部	
元本等	
元本	9,276,232,857
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	△1,207,455,733
元本等合計	8,068,777,124
純資産合計	8,068,777,124
負債純資産合計	8,388,999,088

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 4 年 9 月 25 日現在]
1. 期首	令和 4 年 3 月 26 日
期首元本額	6,107,710,139 円
期中追加設定元本額	9,470,618,757 円
期中一部解約元本額	6,302,096,039 円
元本の内訳※	
eMAXIS 新興国債券インデックス (為替ヘッジあり)	1,408,146,246 円
ラップ向けインデックス f 米ドル建て新興国債券 (為替ヘッジあり)	855,511 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (新興国投資型)	1,164,212,264 円
MUKAM バランスファンド2019-12 (適格機関投資家限	261,215,869 円

定)	
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	378,279,281円
MUKAM バランスファンド2020-07 (適格機関投資家限定)	264,272,563円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	372,750,265円
MUKAM バランスファンド2020-10 (適格機関投資家限定)	263,028,387円
MUKAM アセットアロケーションファンド2020-11 (適格機関投資家限定)	372,500,390円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-01 (適格機関投資家限定)	370,234,599円
MUKAM バランスファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	236,665,118円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	386,046,761円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-05 (適格機関投資家限定)	387,409,332円
MUKAM バランスファンド2021-06 (適格機関投資家限定)	237,622,731円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-07 (適格機関投資家限定)	380,410,994円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	366,441,416円
MUKAM アセットアロケーションファンド2021-11 (適格機関投資家限定)	385,329,913円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-01 (適格機関投資家限定)	344,371,044円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-03 (適格機関投資家限定)	395,577,061円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-05 (適格機関投資家限定)	418,596,663円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-07 (適格機関投資家限定)	444,256,470円
MUKAM アセットアロケーションファンド2022-09 (適格機関投資家限定)	438,009,979円
合計	9,276,232,857円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,207,455,733円
3. 受益権の総数	9,276,232,857口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年9月25日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 4 年 9 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	7,863,575,538	—	8,134,512,068	△270,936,530
合計		7,863,575,538	—	8,134,512,068	△270,936,530

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 9 月 25 日現在]
1口当たり純資産額	0.8698円
(1万口当たり純資産額)	(8,698円)

2 【ファンドの現況】

【三菱UFJ バランス・イノベーション (株式抑制型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位:円)

I 資産総額	20,262,105,140
II 負債総額	21,231,982
III 純資産総額 (I - II)	20,240,873,158
IV 発行済口数	18,406,883,428口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.0996

(10,000 口当たり)	(10,996)
---------------	----------

【三菱UFJ バランス・イノベーション (株式重視型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	21,351,077,728
II 負債総額	39,323,480
III 純資産総額 (I - II)	21,311,754,248
IV 発行済口数	16,511,244,055口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.2907
(10,000 口当たり)	(12,907)

【三菱UFJ バランス・イノベーション (新興国投資型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	4,630,754,965
II 負債総額	2,663,850
III 純資産総額 (I - II)	4,628,091,115
IV 発行済口数	4,093,261,856口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.1307
(10,000 口当たり)	(11,307)

(参考)

国内債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	229,249,457,241
II 負債総額	1,610,262,404
III 純資産総額 (I - II)	227,639,194,837
IV 発行済口数	240,781,390,349口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.9454
(10,000 口当たり)	(9,454)

ヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	8,155,083,815
II 負債総額	724,324,181
III 純資産総額 (I - II)	7,430,759,634
IV 発行済口数	9,016,663,201口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.8241
(10,000口当たり)	(8,241)

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和 4 年 9 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	3,590,040,470
II 負債総額	6,007,839
III 純資産総額 (I - II)	3,584,032,631
IV 発行済口数	3,520,067,951口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.0182
(10,000口当たり)	(10,182)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・ 投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

- ②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
- ④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
- ⑤投資行動のモニタリング1
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。
- ⑥投資行動のモニタリング2
運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
- ⑦ファンドに関係する法人等の管理
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
- ⑧運用・管理に関する監督
内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年9月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	903	21,413,405
追加型公社債投資信託	16	1,387,262
単位型株式投資信託	93	428,424
単位型公社債投資信託	52	133,498
合計	1,064	23,362,589

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	※2	2,726	※2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額 31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和 3 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払(注 1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注 3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払(注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注 3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 2)	科目	期末残高(注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 2)	科目	期末残高(注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示していません。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1 株当たり情報）

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1 株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の 1 株当たり純資産額は 2,248.25 円増加し、1 株当たり純利益金額は 658.24 円減少しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券およびヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、値上がり益の獲得および利子・配当等収益の確保をめざします。
- ② 株式の実質組入比率は、株式組入れを比較的抑えつつ、相場の局面判断や株式の収益率等に基づいて決定します。
- ③ 債券の実質組入比率は、原則として、先進国債券を一定の比率とし、残りの部分は国内債券等を組入れます。
- ④ 国内外の債券市場が下落した場合等に債券の実質組入比率を引き下げ、マネー・マーケット・マザーファンド等の組入れを行う場合があります。
- ⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ⑥ 実質組入外貨建資産のうち債券部分については、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。その他の実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2028年3月24日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相

場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、国内債券インデックスマザーファンド、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

19. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
25. 外国の者に対する権利で前2号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）
8. 外国の者に対する権利で前3号の権利の性質を有するもの

- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、

信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条から第28条、第30条、第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条から第28条、第30条、第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（こ

の信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との

差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年10月25日から2014年3月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に

欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第43条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代

金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、

- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に

関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金

額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2013年10月25日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券およびヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、値上がり益の獲得および利子・配当等収益の確保をめざします。
- ② 株式の実質組入比率は、相場の局面判断や株式の収益率等に基づいて決定します。
- ③ 債券の実質組入比率は、株式の実質組入比率に応じて先進国債券の組入比率を決定し、残りの部分は国内債券等を組入れます。
- ④ 国内外の債券市場が下落した場合等に債券の実質組入比率を引き下げ、マネー・マーケット・マザーファンド等の組入れを行う場合があります。
- ⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ⑥ 実質組入外貨建資産のうち債券部分については、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。その他の実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分

配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2028年3月24日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相

場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、国内債券インデックスマザーファンド、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

19. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
25. 外国の者に対する権利で前2号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）
8. 外国の者に対する権利で前3号の権利の性質を有するもの

- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、

信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条から第28条、第30条、第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条から第28条、第30条、第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（こ

の信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との

差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡り日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年10月25日から2014年3月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に

欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第43条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代

金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、

- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に

関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金

額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2013年10月25日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

追加型証券投資信託

三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、新興国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券、ヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンド受益証券およびマネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIXマザーファンド受益証券、外国株式インデックスマザーファンド受益証券、新興国株式インデックスマザーファンド受益証券、国内債券インデックスマザーファンド受益証券、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券およびヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、値上がり益の獲得および利子・配当等収益の確保をめざします。
- ② 株式の実質組入比率は、相場の局面判断や株式の収益率等に基づいて決定します。
- ③ 債券の実質組入比率は、原則として、国内債券、先進国債券および新興国債券を均等とします。
- ④ 国内外の債券市場が下落した場合等に債券への実質組入比率を引き下げ、マネー・マーケット・マザーファンド等の組入れを行う場合があります。
- ⑤ マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ⑥ 実質組入外貨建資産のうち債券部分については、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。その他の実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑧ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑨ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2028年3月24日まで、または第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受

益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは

は流動性の極端な減少等)があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするTOPIXマザーファンド、外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、国内債券インデックスマザーファンド、ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド、ヘッジ付新興国債券インデックスマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

ます。)

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
 25. 外国の者に対する権利で前2号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
 7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）
 8. 外国の者に対する権利で前3号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条から第28条、第30条、第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条から第28条、第30条、第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第53条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第25条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れ

が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方

法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2013年10月25日から2014年3月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第43条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間

の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとして、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとしてします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしてします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商

品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第48条第2項から第5項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した

ときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合

には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第47条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満

期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2013年10月25日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第47条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信